

官報 号外

昭和五十七年三月三十一日

第九十六回 参議院會議録第十号

昭和五十七年三月三十一日(水曜日)
午前十時二分開議

○議事日程 第十号

昭和五十七年三月三十一日
午前十時開議

- 第一 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第二 石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第三 炭鉱職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第四 労働省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第五 地域改善対策特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)
- 第六 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第七 漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件(衆議院送付)
- 第八 松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第九 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第十 特定市街化区域農地の固定資産税の課

昭和五十七年三月三十一日 参議院會議録第十号

税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

- 第一 琵琶湖総合開発特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第二 特殊土壌による地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
- 第三 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第四 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第五 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第六 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(衆議院送付)
- 第七 国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第八 法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第九 租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第二〇 関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

- 一、日程第一より第二〇まで
- 一、豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案、石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案外一件

一、砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
一、沖繩振興開発特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)
一、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○議長(徳永正利君) これより会議を開きます。

日程第一 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。法務委員長鈴木一弘君。

〔審査報告書は都合により第十二号末尾に掲載〕

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し、よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十七年二月二十五日
参議院議長 徳永 正利 殿

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。
第一条の表中「一、三二一人」を「一、三一九人」に改める。
第二条中「二万三千三百四十四人」を「二万三千三百四十五人」に改める。

附 則
この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

る。

〔鈴木一弘君登壇、拍手〕

○鈴木一弘君 ただいま議題となりました裁判所職員定員法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、判事の員数を八人、裁判官以外の裁判所職員員数を一人、それぞれ増加しようとするものであります。

委員会におきましては、欧米諸国に比してのが国の法曹人口、司法試験制度の改革、簡易裁判所判事の人的構成、定年制の実施に伴う裁判所の対応等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
以上御報告いたします。(拍手)

○議長(徳永正利君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(徳永正利君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(徳永正利君) 日程第二 石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案

日程第三 炭鉱職者臨時措置法の一部を改正する法律案
(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長降

昭和五十七年三月三十一日 参議院會議録第十号
矢敬雄君。

〔審査報告書は都合により第十二号末尾に掲載〕

石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十七年三月十二日

衆議院議長 福田 一

参議院議長 徳永 正利殿

石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案

石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律

〔石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正〕

第一条 石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八十八条」を「第八十七条」に改める。

第二条 第一項中「第三十五条の十四第四項」を「第三十五条の十第二項」に改める。

第三条 第二項第一号中「昭和五十六年度」を「昭和六十一年度」に改める。

第二十五条第一項中第十七号を削り、第十八号を第十七号とし、第十九号を第十八号とし、同条第二項中「前項第十九号」を「前項第十八号」に改める。

第二十六条第二項第十五号を削る。

第三十五条中「第三十五条の十一第一項」を「第三十五条の十三第一項」に改める。

第三十五条の十第二項及び第三項を削り、同条第四項を同条第二項とする。

第三十五条の十一を第三十五条の十三とし、

石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案外一件

第三十五条の十の次に次の見出し及び二条を加える。

(放棄鉱業権に係る鉱床等における掘採の制限)

第三十五条の十一 廃止事業者又は廃止会社が放棄した鉱業権(以下この項及び次条において「放棄鉱業権」という。)の鉱床の区域に重複する鉱床がある場合におけるその重複する鉱床の掘採権者は、その重複する区域については、通商産業大臣の許可を受けた場合を除き、当該放棄鉱業権に係る鉱床において石炭を掘採してはならない。

2 掘採権者は、廃止事業者又は廃止会社が放棄した鉱業権(以下この項及び次条第二項において「放棄鉱業権」という。)の鉱床の区域(放棄鉱業権が特定の鉱床を目的とするものである場合には、その鉱床)においては、通商産業大臣の許可を受けた場合を除き、石炭を掘採してはならない。

第三十五条の十二 通商産業大臣は、前条第一項の許可の申請があつた場合において、その申請が次の各号に適合すると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 その申請の区域における当該放棄鉱業権に係る鉱床と当該重複する鉱床に係る他の鉱床又は当該鉱床の周辺の掘採権に係る鉱床とを一体的に開発することが鉱床の位置形状その他鉱床の状態からみて著しく合理的であること。

二 その申請に係る掘採権者が鉱床の一体的な開発に関する適切な計画を有し、かつ、当該計画を適確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力を有することその他通商産業省令で定める事業の運営に関する基準に該当するものであること。

2 前項の規定は、前条第二項の許可に準用する。この場合において、前項第一号中「その申請の区域における当該放棄鉱業権に係る鉱床と当該重複する鉱床」とあるのは、「その申請の区域に係る鉱床(放棄鉱業権が特定の鉱床を目的とするものである場合には、その申請に係る鉱床)と当該放棄鉱業権の租鉱床の区域(当該放棄鉱業権が特定の鉱床を目的とするものである場合には、その鉱床)を含む鉱床」と読み替へるものとする。

床と当該重複する鉱床」とあるのは、「その申請の区域に係る鉱床(放棄鉱業権が特定の鉱床を目的とするものである場合には、その申請に係る鉱床)と当該放棄鉱業権の租鉱床の区域(当該放棄鉱業権が特定の鉱床を目的とするものである場合には、その鉱床)を含む鉱床」と読み替へるものとする。

第三十六条の二十七第二項中「鉱床の周辺の掘採権の下に」又は当該鉱床に重複する掘採権を、「当該周辺の掘採権の下に」又は重複する掘採権を加へ、「その他の通商産業省令で定める」を「その他通商産業省令で定める事業の運営に関する」に改める。

第三十六条の二十八を削る。

第五十三条第二号中「第三十五条の十一第一項」を「第三十五条の十三第一項」に改める。

第六十七條の三の前の見出し及び同条から第六十八条までを削り、第六十七條の二を第六十八条とする。

第八十四条中「十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「第三項又は第四項」を削り、同条第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加へる。

二 第三十五条の十一の規定による通商産業大臣の許可を受けないで石炭を掘採した者

第八十五条を削る。

第八十六条中「五万円」を「十万円」に改め、同条を第八十五条とする。

第八十七条中「三万円」を「五万円」に改め、同条を第八十六条とする。

第八十八条中「第八十四条から前条まで」を「前三条」に改め、同条を第八十七条とする。

附則第二条中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

〔石炭鉱業経理規制臨時措置法の一部改正〕

第二条 石炭鉱業経理規制臨時措置法(昭和三十八年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

一六〇

附則第二項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

(産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の一部改正)

第三条 産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律(昭和三十八年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

(石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法の一部改正)

第四条 石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法(昭和四十二年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の規定中石炭鉱業合理化臨時措置法附則第二条の改正規定及び第二条から第四条までの規定は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に新エネルギー総合開発機構がした電力用炭の購入又は販売の契約については、第一条の規定による改正前の石炭鉱業合理化臨時措置法第二十五条第一項第十七号、第三十六条の二十八、第六十七條の三及び第六十七條の四の規定は、なおその効力を有する。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔審査報告書は都合により第十二号末尾に掲載〕

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十七年三月十二日

衆議院議長 福田 一
参議院議長 徳永 正利殿

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。
附則第十六条中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

〔降矢敏雄君登壇、拍手〕

○降矢敏雄君 たいだいま議題となりました二法案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案は、石炭対策を一層推進するため、石炭鉱業合理化臨時措置法、石炭鉱業経理規制臨時措置法、産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律及び石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法が廃止されるものとす期限を、それぞれ昭和六十二年三月三十一日まで五年間延長するとともに、新エネルギー総合開発機構による電力用炭の購入及び販売の業務の廃止、重複鉱区がある場合の鉱区消滅区域における石炭の掘採の制限の緩和などの措置を講じようとするものであります。

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

は、同法の廃止期限を同じく五年間延長しようとするものであります。

商工委員会におきましては、両案について参考人の意見を聴取するとともに、総合エネルギー政策における国内炭の位置づけ、新鉱開発の可能性、北炭夕張新鉱の再建問題などについて質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終りましたところ、対馬委員より、日本社会党を代表して、新エネルギー総合開発機構の業務に被災者救済等交付金の交付業務を加えることなどを内容とする石炭合理化法等改正案に対する修正案が提出され、安倍通商産業大臣から、政府は修正案に反対である旨の意見が表明されました。

次に、両法案に対する討論に入り、石炭合理化法等改正案について、日本社会党村田理事より、原案反対、修正案賛成、自由民主党・自由国民会議野呂田理事より、原案賛成、修正案反対、日本共産党市川理事より、原案、修正案いずれも反対の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、採決の結果、対馬君提出の修正案は賛成少数をもって否決され、石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案は多数をもって、炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案は全会一致をもって、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議が行われましたことを申し添え、御報告を終わります。

〔拍手〕

○議長(徳永正利君) これより採決をいたします。まず、石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。

次に、炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(徳永正利君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(徳永正利君) 日程第四 労働省設置法の一部を改正する法律案

日程第五 地域改善対策特別措置法案(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。内閣委員長遠藤要君。

〔審査報告書は都合により第十二号末尾に掲載〕

労働省設置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十七年三月二十六日

衆議院議長 福田 一
参議院議長 徳永 正利殿

労働省設置法の一部を改正する法律案
労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「失業対策部」を「高齢者対策部」に改める。

第十条第一項中「左の」を「次の」に改め、第三号の四を第三号の五とし、第三号の三を第三号の四とし、第三号の二を第三号の三とし、第三号の次

に次の一号を加える。
三の二 定年の引上げ等による雇用の延長の促進その他高齢者の職業の安定に関すること。

第十条第二項中「失業対策部は、前項第四号から第四号の三までに掲げる事務並びに同項第八号に掲げる事務のうち」を「高齢者対策部は、前項第三号の二から第三号の四まで及び第四号から第四号の三までに掲げる事務並びに同項第八号に掲げる事務のうち雇用対策法(第六章(身体障害者に係る部分を除く。))の規定に限る。」に改め、「第十二条の規定に限る。」を削る。

附則
この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

〔審査報告書は都合により第十二号末尾に掲載〕

地域改善対策特別措置法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十七年三月十九日

衆議院議長 福田 一
参議院議長 徳永 正利殿

地域改善対策特別措置法案
地域改善対策特別措置法

第一条 この法律は、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域(以下「対象地域」という。)について生活環境の改善、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化、社会福祉の増進等に関する政令で定める事業(以下「地域改善対策事業」という。)の円滑な

昭和五十七年三月三十一日 参議院會議録第十号

労働省設置法の一部を改正する法律案外一件

実施を図るために必要な特別の措置を講ずることにより、対象地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目的とする。

(地域改善対策事業の推進等)

第二条 国及び地方公共団体は、前条の目的を達成するため、協力して、地域改善対策事業を迅速かつ総合的に推進するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域改善対策事業を実施するに当たっては、対象地域とその周辺地域との一体性の確保を図り、公正な運営に努めなければならない。

3 国民は、地域改善対策事業の本旨を理解して、相互に基本的人権を尊重するとともに、地域改善対策事業の円滑な実施に協力するように努めなければならない。

(特別の助成)

第三条 地域改善対策事業でこれに要する経費について国が負担し、又は補助するものに對するその負担又は補助については、政令で特別の定めをする場合を除き、予算の範囲内で、三分の二の割合をもつて算定するものとする。

2 前項の場合において、法律の規定で国の負担又は補助の割合として三分の二を下る割合を定めているもののうち政令で定めるものについては、政令でこれを三分の二とするものとする。

(地方債)

第四条 地域改善対策事業につき地方公共団体が

必要とする経費については、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五条第一項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもつてその財源とすることが出来る。

2 地域改善対策事業につき地方公共団体が必要とする経費の財源に充てため起した地方債は、資金事情の許す限り、国が資金運用部資金又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつてその全額を引き受けるものとする。

(元利償還金の基準財政需要額への算入)

第五条 地域改善対策事業につき地方公共団体が必要とする経費の財源に充てため起した地方債で自治大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の定めるところにより、当該地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

2 この法律は、昭和六十二年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、昭和六十一年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十二年以降の年度に繰り越されたものにより実施される地域改善対策事業については

は第三条から第五条までの規定、昭和六十一年度以前の年度に地域改善対策事業の財源に充てため発行を許可された地方債については第五条の規定及び附則第四項の規定は、なおその効力を有する。

(経過措置)

3 昭和五十六年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和五十七年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和五十六年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和五十七年度以降の年度に繰り越されたものにより実施される旧同和对策事業特別措置法(昭和四十四年法律第六十号。以下「旧法」という。)第二条に規定する同和对策事業については、旧法第七条、第九条及び第十条の規定は、なおその効力を有する。

4 昭和五十六年度以前の年度に同和对策事業費の財源に充てため発行を許可された地方債については、旧法第十条の規定は、なおその効力を有する。

(地方交付税法の一部改正)

5 地方交付税法の一部を次のように改正する。

附則第九条第一項の表中「同和对策事業償還費」を「地域改善対策事業償還費」に、「同和对策事業費」を「地域改善対策事業費又は同和对策事業費」に改め、同条第二項の表中「同和对策事業費」を「地域改善対策事業費又は同和对策事業費」に、「同和对策事業特別措置法」を「地域改善対策特別措置法」に改める。

改善対策特別措置法(昭和五十七年法律第号)第五条又は旧同和对策事業特別措置法に改める。

6 前項の規定による改正後の地方交付税法附則第九条の規定は、昭和五十七年度分の地方交付税から適用する。

(総理府設置法の一部改正)

7 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。
第十五条第一項の表同和对策協議会の項を次のように改める。

地域改善対策協議会

地域改善対策特別措置法(昭和五十七年法律第号)第一条に規定する対象地域の地域改善対策として推進すべき施策で関係行政機関相互の緊密な連絡を要するものに関する基本的事項を調査審議すること。

附則第四項を次のように改める。
4 第十五条第一項の表に掲げる附属機関のうち、地域改善対策協議会は、昭和六十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

(遠藤要君登壇 拍手)

○遠藤要君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。
まず、労働省設置法の一部を改正する法律案は、高齢者の雇用の現状にかんがみ、高齢者対策を総合的に推進するため、第一に、労働省本省の

内部部局である職業安定局に新たに高齢者対策部を設置するとともに、現行の失業対策部を廃止すること、第二に、高齢者対策部においては、定年の引き上げ等による雇用の延長の促進その他高齢者の職業安定に関する事務等を所掌することとしております。

委員会におきましては、今日の経済状況と雇用情勢、中高年齢者の雇用政策の位置づけ、定年延長対策並びに定年制の法制化、失業対策事業の実態と今後の推移など各般にわたり質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わる、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合及び新政クラブの各派共同提案に係る附帯決議が全会一致をもって行われました。

次に、地域改善対策特別措置法案は、現行の同和对策事業特別措置法が本年三月三十一日に失効することにかんがみ新たに提案されたものでありまして、今後とも引き続き日本国憲法の理念にのっとり、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に資するため、当該地域について行われる地域改善対策事業の円滑な実施を図ろうとするものであります。

その内容の第一は、対象地域について実施する地域改善対策事業の範囲及びその内容を明らかにするため、これを具体的に政令で定めること、第二は、地域改善対策事業の円滑な実施を図るため、国及び地方公共団体並びに国民の責務を定め

るとともに、同事業の推進に当たり配慮すべき事項を定めること、第三は、地域改善対策事業に要する経費について、同和对策事業特別措置法におけると同様に、地方公共団体の財政負担の軽減を図るため特別の措置を講ずること、第四は、この法律の有効期間を五年間とするにとともに、同和对策事業特別措置法の失効に伴い必要な経過措置等を設けることとしております。

委員会におきましては、同和問題に関する小委員会を設置し、同小委員懇談会での協議に基づき、林同小委員長から各会派の意見を取りまとめたものにより質疑が行われました。

その質疑の主な点は、今回の新法の制定に当たっての運用の基本方針、昨年十二月の同和对策協議会の意見具申に盛り込まれた雇用、教育、啓発等の諸施策の必要性と政府の対応策など各般にわたるものでありましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わりましたところ、日本共産党を代表して安武委員より、法の目的と事業の目標を明確にする等と内容とする修正案が提出され、その趣旨説明が行われました。

本修正案は予算を伴うものでありますので、政府の意見を聴取いたしましたところ、田邊総理府総務長官から、政府としては賛成いたしかねる旨の発言がありました。

別に討論もなく、採決に入り、安武委員提出の修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(徳永正利君) これより採決をいたします。

まず、労働省設置法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、地域改善対策特別措置法案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(徳永正利君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(徳永正利君) 日程第六 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一 大使館の表欧州の項中「在アイルランド日本国大使館」を「在アイルランド日本国大使館」に改める。

別表第一の二 総領事館の表北米の項中「在アトランタ日本国総領事館」を「在アトランタ日本国総領事館」に改める。

別表第一の三 領事館の表北米の項を削る。

別表第二及び別表第三を次のように改める。

アトランタ 「を」 在アトランタ日本国総領事館

在アンカラレツ日本国総領事館

アメリカ合衆国

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長稲嶺一郎君。

〔審査報告書は都合により第十二号末尾に掲載〕

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和五十七年三月十九日

衆議院議長 福田 一

参議院議長 徳永 正利殿

昭和五十七年三月三十一日 参議院會議録第十号 在外公館の名称及び位階並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一六四

別									
3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号	
円 397,200	円 344,300	円 304,700	円 269,400	円 247,400	円 229,800	円 203,200	円 185,500	円 167,900	
473,600	406,000	358,600	313,500	288,900	266,400	239,200	216,600	194,100	
552,100	487,400	432,100	388,900	355,300	333,700	288,200	266,600	245,000	
493,300	437,400	388,000	350,700	320,000	301,400	258,800	240,100	221,500	
431,300	366,600	323,500	280,300	258,800	237,200	215,700	194,100	172,500	
397,200	344,300	304,700	269,400	247,400	229,800	203,200	185,500	167,900	
414,800	356,000	314,500	275,300	253,700	234,100	209,800	190,100	170,500	
411,700	349,900	308,800	267,600	247,000	226,400	205,900	185,300	164,700	
436,400	377,600	334,100	294,900	271,000	251,400	222,800	203,100	183,500	
504,600	439,900	389,400	346,200	317,600	296,000	259,600	238,000	216,400	
436,400	377,600	334,100	294,900	271,000	251,400	222,800	203,100	183,500	
516,400	454,600	402,900	361,700	330,500	309,900	268,600	248,000	227,400	
445,800	389,900	345,300	308,000	282,300	263,700	230,200	211,500	192,900	
414,800	356,000	314,500	275,300	253,700	234,100	209,800	190,100	170,500	
504,600	439,900	389,400	346,200	317,600	296,000	259,600	238,000	216,400	
434,400	372,600	329,200	288,000	265,400	244,800	219,600	199,000	178,400	
426,200	373,300	330,600	295,300	270,500	252,900	220,400	202,700	185,100	
552,100	487,400	432,100	388,900	355,300	333,700	288,200	266,600	245,000	
536,000	471,300	417,600	374,400	342,300	320,700	278,400	256,800	235,200	
392,100	333,300	294,100	254,900	235,300	215,700	196,100	176,400	156,800	
372,500	316,600	279,400	242,100	223,500	204,900	186,300	167,600	149,000	
588,200	500,000	441,200	382,300	352,900	323,500	294,100	264,700	235,300	
548,900	466,600	411,700	356,800	329,300	301,900	274,500	247,000	219,600	
529,300	449,900	397,000	344,000	317,600	291,100	264,700	238,200	211,700	
416,800	360,900	319,400	282,100	259,200	240,600	213,000	194,300	175,700	
411,700	349,900	308,800	267,600	247,000	226,400	205,900	185,300	164,700	
436,400	377,600	334,100	294,900	271,000	251,400	222,800	203,100	183,500	
536,000	471,300	417,600	374,400	342,300	320,700	278,400	256,800	235,200	
414,800	356,000	314,500	275,300	253,700	234,100	209,800	190,100	170,500	
436,400	377,600	334,100	294,900	271,000	251,400	222,800	203,100	183,500	
333,300	283,300	250,000	216,600	200,000	183,300	166,700	150,000	133,300	
475,600	410,900	363,500	320,300	294,500	272,900	242,400	220,800	199,200	
436,400	377,600	334,100	294,900	271,000	251,400	222,800	203,100	183,500	
456,000	394,200	348,800	307,600	282,700	262,100	232,600	212,000	191,400	
436,400	377,600	334,100	294,900	271,000	251,400	222,800	203,100	183,500	
436,400	377,600	334,100	294,900	271,000	251,400	222,800	203,100	183,500	
548,900	466,600	411,700	356,800	329,300	301,900	274,500	247,000	219,600	
436,400	377,600	334,100	294,900	271,000	251,400	222,800	203,100	183,500	
395,200	339,300	299,800	262,500	241,900	223,300	200,000	181,300	162,700	

別表第二 在勤基本手当の基準額(第十条関係)

一 大使館

地 域	所 在 国	号				
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号
ア ジ ア	インド	710,000	590,000	543,100	505,500	452,500
	インドネシア	880,000	720,000	656,400	610,100	542,400
	ヴェトナム	860,000	800,000	736,300	687,300	622,600
	カンボディア	800,000	700,000	654,000	610,900	555,000
	シンガポール	770,000	660,000	603,800	560,700	496,000
	スリ・ランカ	640,000	590,000	543,100	505,500	452,500
	タイ	770,000	630,000	574,000	533,600	474,800
	大韓民国	820,000	630,000	576,400	535,200	473,500
	中華人民共和国	830,000	650,000	597,900	556,400	497,600
	ネパール	810,000	740,000	684,600	637,600	572,900
	パキスタン	750,000	650,000	597,900	556,400	497,600
	バングラデシュ	810,000	750,000	691,300	645,000	583,300
	ビルマ	750,000	650,000	602,300	561,200	505,300
	フィリピン	770,000	630,000	574,000	533,600	474,800
	ブータン	770,000	740,000	684,600	637,600	572,900
	マレーシア	760,000	660,000	601,500	559,100	497,400
	モルディヴ	640,000	620,000	574,900	535,700	482,700
	モンゴル	860,000	800,000	736,300	687,300	622,600
	ラオス	890,000	780,000	718,700	670,500	605,800
北 米	アメリカ合衆国	860,000	820,000	563,500	529,300	450,900
	カナダ	670,000	570,000	521,500	484,300	428,400
中 南 米	アルゼンティン	990,000	910,000	823,500	764,700	676,400
	ヴェネズエラ	930,000	850,000	768,500	713,600	631,200
	ウルグアイ	840,000	820,000	741,000	688,100	608,700
	エクアドル	640,000	620,000	570,500	531,000	475,100
	エル・サルヴァドル	650,000	630,000	576,400	535,200	473,500
	ガイアナ	670,000	650,000	597,900	556,400	497,600
	キューバ	800,000	780,000	718,700	670,500	605,800
	グアテマラ	650,000	630,000	574,000	533,600	474,800
	グレナダ	670,000	650,000	597,900	556,400	497,600
	コスタ・リカ	530,000	510,000	466,600	433,300	383,300
	コロンビア	730,000	710,000	652,800	607,400	542,700
	ジャマイカ	670,000	650,000	597,900	556,400	497,600
	スリナム	700,000	680,000	625,400	581,900	520,200
	セント・ヴィンセント	670,000	650,000	597,900	556,400	497,600
	セント・ルシア	670,000	650,000	597,900	556,400	497,600
	チリ	980,000	850,000	768,500	713,600	631,200
	ドミニカ	670,000	650,000	597,900	556,400	497,600
	ドミニカ共和国	650,000	600,000	546,600	508,200	452,300

454,000	389,300	343,900	300,700	277,200	255,600	229,400	207,800	186,200
473,600	406,000	358,600	313,500	288,900	266,400	239,200	216,600	194,100
397,200	344,300	304,700	269,400	247,400	229,800	203,200	185,500	167,900
375,600	322,700	285,100	249,800	230,100	212,500	190,200	172,500	154,900
436,400	377,600	334,100	294,900	271,000	251,400	222,800	203,100	183,500
473,600	406,000	358,600	313,500	288,900	266,400	239,200	216,600	194,100
436,400	377,600	334,100	294,900	271,000	251,400	222,800	203,100	183,500
395,200	339,300	299,800	262,500	241,900	223,300	200,000	181,300	162,700
372,500	316,600	279,400	242,100	223,500	204,900	186,300	167,600	149,000
536,000	471,300	417,600	374,400	342,300	320,700	278,400	256,800	235,200
375,600	322,700	285,100	249,800	230,100	212,500	190,200	172,500	154,900
414,800	356,000	314,500	275,300	253,700	234,100	209,800	190,100	170,500
431,300	366,600	323,500	280,300	258,800	237,200	215,700	194,100	172,500
431,300	366,600	323,500	280,300	258,800	237,200	215,700	194,100	172,500
543,800	473,200	418,800	371,700	341,100	317,600	279,200	255,600	232,100
411,700	349,900	308,800	267,600	247,000	226,400	205,900	185,300	164,700
411,700	349,900	308,800	267,600	247,000	226,400	205,900	185,300	164,700
490,100	416,600	367,600	318,600	294,100	269,600	245,100	220,500	196,000
470,500	399,900	352,900	305,800	282,300	258,800	235,300	211,700	188,200
411,700	349,900	308,800	267,600	247,000	226,400	205,900	185,300	164,700
411,700	349,900	308,800	267,600	247,000	226,400	205,900	185,300	164,700
529,300	449,900	397,000	344,000	317,600	291,100	264,700	238,200	211,700
450,900	383,300	338,200	293,100	270,500	248,000	225,500	202,900	180,400
470,500	399,900	352,900	305,800	282,300	258,800	235,300	211,700	188,200
475,600	410,900	363,500	320,300	294,500	272,900	242,400	220,800	199,200
454,000	389,300	343,900	300,700	277,200	255,600	229,400	207,800	186,200
470,500	399,900	352,900	305,800	282,300	258,800	235,300	211,700	188,200
490,100	416,600	367,600	318,600	294,100	269,600	245,100	220,500	196,000
490,100	416,600	367,600	318,600	294,100	269,600	245,100	220,500	196,000
450,900	383,300	338,200	293,100	270,500	248,000	225,500	202,900	180,400
454,000	389,300	343,900	300,700	277,200	255,600	229,400	207,800	186,200
450,900	383,300	338,200	293,100	270,500	248,000	225,500	202,900	180,400
470,500	399,900	352,900	305,800	282,300	258,800	235,300	211,700	188,200
454,000	389,300	343,900	300,700	277,200	255,600	229,400	207,800	186,200
490,100	416,600	367,600	318,600	294,100	269,600	245,100	220,500	196,000
454,000	389,300	343,900	300,700	277,200	255,600	229,400	207,800	186,200
411,700	349,900	308,800	267,600	247,000	226,400	205,900	185,300	164,700
411,700	349,900	308,800	267,600	247,000	226,400	205,900	185,300	164,700
470,500	399,900	352,900	305,800	282,300	258,800	235,300	211,700	188,200
475,600	410,900	363,500	320,300	294,500	272,900	242,400	220,800	199,200
470,500	399,900	352,900	305,800	282,300	258,800	235,300	211,700	188,200
529,300	449,900	397,000	344,000	317,600	291,100	264,700	238,200	211,700
475,600	410,900	363,500	320,300	294,500	272,900	242,400	220,800	199,200
431,300	366,600	323,500	280,300	258,800	237,200	215,700	194,100	172,500

昭和五十七年三月三十一日 参議院會議録第十号 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

	トリニダード・トバゴ	710,000	690,000	628,900	584,600	519,900
	ニカラグァ	740,000	720,000	656,400	610,100	542,400
	ハイティ	610,000	590,000	543,100	505,500	452,500
	パナマ	580,000	570,000	519,200	482,700	429,700
	バハマ	670,000	650,000	597,900	556,400	497,600
	パラグアイ	790,000	720,000	656,400	610,100	542,400
	バルバドス	670,000	650,000	597,900	556,400	497,600
	ブラジル	690,000	600,000	546,600	508,200	452,300
	ペルー	630,000	570,000	521,500	484,300	428,400
	ボリヴィア	840,000	780,000	718,700	670,500	605,800
	ホンデュラス	580,000	570,000	519,200	482,700	429,700
	メキシコ	730,000	630,000	574,000	533,600	474,800
欧 州	アイスランド	690,000	660,000	603,800	560,700	496,000
	アイルランド	690,000	660,000	603,800	560,700	496,000
	アルバニア	830,000	810,000	739,500	688,600	618,000
	イタリア	740,000	630,000	576,400	535,200	473,500
	ヴァチカン	650,000	630,000	576,400	535,200	473,500
	オーストリア	880,000	750,000	686,100	637,100	563,600
	オランダ	790,000	720,000	658,700	611,700	541,100
	ギリシャ	650,000	630,000	576,400	535,200	473,500
	サイプラス	650,000	630,000	576,400	535,200	473,500
	スイス	890,000	820,000	741,000	688,100	608,700
	スウェーデン	760,000	690,000	631,300	586,200	518,500
	スペイン	790,000	720,000	658,700	611,700	541,100
	ソヴィエト連邦	910,000	710,000	652,800	607,400	542,700
	チェコスロヴァキア	750,000	690,000	628,900	584,600	519,900
	デンマーク	790,000	720,000	658,700	611,700	541,100
	ドイツ民主共和国	880,000	750,000	686,100	637,100	563,600
	ドイツ連邦共和国	930,000	750,000	686,100	637,100	563,600
	ノルウェー	760,000	690,000	631,300	586,200	518,500
	ハンガリー	750,000	690,000	628,900	584,600	519,900
	フィンランド	720,000	690,000	631,300	586,200	518,500
	フランス	940,000	720,000	658,700	611,700	541,100
	ブルガリア	750,000	690,000	628,900	584,600	519,900
	ベルギー	880,000	750,000	686,100	637,100	563,600
	ポーランド	750,000	690,000	628,900	584,600	519,900
	ポルトガル	690,000	630,000	576,400	535,200	473,500
	マルタ	650,000	630,000	576,400	535,200	473,500
	ユーゴスラヴィア	790,000	720,000	658,700	611,700	541,100
	ルーマニア	780,000	710,000	652,800	607,400	542,700
	ルクセンブルグ	750,000	720,000	658,700	611,700	541,100
	連合王国	1,050,000	820,000	741,000	688,100	608,700
大 洋 州	ヴァヌアツ	730,000	710,000	652,800	607,400	542,700
	オーストラリア	770,000	660,000	603,800	560,700	496,000

536,000	471,300	417,600	374,400	342,300	320,700	278,400	256,800	235,200
555,600	488,000	432,300	387,200	354,000	331,500	288,200	265,600	243,100
536,000	471,300	417,600	374,400	342,300	320,700	278,400	256,800	235,200
475,600	410,900	363,500	320,300	294,500	272,900	242,400	220,800	199,200
475,600	410,900	363,500	320,300	294,500	272,900	242,400	220,800	199,200
475,600	410,900	363,500	320,300	294,500	272,900	242,400	220,800	199,200
470,500	399,900	352,900	305,800	282,300	258,800	235,300	211,700	188,200
555,600	488,000	432,300	387,200	354,000	331,500	288,200	265,600	243,100
495,200	427,600	378,200	333,100	306,200	283,700	252,200	229,600	207,100
622,200	539,900	477,600	422,700	388,100	360,700	318,400	290,900	263,500
575,200	504,600	447,000	399,900	365,800	342,300	298,000	274,400	250,900
591,300	520,700	461,500	414,400	378,800	355,300	307,800	284,200	260,700
414,800	356,000	314,500	275,300	253,700	234,100	209,800	190,100	170,500
555,600	488,000	432,300	387,200	354,000	331,500	288,200	265,600	243,100
554,000	477,500	422,300	371,300	341,500	316,000	281,600	256,100	230,600
591,300	520,700	461,500	414,400	378,800	355,300	307,800	284,200	260,700
575,200	504,600	447,000	399,900	365,800	342,300	298,000	274,400	250,900
555,600	488,000	432,300	387,200	354,000	331,500	288,200	265,600	243,100
591,300	520,700	461,500	414,400	378,800	355,300	307,800	284,200	260,700
475,600	410,900	363,500	320,300	294,500	272,900	242,400	220,800	199,200
456,000	394,200	348,800	307,600	282,700	262,100	232,600	212,000	191,400
456,000	394,200	348,800	307,600	282,700	262,100	232,600	212,000	191,400
555,600	488,000	432,300	387,200	354,000	331,500	288,200	265,600	243,100
591,300	520,700	461,500	414,400	378,800	355,300	307,800	284,200	260,700
512,800	439,300	388,000	339,000	312,500	288,000	258,800	234,200	209,700
495,200	427,600	378,200	333,100	306,200	283,700	252,200	229,600	207,100
673,200	587,900	520,500	463,600	424,600	396,200	347,000	318,500	290,100
485,000	423,200	374,700	333,500	305,800	285,200	249,800	229,200	208,600
473,600	406,000	358,600	313,500	288,900	266,400	239,200	216,600	194,100
594,800	521,300	461,700	412,700	377,600	353,100	307,800	283,200	258,700
709,000	620,800	549,800	490,900	449,400	420,000	366,600	337,200	307,800
673,200	587,900	520,500	463,600	424,600	396,200	347,000	318,500	290,100
610,900	537,400	476,200	427,200	390,600	366,100	317,600	293,000	268,500
673,200	587,900	520,500	463,600	424,600	396,200	347,000	318,500	290,100
673,200	587,900	520,500	463,600	424,600	396,200	347,000	318,500	290,100
673,200	587,900	520,500	463,600	424,600	396,200	347,000	318,500	290,100
610,900	537,400	476,200	427,200	390,600	366,100	317,600	293,000	268,500
673,200	587,900	520,500	463,600	424,600	396,200	347,000	318,500	290,100
434,400	372,600	329,200	288,000	265,400	244,800	219,600	199,000	178,400
475,600	410,900	363,500	320,300	294,500	272,900	242,400	220,800	199,200
673,200	587,900	520,500	463,600	424,600	396,200	347,000	318,500	290,100
669,700	587,400	520,300	465,400	425,800	398,400	347,000	319,500	292,100
673,200	587,900	520,500	463,600	424,600	396,200	347,000	318,500	290,100
485,000	423,200	374,700	333,500	305,800	285,200	249,800	229,200	208,600

昭和五十七年三月三十一日 参議院會議録第十号 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

	キリバス	800,000	780,000	718,700	670,500	605,800
	ソロモン	830,000	810,000	746,200	696,000	628,300
	トウヴァル	800,000	780,000	718,700	670,500	605,800
	トンガ	730,000	710,000	652,800	607,400	542,700
	ナウル	730,000	710,000	652,800	607,400	542,700
	西サモア	730,000	710,000	652,800	607,400	542,700
	ニュー・ジーランド	790,000	720,000	658,700	611,700	541,100
	バプア・ニューギニア	830,000	810,000	746,200	696,000	628,300
	フィジー	770,000	740,000	680,300	632,900	565,200
中 近 東	アフガニスタン	1,010,000	930,000	849,300	790,500	708,100
	アラブ首長国連邦	860,000	840,000	773,600	721,500	650,900
	イエメン	880,000	860,000	791,200	738,300	667,700
	イスラエル	690,000	630,000	574,000	533,600	474,800
	イラク	880,000	810,000	746,200	696,000	628,300
	イラン	960,000	830,000	762,600	709,300	632,900
	オマーン	880,000	860,000	791,200	738,300	667,700
	カタール	860,000	840,000	773,600	721,500	650,900
	クウェイト	920,000	810,000	746,200	696,000	628,300
	サウディ・アラビア	930,000	860,000	791,200	738,300	667,700
	ジョルダン	730,000	710,000	652,800	607,400	542,700
	シリア	700,000	680,000	625,400	581,900	520,200
	トルコ	740,000	680,000	625,400	581,900	520,200
	バハレーン	830,000	810,000	746,200	696,000	628,300
	南イエメン	880,000	860,000	791,200	738,300	667,700
	レバノン	900,000	780,000	711,200	661,000	587,500
ア フ リ カ	アルジェリア	810,000	740,000	680,300	632,900	565,200
	アンゴラ	1,020,000	990,000	910,800	848,900	763,600
	ウガンダ	730,000	710,000	657,200	612,100	550,400
	エジプト	830,000	720,000	656,400	610,100	542,400
	エチオピア	940,000	870,000	801,000	746,900	673,400
	ガーナ	1,070,000	1,040,000	958,000	891,300	803,000
	カーボ・ヴェルデ	1,020,000	990,000	910,800	848,900	763,600
	ガボン	910,000	890,000	818,600	763,700	690,200
	上ヴォルタ	1,020,000	990,000	910,800	848,900	763,600
	カメルーン	1,020,000	990,000	910,800	848,900	763,600
	ガンビア	1,020,000	990,000	910,800	848,900	763,600
	ギニア	910,000	890,000	818,600	763,700	690,200
	ギニア・ビサオ	1,020,000	990,000	910,800	848,900	763,600
	ケニア	760,000	660,000	601,500	559,100	497,400
	コモロ	730,000	710,000	652,800	607,400	542,700
	コンゴ	1,020,000	990,000	910,800	848,900	763,600
	ザイール	1,060,000	980,000	901,000	840,200	757,800
	サントメ・プリンシペ	1,020,000	990,000	910,800	848,900	763,600
	ザンビア	730,000	710,000	657,200	612,100	550,400

673,200	587,900	520,500	463,600	424,600	396,200	347,000	318,500	290,100
594,800	521,300	461,700	412,700	377,600	353,100	307,800	283,200	258,700
434,400	372,600	329,200	288,000	265,400	244,800	219,600	199,000	178,400
591,800	520,700	461,500	414,400	378,800	355,300	307,800	284,200	260,700
475,600	410,900	363,500	320,300	294,500	272,900	242,400	220,800	199,200
475,600	410,900	363,500	320,300	294,500	272,900	242,400	220,800	199,200
673,200	587,900	520,500	463,600	424,600	396,200	347,000	318,500	290,100
475,600	410,900	363,500	320,300	294,500	272,900	242,400	220,800	199,200
602,600	525,900	465,600	412,600	379,100	352,600	311,300	284,800	258,300
594,800	521,300	461,700	412,700	377,600	353,100	307,800	283,200	258,700
536,000	471,300	417,600	374,400	342,300	320,700	278,400	256,800	235,200
673,200	587,900	520,500	463,600	424,600	396,200	347,000	318,500	290,100
610,900	537,400	476,200	427,200	390,600	366,100	317,600	293,000	268,500
414,800	356,000	314,500	275,300	253,700	234,100	209,800	190,100	170,500
673,200	587,900	520,500	463,600	424,600	396,200	347,000	318,500	290,100
673,200	587,900	520,500	463,600	424,600	396,200	347,000	318,500	290,100
673,200	587,900	520,500	463,600	424,600	396,200	347,000	318,500	290,100
673,200	587,900	520,500	463,600	424,600	396,200	347,000	318,500	290,100
475,600	410,900	363,500	320,300	294,500	272,900	242,400	220,800	199,200
504,600	439,900	389,400	346,200	317,600	296,000	259,600	238,000	216,400
485,000	423,200	374,700	333,500	305,800	285,200	249,800	229,200	208,600
673,200	587,900	520,500	463,600	424,600	396,200	347,000	318,500	290,100
450,900	383,300	338,200	293,100	270,500	248,000	225,500	202,900	180,400
475,600	410,900	363,500	320,300	294,500	272,900	242,400	220,800	199,200
673,200	587,900	520,500	463,600	424,600	396,200	347,000	318,500	290,100
485,000	423,200	374,700	333,500	305,800	285,200	249,800	229,200	208,600
414,800	356,000	314,500	275,300	253,700	234,100	209,800	190,100	170,500
555,600	488,000	432,300	387,200	354,000	331,500	288,200	265,600	243,100
591,800	520,700	461,500	414,400	378,800	355,300	307,800	284,200	260,700
673,200	587,900	520,500	463,600	424,600	396,200	347,000	318,500	290,100
475,600	410,900	363,500	320,300	294,500	272,900	242,400	220,800	199,200

別							
4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
344,300	304,700	269,400	247,400	229,800	203,200	185,500	167,900
344,300	304,700	269,400	247,400	229,800	203,200	185,500	167,900
344,300	304,700	269,400	247,400	229,800	203,200	185,500	167,900
456,600	404,100	359,000	329,300	306,800	269,400	246,800	224,300
406,000	358,600	313,500	288,900	266,400	239,200	216,600	194,100
406,000	358,600	313,500	288,900	266,400	239,200	216,600	194,100
406,000	358,600	313,500	288,900	266,400	239,200	216,600	194,100
356,000	314,500	275,300	253,700	234,100	209,800	190,100	170,500

昭和五十七年三月三十一日 参議院會議録第十号 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

昭和五十七年三月三十一日 参議院会議録第十号 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

シエラ・レオネ	1,020,000	990,000	910,800	848,900	763,600
ジブティ	890,000	870,000	801,000	746,900	673,400
ジンバブエ	680,000	660,000	601,500	559,100	497,400
スーダン	880,000	860,000	791,200	738,300	667,700
スワジランド	730,000	710,000	652,800	607,400	542,700
セイシェル	730,000	710,000	652,800	607,400	542,700
赤道ギニア	1,020,000	990,000	910,800	848,900	763,600
セネガル	780,000	710,000	652,800	607,400	542,700
象牙海岸共和国	980,000	900,000	821,800	765,000	685,600
ソマリア	890,000	870,000	801,000	746,900	673,400
タンザニア	840,000	780,000	718,700	670,500	605,800
チャード	1,020,000	990,000	910,800	848,900	763,600
中央アフリカ	910,000	890,000	818,600	763,700	690,200
チュニジア	650,000	630,000	574,000	533,600	474,800
トーゴ	1,020,000	990,000	910,800	848,900	763,600
ナイジェリア	1,130,000	990,000	910,800	848,900	763,600
ニジェール	1,020,000	990,000	910,800	848,900	763,600
ブルンディ	1,020,000	990,000	910,800	848,900	763,600
ベナン	1,020,000	990,000	910,800	848,900	763,600
ボツワナ	730,000	710,000	652,800	607,400	542,700
マダガスカル	810,000	740,000	684,600	637,600	572,900
マラウイ	730,000	710,000	657,200	612,100	550,400
マリ	1,020,000	990,000	910,800	848,900	763,600
南アフリカ共和国	760,000	690,000	631,300	586,200	518,500
モーリシャス	730,000	710,000	652,800	607,400	542,700
モーリタニア	1,020,000	990,000	910,800	848,900	763,600
モザンビーク	730,000	710,000	657,200	612,100	550,400
モロッコ	650,000	630,000	574,000	533,600	474,800
リビア	830,000	810,000	746,200	696,000	628,300
リベリア	880,000	860,000	791,200	738,300	667,700
ルワンダ	1,020,000	990,000	910,800	848,900	763,600
レソト	730,000	710,000	652,800	607,400	542,700

二 総領事館

地 域	所 在 地	号			
		総 領 事	1 号	2 号	3 号
ア ジ ア	カルカタ	570,000	505,500	452,500	397,200
	ボンベイ	570,000	505,500	452,500	397,200
	マドラス	560,000	505,500	452,500	397,200
	ウジュン・パンダン	730,000	663,100	595,400	524,200
	ジャカルタ	670,000	610,100	542,400	473,600
	スラバヤ	670,000	610,100	542,400	473,600
	メダン	700,000	610,100	542,400	473,600
	バンコック	590,000	533,600	474,800	414,800

349,900	308,800	267,600	247,000	226,400	205,900	185,300	164,700
377,600	334,100	294,900	271,000	251,400	222,800	203,100	183,500
377,600	334,100	294,900	271,000	251,400	222,800	203,100	183,500
360,900	319,400	282,100	259,200	240,600	213,000	194,300	175,700
356,000	314,500	275,300	253,700	234,100	209,800	190,100	170,500
372,600	329,200	288,000	265,400	244,800	219,600	199,000	178,400
349,900	308,800	267,600	247,000	226,400	205,900	185,300	164,700
333,300	333,200	293,100	270,500	248,000	225,500	202,900	180,400
333,300	294,100	254,900	235,300	215,700	196,100	176,400	156,800
333,300	333,200	293,100	270,500	248,000	225,500	202,900	180,400
333,300	294,100	254,900	235,300	215,700	196,100	176,400	156,800
333,300	294,100	254,900	235,300	215,700	196,100	176,400	156,800
333,300	294,100	254,900	235,300	215,700	196,100	176,400	156,800
333,300	294,100	254,900	235,300	215,700	196,100	176,400	156,800
333,300	294,100	254,900	235,300	215,700	196,100	176,400	156,800
333,300	294,100	254,900	235,300	215,700	196,100	176,400	156,800
366,600	323,500	280,300	258,800	237,200	215,700	194,100	172,500
333,300	294,100	254,900	235,300	215,700	196,100	176,400	156,800
333,300	294,100	254,900	235,300	215,700	196,100	176,400	156,800
366,600	323,500	280,300	258,800	237,200	215,700	194,100	172,500
366,600	323,500	280,300	258,800	237,200	215,700	194,100	172,500
333,300	294,100	254,900	235,300	215,700	196,100	176,400	156,800
316,600	279,400	242,100	223,500	204,900	186,300	167,600	149,000
316,600	279,400	242,100	223,500	204,900	186,300	167,600	149,000
316,600	279,400	242,100	223,500	204,900	186,300	167,600	149,000
316,600	279,400	242,100	223,500	204,900	186,300	167,600	149,000
316,600	279,400	242,100	223,500	204,900	186,300	167,600	149,000
316,600	279,400	242,100	223,500	204,900	186,300	167,600	149,000
316,600	279,400	242,100	223,500	204,900	186,300	167,600	149,000
316,600	279,400	242,100	223,500	204,900	186,300	167,600	149,000
316,600	279,400	242,100	223,500	204,900	186,300	167,600	149,000
360,900	319,400	282,100	259,200	240,600	213,000	194,300	175,700
316,600	279,400	242,100	223,500	204,900	186,300	167,600	149,000
389,900	345,300	308,000	282,300	263,700	230,200	211,500	192,900
316,600	279,400	242,100	223,500	204,900	186,300	167,600	149,000
339,300	299,800	262,500	241,900	223,300	200,000	181,300	162,700
316,600	279,400	242,100	223,500	204,900	186,300	167,600	149,000
349,900	308,800	267,600	247,000	226,400	205,900	185,300	164,700
449,900	397,000	344,000	317,600	291,100	264,700	238,200	211,700
333,300	333,200	293,100	270,500	248,000	225,500	202,900	180,400
488,000	432,300	387,200	354,000	331,500	288,200	265,600	243,100
456,600	404,100	359,000	329,300	306,800	269,400	246,800	224,300
410,900	363,500	320,300	294,500	272,900	242,400	220,800	199,200
416,600	367,600	318,600	294,100	269,600	245,100	220,500	196,000
416,600	367,600	318,600	294,100	269,600	245,100	220,500	196,000
416,600	367,600	318,600	294,100	269,600	245,100	220,500	196,000

昭和五十七年三月三十一日 参議院會議録第十号 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

昭和五十七年三月三十一日 参議院会議録第十号 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

	釜山	610,000	535,200	473,500	411,700
	広州	610,000	556,400	497,600	436,400
	上海	610,000	556,400	497,600	436,400
	カラチ	600,000	531,000	475,100	416,800
	マニラ	580,000	533,600	474,800	414,800
	ペナン	620,000	559,100	497,400	434,400
	香港	630,000	535,200	473,500	411,700
北 米	アガナ	650,000	586,200	518,500	450,900
	アトランタ	560,000	509,700	450,900	392,100
	アンカレッジ	650,000	586,200	518,500	450,900
	カンザス・シティ	560,000	509,700	450,900	392,100
	サン・フランシスコ	580,000	509,700	450,900	392,100
	シアトル	580,000	509,700	450,900	392,100
	シカゴ	580,000	509,700	450,900	392,100
	ニュー・オルリンズ	560,000	509,700	450,900	392,100
	ニュー・ヨーク	730,000	560,700	496,000	431,300
	ヒューストン	580,000	509,700	450,900	392,100
	ポートランド	560,000	509,700	450,900	392,100
	ボストン	620,000	560,700	496,000	431,300
	ホノルル	640,000	560,700	496,000	431,300
	ロス・アンジェルズ	580,000	509,700	450,900	392,100
	ヴァンクーヴァー	550,000	484,300	423,400	372,500
	ウィニペグ	540,000	484,300	423,400	372,500
	エドモントン	540,000	484,300	423,400	372,500
	トロント	550,000	484,300	423,400	372,500
	モントリオール	550,000	484,300	423,400	372,500
中 南 米	クリチバ	540,000	484,300	423,400	372,500
	サン・パウロ	550,000	484,300	423,400	372,500
	ベレーン	580,000	531,000	475,100	416,800
	ボルト・アレグレ	540,000	484,300	423,400	372,500
	マナオス	620,000	561,200	505,300	445,800
	リオ・デ・ジャネイロ	550,000	484,300	423,400	372,500
	レシフェ	560,000	508,200	452,300	395,200
	リマ	540,000	484,300	423,400	372,500
欧 州	ミラノ	590,000	535,200	473,500	411,700
	ジュネーヴ	760,000	688,100	608,700	529,300
	ラス・パルマス	650,000	586,200	518,500	450,900
	ナホトカ	790,000	696,000	628,300	555,600
	ハバロフスク	730,000	663,100	595,400	524,200
	レニングラード	670,000	607,400	542,700	475,600
	デュッセルドルフ	710,000	637,100	563,600	490,100
	ハンブルグ	730,000	637,100	563,600	490,100
	フランクフルト	710,000	637,100	563,600	490,100

昭和五十七年三月三十一日 参議院會議録第十号 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一七四

416,600	367,600	318,600	294,100	269,600	245,100	220,500	196,000
416,600	367,600	318,600	294,100	269,600	245,100	220,500	196,000
416,600	367,600	318,600	294,100	269,600	245,100	220,500	196,000
399,900	352,900	305,800	282,300	258,800	235,300	211,700	188,200
399,900	352,900	305,800	282,300	258,800	235,300	211,700	188,200
449,900	397,000	344,000	317,600	291,100	264,700	238,200	211,700
366,600	323,500	280,300	258,800	237,200	215,700	194,100	172,500
366,600	323,500	280,300	258,800	237,200	215,700	194,100	172,500
366,600	323,500	280,300	258,800	237,200	215,700	194,100	172,500
366,600	323,500	280,300	258,800	237,200	215,700	194,100	172,500
399,900	352,900	305,800	282,300	258,800	235,300	211,700	188,200
488,000	432,300	387,200	354,000	331,500	288,200	265,600	243,100
554,000	490,900	439,900	402,300	376,800	327,400	301,900	276,400
366,600	323,500	280,300	258,800	237,200	215,700	194,100	172,500
383,300	338,200	293,100	270,500	248,000	225,500	202,900	180,400

別							
4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
円 372,600	円 329,200	円 288,000	円 265,400	円 244,800	円 219,600	円 199,000	円 178,400
406,000	358,600	313,500	288,900	266,400	239,200	216,600	194,100

別								
3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
円 431,300	円 366,600	円 323,500	円 280,300	円 258,800	円 237,200	円 215,700	円 194,100	円 172,500
529,300	449,900	397,000	344,000	317,600	291,100	264,700	238,200	211,700
529,300	449,900	397,000	344,000	317,600	291,100	264,700	238,200	211,700
470,500	399,900	352,900	305,800	282,300	258,800	235,300	211,700	188,200
490,100	416,600	367,600	318,600	294,100	269,600	245,100	220,500	196,000

11 号	12 号	13 号	14 号	15 号	16 号	17 号	18 号	19 号	20 号	21 号	22 号
円 347,100	円 331,100	円 315,100	円 299,100	円 283,100	円 267,100	円 251,100	円 235,100	円 219,100	円 203,100	円 187,100	円 171,100

	ベルリン	730,000	637,100	563,600	490,100
	ボン	710,000	637,100	563,600	490,100
	ミュンヘン	710,000	637,100	563,600	490,100
	パリ	680,000	611,700	541,100	470,500
	マルセイユ	680,000	611,700	541,100	470,500
	ロンドン	760,000	688,100	608,700	529,300
大 洋 州	シドニー	640,000	560,700	496,000	431,300
	パース	620,000	560,700	496,000	431,300
	ブリスベン	620,000	560,700	496,000	431,300
	メルボルン	640,000	560,700	496,000	431,300
	オークランド	680,000	611,700	541,100	470,500
	ポート・モレスビー	760,000	696,000	628,300	555,600
中 近 東	ホラムシャハル	870,000	789,200	712,800	630,500
	イスタンブル	620,000	560,700	496,000	431,300
ア フ リ カ	プレトリア	650,000	586,200	518,500	450,900

三 領事館

地 域	所 在 地	号			
		領事館の長	1 号	2 号	3 号
ア ジ ア	コタ・キナバル	600,000	559,100	497,400	434,400
中 南 米	エンカルナシオン	650,000	610,100	542,400	473,600

四 政府代表部

地 域	所 在 地	号				
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号
北 米	ニュー・ヨーク (国際連合)	860,000	660,000	603,800	560,700	496,000
欧 州	ジュネーヴ (在ジュネーヴ国際機関)	1,050,000	820,000	741,000	688,100	608,700
	(軍縮委員会)	840,000	820,000	741,000	688,100	608,700
	パリ (経済協力開発機構)	940,000	720,000	658,700	611,700	541,100
	ブラッセル (欧州共同体)	880,000	750,000	686,100	637,100	563,600

別表第三 研修員手当(第二十条の二関係)

号 別	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号
手 当 額	507,100	491,100	475,100	459,100	443,100	427,100	411,100	395,100	379,100	363,100

昭和五十七年三月三十一日 参議院會議録第十号

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件外一件

一七六

附則
この法律は、昭和五十七年四月二日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在アルバニア日本国大使館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

〔稲嶺一郎君登壇、拍手〕

○稲嶺一郎君 たいまつ議題となりました在外公館関係の法律案につきまして、外務委員会における審議の結果を御報告いたします。

この法律案は、東欧のアルバニアに兼轄の大使館を設置すること、現在米国のアンカレッジにある領事館を総領事館に昇格させること、既設の公館について、最近の為替相場の変動、物価上昇等を勘案し、在勤基本手当の基準額及び研修員手当の額を改定すること等を内容とするものであります。委員会におきましては、わが国とアルバニアとの関係、外交体制強化の問題、在外職員待遇改善の問題等について熱心な質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知を願います。昨三十日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(徳永正利君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(徳永正利君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(徳永正利君) 日程第七 漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件(衆議院送付)
日程第八 松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
以上両件を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長坂元親男君。

〔審査報告書は都合により第十二号末尾に掲載〕

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よって国会法第八十三条により送付する。
昭和五十七年三月十九日

参議院議長 徳永 正利殿 福田 一

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件

内閣は、漁港整備計画の全部を別紙のとおり変更したので、漁港法(昭和二十五年法律第百三十七号)第十七条第三項の規定に基づき、国会の承認を求める。

漁港整備計画

我が国の水産業は、国民の食生活に必要な動物性たん白質食料の半ばを水産物に依存している我が国において重要な役割を果たしているが、水産業をめぐる国際環境、経済的諸条件等の著しい変化に対処して水産物の安定的供給を確保するためには、今後一層その積極的な振興を図ることが必要である。このため、漁業の動向に即応して、水産業の基盤である漁港について全国的に計画的な整備拡充を行い、その機能の増進と安全性の確保を図り、もって漁業生産の確保と流通の円滑化及び漁業経営の安定に資する必要がある。

一 計画方針

1 漁業と漁港施設の現状とを基礎とし、将来における漁業生産の確保、流通機構の改善、漁港の安全性の確保、地域社会の基盤強化の観点から、沿岸漁業及び増養殖漁業振興上重要な漁港、沖合漁業の根拠地として重要な漁港、遠洋漁業の根拠地として重要な漁港並びに漁場の開発又は漁船の避難上特に必要な漁港について整備する。

二 計画

1 前項の計画方針に基づき、昭和五十七年度以降六年度に四百八十港の漁港について、それぞれの漁港に適応した外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設、漁港施設用地等を整備する。

2 整備漁港
第一種漁港

都道府県名	北 海 道	道 内 名	整備を必要とする主な施設
宗谷	東 上	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	
新 潟	古 力	外郭施設 係留施設 水域施設	
千 葉	横 武	外郭施設 係留施設 水域施設	
神 奈 川	鶴 走	外郭施設 係留施設 水域施設	
太 田	上 田	外郭施設 係留施設 水域施設	
長 野	関 内	外郭施設 係留施設 水域施設	
相 模	沼 国	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	
上 野	吹 江	外郭施設 係留施設 水域施設	
山 梨	松 部	外郭施設 係留施設 水域施設	
山 西	清 浦	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	
山 東	静 前	外郭施設 係留施設 水域施設	
山 西	札 神	外郭施設 係留施設 水域施設	
山 東	小 谷	外郭施設 係留施設 水域施設	
山 西	涌 元	外郭施設 係留施設 水域施設	
山 東	上 磯	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	
山 西	木 直	外郭施設 係留施設 水域施設	

昭和五十七年三月三十一日 参議院會議録第十号 漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件外一件

[illegible]

宮城	山形	福島	千葉	東京	新潟	石川	静岡	兵庫	和歌山
北 江の島 寄磯 泊(大原) 室浜 磯浜	吹浦 米子	釣師浜	飯岡 富浦	野増 羽伏 若郷 野伏	多田	鹿磯 安宅	岡頭方	灘	塩津 尾
外郭施設 係留施設 水域施設 外郭施設 係留施設 水域施設 外郭施設 係留施設 水域施設 外郭施設 係留施設 水域施設	外郭施設 係留施設 水域施設 外郭施設 係留施設 水域施設	外郭施設 係留施設 水域施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 外郭施設 水域施設 外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設	外郭施設 係留施設 水域施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設	外郭施設 係留施設 輪送施設 漁港施設用地

昭和五十七年三月三十一日 参議院會議録第十号 漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件外一件

鳥取	岡山	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎
夏泊	正頭	大島	亀浦	白方(白方)	北條	高知	稲童	加賀	千尋
外郭施設 係留施設	外郭施設 係留施設	外郭施設 係留施設	外郭施設 係留施設	外郭施設 係留施設	外郭施設 係留施設	外郭施設 係留施設	外郭施設 係留施設	外郭施設 係留施設	外郭施設 係留施設
水域施設 漁港施設用地	水域施設 漁港施設用地	水域施設 漁港施設用地	水域施設 漁港施設用地	水域施設 輸送施設	水域施設 漁港施設用地	水域施設 輸送施設	水域施設 輸送施設	水域施設 輸送施設	水域施設 輸送施設

阿波連	湯本	諸津	八幡浦	小崎	立串	小串	崎浦	土井ノ浦	山ノ下	黒瀬(富江)	嵯峨島	大根坂	黒島	戸石	京泊(南串山)	熊本	沖繩	計
外郭施設 係留施設	外郭施設 係留施設	外郭施設 係留施設	外郭施設 係留施設	外郭施設 係留施設	外郭施設 係留施設	外郭施設 係留施設	外郭施設 係留施設	外郭施設 係留施設	外郭施設 係留施設	外郭施設 係留施設	外郭施設 係留施設	外郭施設 係留施設	外郭施設 係留施設	外郭施設 係留施設	外郭施設 係留施設	外郭施設 係留施設	外郭施設 係留施設	百二十三港
水域施設 輸送施設	水域施設 輸送施設	水域施設 輸送施設	水域施設 輸送施設	水域施設 輸送施設	水域施設 輸送施設	水域施設 輸送施設	水域施設 輸送施設	水域施設 輸送施設	水域施設 輸送施設	水域施設 輸送施設	水域施設 輸送施設	水域施設 輸送施設	水域施設 輸送施設	水域施設 輸送施設	水域施設 輸送施設	水域施設 輸送施設	水域施設 輸送施設	水域施設 輸送施設

第二種漁港

都道府県名

漁港名

整備を必要とする主な施設

北海道

漁港名

整備を必要とする主な施設

北海道

漁港名

整備を必要とする主な施設

北海道

漁港名

整備を必要とする主な施設

北海道

漁港名

整備を必要とする主な施設

北海道

漁港名

整備を必要とする主な施設

北海道

漁港名

整備を必要とする主な施設

北海道

漁港名

整備を必要とする主な施設

北海道

漁港名

整備を必要とする主な施設

北海道

漁港名

整備を必要とする主な施設

北海道

漁港名

整備を必要とする主な施設

北海道

漁港名

整備を必要とする主な施設

北海道

漁港名

整備を必要とする主な施設

北海道

漁港名

整備を必要とする主な施設

北海道

漁港名

整備を必要とする主な施設

北海道

漁港名

整備を必要とする主な施設

北海道

漁港名

整備を必要とする主な施設

北海道

漁港名

整備を必要とする主な施設

北海道

漁港名

整備を必要とする主な施設

岩手県

都道府県名

漁港名

整備を必要とする主な施設

岩手県

漁港名

整備を必要とする主な施設

岩手県

漁港名

整備を必要とする主な施設

岩手県

漁港名

整備を必要とする主な施設

岩手県

漁港名

整備を必要とする主な施設

岩手県

漁港名

整備を必要とする主な施設

岩手県

漁港名

整備を必要とする主な施設

岩手県

漁港名

整備を必要とする主な施設

岩手県

漁港名

整備を必要とする主な施設

岩手県

漁港名

整備を必要とする主な施設

岩手県

漁港名

整備を必要とする主な施設

岩手県

漁港名

整備を必要とする主な施設

岩手県

漁港名

整備を必要とする主な施設

岩手県

漁港名

整備を必要とする主な施設

岩手県

漁港名

整備を必要とする主な施設

岩手県

漁港名

整備を必要とする主な施設

岩手県

漁港名

整備を必要とする主な施設

岩手県

漁港名

整備を必要とする主な施設

岩手県

漁港名

整備を必要とする主な施設

愛知	靜岡	福井	石川	富山	新潟	神奈川	東京	千葉
知	吉	日	松	高	市	長	坪	富
知	田	向	波	倉	振	井	田	津
柄	浦	崎	倉	部	立	屋	田	部
外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設
係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設
水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設
漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設

和歌山	兵庫	京都	三重	一色
動	周	伊	遊	師
鳴	参	本	古	藤
氣	見	根	江	崎
外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設
係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設
水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設
漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地

二八

[illegible]

佐賀										長崎															
小賀										小賀															
西浦	玄界	野北	岐志	船越	沖端	小友	小川	名護	波多	小賀	佐賀	鴨居	三浦	奈摩	上島	浜申	三井	小賀	阿翁	生月	度島	前吉	星鹿	有喜	樺島
外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	係留施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設
係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	水域施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設
水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	輸送施設	水域施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設
漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地

熊本										大分										宮崎		鹿児島		沖繩		計	
垣屋	合串	丸島	湯島	鳩之	二江	富岡	大江	大尾	宮田	本郷	下川	小祝	佐志	四浦	松浦	色宮	入津	川南	青島	薄井	蘭牟田	江口	小湊(万世)	糸満	二百一港		
外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設		
係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設		
水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設		
輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設		
漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地		

第三種漁港

都道府県名

北海道

整備を必要とする主な施設

宮城	岩手	青森	秋田	山形	福島	茨城	千葉	神奈川	新潟	富山	石川	福井	静岡
女川	釜石	大船渡	大森	大田	大田	大田	大田	大田	大田	大田	大田	大田	大田
外郭施設 係留施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 輸送施設 漁港施設用地

秋田	福井	茨城	千葉	神奈川	新潟	富山	石川	福井	静岡
椿 (船川港)	松川	大津	大浦	小田	能生	新湊	蛤島	小浜	岡田
外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地

昭和五十七年三月三十一日 参議院會議録第十号 漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件外一件

一八四

愛知	三重	京都	兵庫	和歌山	鳥取	島根	山口	徳島	愛媛	高知	長崎
形原	波切	舞鶴	妻鹿	田辺	網代	恵曇	仙崎	牟岐	深浦	室戸岬	芦辺
外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設	外郭施設 係留施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設	外郭施設 係留施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地

熊本	宮崎	鹿児島	計	都道府県名	青森	宮城	千葉	神奈川	静岡	鳥取
野母	土浦	阿久根	七十六港	漁港名	八戸	塩釜	銚子	三崎	焼津	境
外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地		整備を必要とする主な施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地

昭和五十七年三月三十一日 参議院會議録第十号 漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件外二件

第四種漁港		計	鹿 児 島	長 崎	高 根
都道府県名		十 一 港	枕 崎	長 崎	浜 田
整備を必要とする主な施設			外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地

青 森	北 海 道	都 道 府 県 名	漁 港 名	整備を必要とする主な施設
佐 井	小 泊	能 呂 取	字 登 呂	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地
		羅 白	温 元	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地
		齒 舞	大 津	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地
		庶 野	小 島	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地
		神 脇	余 別	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地
		遠 別	雄 冬	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地
		仙 志	元 地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地
		鉄 府	拔 海	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地

京 都	三 重	愛 知	静 岡	福 井	石 川	新 潟	東 京	千 葉	山 形	秋 田	宮 城	岩 手	白 糠
中 浜	和 具(和具)	赤 羽 根	福 妻 良	越 前	舩 倉 島	鷺 崎 島	三 神 浦	乙 貝 浜	飛 島	北 浦	鮎 川	島 の 越	
外郭施設 係留施設 水域施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 水域施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設	外郭施設 係留施設 水域施設	外郭施設 係留施設 水域施設	外郭施設 係留施設 水域施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地

昭和五十七年三月三十一日 参議院會議録第十号 漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件外一件

和歌山	島根	山口	愛媛	福岡	長崎	大分	宮崎	鹿児島
阿波	十津	川尻	本浦	沖の島	伊奈	佐賀	北浦	中飯
有田	中村	見島	本浦	小呂島	水崎	保戸島	宮崎	西之浦
外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設
係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設
水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設
輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設
漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地

大熊	古仁屋	早町	知名
外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設
係留施設	係留施設	係留施設	係留施設
水域施設	水域施設	水域施設	水域施設
輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設

沖繩	久部良
外郭施設	外郭施設
係留施設	係留施設
水域施設	水域施設

計 六十九港

なお、本計画は、今後の経済、財政事情及び漁業の動向等を勘案しつつ、弾力的にその実施を図るものとする。

〔審査報告書は都合により第十二号末尾に掲載〕

松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十七年三月十九日

衆議院議長 福田 一

参議院議長 徳永 正利殿

（小字及び一は衆議院修正）

松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律案

松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律

松くい虫防除特別措置法（昭和五十二年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

松くい虫被害対策特別措置法

第一条中「保護する」を「保護し、及びその有する機能を確保する」に、「特別防除」を「松くい虫の

被害対策」に、「計画的」を「総合的に改める。

第二条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律において「特別伐倒駆除」とは、松くい虫が付着している松の樹木の伐倒及び破砕（農林水産省令で定める基準に従い行うものに限る。以下同じ。）又は当該樹木の伐倒及び焼却（炭化を含む。）をいう。

第二条に次の二項を加える。

4 この法律において「高度公益機能松林」とは、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項又は第二項の規定により保安林として指定された松林その他の公益的機能が高い松林として政令で定める松林をいう。

5 この法律において「被害拡大防止松林」とは、松くい虫の被害対策を緊急に行わないとすれば、松くい虫が運ぶ線虫類により当該松林に発生している被害が著しく拡大することとなると認められる松林（高度公益機能松林を除く。）をいう。

第三条第一項を次のように改める。

農林水産大臣は、松くい虫が運ぶ線虫類により松林に発生している異常な被害が終息すると

ともに、松林の有する機能が確保されることとなるように、昭和五十七年度以降の五箇年間に於いて実施すべき松くい虫の被害対策に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

第三條中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 松くい虫の被害対策の総合的な推進に関する基本的な指針

二 特別伐倒駆除並びに松くい虫が付着している松の樹木の伐倒及び薬剤による防除に関する基本的な事項

三 特別防除を行うべき松林に関する基準、特別防除を行う松林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に関する事項、特別防除により農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないようにするために必要な措置に関する事項その他松くい虫の薬剤による防除に関する基本的な事項

四 松くい虫が運ぶ線虫類により被害が発生している松林を保護し、及びその有する機能を確保するために松林の他の樹種又は松くい虫が運ぶ線虫類により枯死するおそれのない松からなる森林への転換に関する基本的な事項

五 その他松くい虫の被害対策に関する重要事項

3 前項第三号に規定する特別防除を行うべき松林に関する基準は、当該松林の存する地域の自然環境及び生活環境に対する特別防除による影響に配慮し、特殊鳥類（特殊鳥類の保護等の規制に関する法律（昭和四十七年法律第四十九号）第二条第一項に規定する特殊鳥類をいう）、天然記念物（文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）第六十九条第一項の規定により指定された天然記念物をいう）等の貴重な野生動物の生存する松林その他の森林で特別防除を行うことが適当でないと思われるものが明確になるように定めなければならない。

第四條の見出しを（都道府県実施計画）に改め、同条第一項中「前条第三項」を「前条第四項」に改め、「昭和二十六年法律第二百四十九号」を削り、「薬剤による防除」を「被害対策」に、「実施計画」を「都道府県実施計画」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 都道府県実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 松くい虫の被害対策の実施方針

二 基本方針に定める特別防除を行うべき松林に関する基準に適合する二以上の松林を合わせて政令で定めるところにより特別防除の単位として定める松林群（以下「松林群」という。）に関する事項

三 高度公益機能松林若しくは被害拡大防止松林又は松林群のうち高度公益機能松林若しくは被害拡大防止松林を含むものに係る前条第二項第二号から第四号までに規定する措置（以下「特定措置」という。）の計画的な実施に関し必要な事項

四 高度公益機能松林及び被害拡大防止松林以外の松林又は松林群のうち高度公益機能松林及び被害拡大防止松林を含まない松林群であつて、特定措置を前号の松林又は松林群に係る特定措置の実施と調和を保ちつつ計画的に実施する必要があると認められるものに関する基準その他前条第一項の地区実施計画の指針となるべき事項

五 その他松くい虫の被害対策の実施に関し必要事項

第四條第三項及び第四項中「実施計画」を「都道府県実施計画」に改め、同条の次に次の一条並びに見出し及び二条を加える。

（地区実施計画）

第四條の二 前条第二項第四号の基準に適合する松林又は松林群の全部又は一部がその区域内にある市町村は、同条第四項の通知を受けた場合

において、松くい虫が運ぶ線虫類により松林に発生している異常な被害の終息及び松林の有する機能の確保を図るため必要があると認めるときは、その区域内にある当該基準に適合する松林又は松林群につき、松林を所有し、又は管理する者が行うべき特定措置の実施に関する計画（以下「地区実施計画」という。）を定め、又はこれを変更しなければならない。

2 地区実施計画においては、その対象となる松林又は松林群についての特定措置の計画的な実施に関し必要な事項を定めるものとし、その内容は、都道府県実施計画と調和するものでなければならない。

3 市町村は、地区実施計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、その対象となる松林を所有する者の意見を聴くとともに、都道府県知事に協議しなければならない。

4 市町村は、地区実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（特別伐倒駆除命令等）

第四條の三 農林水産大臣は、松くい虫が異常にまん延して森林資源たる松林に重大な損害を与えるおそれがあると認めるときは、早期に、かつ、徹底的にこれを駆除し、又はそのまん延を防止するため特に必要な限度において、区域及び期間を定め、次に掲げる要件に該当する松林につき、当該松林を所有し、又は管理する者に対し、特別伐倒駆除を命ずることができる。

一 高度公益機能松林又は被害拡大防止松林であること。

二 松くい虫が運ぶ線虫類により当該松林に発生している被害の程度が政令で定める被害率以上であること。

2 森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第三条第二項から第八項まで及び第四條の規定は、前項の規定による命令について準用する。この場合において、同法第三条第二項

中「第八条」とあるのは「松くい虫被害対策特別措置法第十条の二」と、同条第三項中「左の」とあるのは「第一号、第三号及び第四号に掲げる」と、「森林病害虫等の駆除」とあるのは「松くい虫の駆除」と、同条第四項中「森林、樹木、指定種苗又は伐採木等」とあるのは「松くい虫被害対策特別措置法第四条の三第一項に規定する松林」と、「同項」とあるのは「前項」と、同条第七項中「左」とあるのは「第一号」と、同条第一号イ中「第三項各号」とあるのは「第三項第一号、第三号及び第四号」と、同法第四条第一項中「森林、樹木、指定種苗又は伐採木等」とあるのは「松林」と、同条第二項中「第八條第一項」とあるのは「松くい虫被害対策特別措置法第十条の二第一項」と読み替へるものとする。

第四條の四 都道府県知事は、松くい虫を駆除し、又はそのまん延を防止するため特に必要であると認めるときは、その必要の限度において、区域及び期間を定め、前条第一項各号に掲げる要件に該当する松林につき、当該松林を所有し、又は管理する者に対し、特別伐倒駆除を命ずることができる。

2 森林病害虫等防除法第三条第三項から第八項まで及び第四條の規定は、前項の規定による命令について準用する。この場合において、同法第三条第三項中「左の」とあるのは「第一号、第三号及び第四号に掲げる」と、「森林病害虫等の駆除」とあるのは「松くい虫の駆除」と、同条第四項中「森林、樹木、指定種苗又は伐採木等」とあるのは「松くい虫被害対策特別措置法第四条の四第一項に規定する松林」と、「同項」とあるのは「前項」と、同条第七項中「左」とあるのは「第一号」と、同条第一号イ中「第三項各号」とあるのは「第三項第一号、第三号及び第四号」と、同法第四条第一項中「森林、樹木、指定種苗又は伐採木等」とあるのは「松林」と、同条第二項中「第八條第一項」とあるのは「松くい虫被害対策特別措置法第十条の二第一項」と読み替へるものとする。

一一八

次に、松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

〔賛成者起立〕
○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。
よって、本案は可決されました。

○議長(徳永正利君) 日程第九 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案
日程第一〇 特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案

日程第一一 琵琶湖総合開発特別措置法の一部を改正する法律案
(いずれも内閣提出、衆議院送付)

日程第一二 特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案
日程第一三 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律案

(いずれも衆議院提出)
以上五案を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。建設委員長吉田正雄君。

〔審査報告書は都合により第十二号末尾に掲載〕
農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十七年三月二十六日
衆議院議長 福田 一
参議院議長 徳永 正利殿

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十七年三月二十六日
衆議院議長 福田 一
参議院議長 徳永 正利殿

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案
〔昭和五十七年三月三十一日 参議院会議録第十号

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案
農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法(昭和四十六年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。
附則第二項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に、「昭和五十九年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

附則
この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。
〔審査報告書は都合により第十二号末尾に掲載〕

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十七年三月二十六日
衆議院議長 福田 一
参議院議長 徳永 正利殿

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十七年三月二十六日
衆議院議長 福田 一
参議院議長 徳永 正利殿

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十七年三月二十六日
衆議院議長 福田 一
参議院議長 徳永 正利殿

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法(昭和四十八年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。
附則第二項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に改める。
〔昭和五十七年三月三十一日 参議院会議録第十号

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案外四件

附則
この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。
〔審査報告書は都合により第十二号末尾に掲載〕

琵琶湖総合開発特別措置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十七年三月二十六日
衆議院議長 福田 一
参議院議長 徳永 正利殿

琵琶湖総合開発特別措置法の一部を改正する法律案
琵琶湖総合開発特別措置法(昭和四十七年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。
附則第三項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和六十七年三月三十一日」に、「昭和五十七年度」を「昭和六十七年度」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。
(昭和五十七年度の特例)
2 昭和五十七年度の年度計画の作成については、琵琶湖総合開発特別措置法第四条第一項中「その年度の開始前までに」とあるのは、「琵琶湖総合開発計画の変更後遅滞なく」とする。

〔審査報告書は都合により第十二号末尾に掲載〕
特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案
特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。
附則第二項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。
附則
この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により第十二号末尾に掲載〕
奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和五十七年三月二十六日
衆議院議長 福田 一
参議院議長 徳永 正利殿

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律案
奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律案(昭和五十四年法律第十三号)の一部を次のように改正する。
附則第三項中「昭和五十六年度」を「昭和五十八年度」に、「昭和五十七年度」を「昭和五十九年度」に改める。

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案外四件

特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和五十七年三月二十六日
衆議院議長 福田 一
参議院議長 徳永 正利殿

特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案
特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。
附則第二項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。
附則
この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により第十二号末尾に掲載〕
奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和五十七年三月二十六日
衆議院議長 福田 一
参議院議長 徳永 正利殿

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律案
奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律案(昭和五十四年法律第十三号)の一部を次のように改正する。
附則第三項中「昭和五十六年度」を「昭和五十八年度」に、「昭和五十七年度」を「昭和五十九年度」に改める。

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案外四件

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案外四件

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案外四件

昭和五十七年三月三十一日 参議院會議録第十号

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔吉田正雄君登壇 拍手〕

○吉田正雄君 ただいま議題となりました五法案について、建設委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案は、賃貸住宅の供給を促進するとともに、水田の宅地化に資するため、農地の所有者がその農地を転用して行う賃貸住宅の建設等に要する資金の融通について、政府が利子補給金を支給する旨の契約を結ぶことができる期限を昭和六十年三月三十一日まで三カ年延長しようとするものであります。

次に、特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案は、特定市街化農地の宅地化を促進するために行われる土地区画整理事業の施行の要請、住宅金融公庫の貸し付けの特例についての適用期限を昭和六十年三月三十一日まで三カ年延長しようとするものであります。

次に、琵琶湖総合開発特別措置法の一部を改正する法律案は、琵琶湖総合開発事業を引き続き実施し、琵琶湖の自然環境の保全と水質の回復を図りつつ、その水資源の利用と関係住民の福祉とをあわせ増進するため、同法の有効期限を昭和六十七年三月三十一日まで十カ年延長しようとするものであります。

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案外四件 国立学校設置法の一部を改正する法律案

次に、特殊土じ、よう、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案は、同法に基づく治山、砂防、河川改修等の対策事業をなお継続して実施するため、その有効期限を昭和六十二年三月三十一日まで五カ年延長しようとするものであります。

次に、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案は、奄美群島の港湾及び漁港の水域施設及び外郭施設の整備に対する国の負担割合の特例について、その有効期限を昭和五十八年度まで二カ年延長しようとするものであります。

委員会におきましては、衆議院提出三法案及び内閣提出三法案をそれぞれ一括して議題とし、特殊土壌地帯対策事業の充実強化、奄美群島振興開発特別措置法の有効期限の延長、琵琶湖の水質回復対策、宅地補給と法律の効果等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わる、順次、採決に入りました。まず、農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案、特殊土じ、よう、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案、及び奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案は、いずれも討論なく、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案は、討論に入りましところ、日本社会党青木久保重光君及び日本共産党上田耕一郎君よりそれぞれ反対する旨の意見が述べられ、採決の結果、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、琵琶湖総合開発特別措置法の一部を改正する法律案は、討論に入りましところ、日本共産党上田耕一郎君より反対する旨の意見が述べられ、採決の結果、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、同法案に対し五項目にわたる附帯決議が付されました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(徳永正利君) これより採決をいたします。

まず、農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案、特殊土じ、よう、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案並びに奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(徳永正利君) 総員起立と認めます。

よって、三案は全会一致をもって可決されました。

次に、特定市街化区域農地の固定資産税の課税

の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、琵琶湖総合開発特別措置法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長(徳永正利君) 日程第一四 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教委員長片山正英君。

〔審査報告書は都合により第十二号末尾に掲載〕

国立学校設置法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和五十七年三月二十六日

衆議院議長 福田 一
参議院議長 徳永 正利殿

国立学校設置法の一部を改正する法律案

国立学校設置法の一部を改正する法律

国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中「島根大学」を「島根医科大学」に改める。

第四条第一項の表九州大学の項中「温泉治療学研究所」を「生体防御医学研究所」に、「温泉治療学」に関する「生体防御医学」に関する「に改める」。

附則第三項中「一万四千八百四十一人」を「一万六千二百三十八人」に改める。

附則

この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

〔片山正英君登壇 拍手〕

○片山正英君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、島根医科大学に大学院を設置するとともに、九州大学の温泉治療学研究所に医学部附属癌研究施設を統合して生体防御医学研究所に改組するほか、昭和四十八年度以後に設置された医科大学等の職員の定員を改めようとするものであります。

委員会におきましては、今後の大学院及び地方大学の充実策、医師養成の望ましいあり方、定員削減計画と定員外職員への対応策、共通一次テストの見直しなどの諸問題について質疑が行われましたが、これらの詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(徳永正利君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(徳永正利君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(徳永正利君) 日程第一五 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長上條勝久君。

〔審査報告書は都合により第十二号末尾に掲載〕

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和五十七年三月二十六日

衆議院議長 福田 一
参議院議長 徳永 正利殿

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十三条の見出しを「(納付又は納入の告知)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 地方団体の徴収金(滞納処分費を除く)が完納された場合において、滞納処分費につき滞納者の財産を差し押さえようとするときは、地方団体の長は、政令で定めるところにより、滞納者に対し、納付の告知をしなければならない。

第十四条の三中「以下第十四条の二十」を「第十四条の五第二項及び第十四条の二十」に改める。

第十四条の五を次のように改める。

(地方団体の徴収金のうちの優先順位)

第十四条の五 地方団体の徴収金を滞納処分により徴収する場合において、当該地方団体の徴収金に配当された金銭を地方税及び当該地方税の延滞金、過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金に充てるべきときは、その金銭は、まず地方税に充てるものとする。

2 滞納処分費については、その徴収の基因となつた地方団体の徴収金に先立って配当し、又は充てる。

第十五条の三第一項中「法人又は」を「法人で法人税法第七十四条第一項(同法第四十五条において準用する場合を含む。)の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務があるもの又は」に改め、「第七十二条の二十六第一項」を削り、「当該道府県民税若しくは市町村民税を納付する法人税割額のうち所得に対する法人税割額に係る部分の額又は事業税額の二分の一」を「第五十三条第一項若しくは第三百二十一条の八第一項の規定により納付すべき当該申告書に係る法人税割額を課税標準として算定した道府県民税若しくは市町村民税の法人税割額又は第七十二条の二十五第一項若しくは第七十二条の二十八第一項の規定により納付すべき事業税額のうち、その四分の一」に、「これらの規定に規定する」を「第五十三条第一項若しくは第三百二十一条の八第一項又は第七十二条の二十五第一項若しくは第七十二条の二十八第一項に規定する」に改め、同条第二項中「控除した金額」の下に「三分の一」を加え、同条第三項中「見込納付をした金額」の下に「三分の一」を加える。

第十七条の二第四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の場合において、その地方団体の徴収金のうちに延滞金があるときは、その過誤納金は、まず延滞金の額の計算の基礎となる地方税に充当しなければならない。

第十七条の四第一項中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に改める。

第十八条の二第一項中「処分に係る」の下に「部分の」を加え、同条第四項中「換価の額」に係る「の下に」部分の「を加え、同条第五項中「中断したとき」を「中断し、又は当該地方税が納付され、若しくは納入されたとき」に、「その中断した」を「その中断し、又は納入され、若しくは納入された部分の」に改める。

第二十條の九の四の見出し中「計算を」計算等に改め、同条中「納付され又は」を「納付され、又は」に改め、同条に次の一項を加える。

2 この法律の規定により納税者又は特別徴収義務者が延滞金をその額の計算の基礎となる地方税に加算して納付し、又は納入すべき場

昭和五十七年三月三十一日 参議院會議録第十号

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

一九二

合において、納税者又は特別徴収義務者が納付し、又は納入した金額がその延滞金の額の計算の基礎となる地方税の額に達するまでは、その納付し、又は納入した金額は、まずその計算の基礎となる地方税に充てられたものとする。

第二十三条第一項第七号ロ中「二十万円」を「二十九万円」に改め、同号ハ中「控除した金額」の下に「当該金額の十分の九に相当する金額」との合計額を加え、同項第十二号を同項第十三号とし、同項第十一号の次に次の一号を加える。

十二 寡夫 妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有し、かつ、前年の合計所得金額が三百万円以下であるものであつて、老年者に該当しないものをいう。

第三十二条第九項中「第三十四条第一項第一号に掲げる金額」を「第三十四条第一項第一号イ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号イ、ロ又はハに定める金額を超える場合におけるその超える金額」に改める。

第三十四条第一項第一号中「除く」の合計額が、前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の十分の一に相当する金額を除く。以下本号において「損失の金額」という。の合計額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に、「その超える金額」を、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を超える場合におけるその超える金額に改め、同号に次のように加える。

イ 損失の金額に含まれる災害関連支出の金額（損失の金額のうち災害に直接関連して支出をした金額として政令で定める金額をいう。以下本号において同じ。）が五万円以下である場合（災害関連支出の

金額がない場合を含む。）当該納税義務者の前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の十分の一に相当する金額

ロ 損失の金額に含まれる災害関連支出の金額が五万円を超える場合 損失の金額の合計額から災害関連支出の金額のうち五万円を超える部分の金額を控除した金額とイに定める金額とのいずれか低い金額

ハ 損失の金額がすべて災害関連支出の金額である場合 五万円とイに定める金額とのいずれか低い金額

第三十四条第一項第八号中「寡婦」の下に「又は寡夫」を加え、同条第四項中「寡婦控除額」を「寡婦（寡夫）控除額」に改め、同条第五項中「寡婦」の下に「寡夫」を、「第二十三条第一項第十一号イ」の下に「又は第十二号」を加え、同条第六項中「第二十三条第一項第十二号」を「第二十三条第一項第十三号」に改め、同条第八項中「寡婦控除額」を「寡婦（寡夫）控除額」に改める。

第四十五条の二第二項第五号中「寡婦控除額」を「寡婦（寡夫）控除額」に改める。

第七十二条の二十二第四項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とする。

第七十二条の四十八第三項中「二分の一を当該事務所又は事業所の固定資産の価額に、他の二分の一を当該事務所又は事業所の固定資産で発電所の用に供するものの価額に、その四分の一に相当する額を当該事務所又は事業所の固定資産に、二分の一を当該事務所又は事業所の固定資産に、他の二分の一を二分の一に相当する額を当該事務所又は事業所の数に、その二分の一に相当する額に、「あん分」を「あん分」に改める。第七十三条の五第一項中、「第六十九条、第

七十条、第七十四条の二第一項及び、譲与され」を削る。

第七十三条の七中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十号の二を第十号とする。

第七十三条の十四第四項中、「当該住宅の取得の日から六十日以内に」を削り、「自治省令」を「当該道府県条例」に改め、「その取得の日から六十日以内に」を削る。

第七十三条の二十四第四項中、「当該土地の取得の日から六十日以内に」を削り、「自治省令」を「当該道府県条例」に改め、「その取得の日から六十日以内に」を削る。

第七十三条の四第一項中「二千円」を「二千五百円」に改める。

第七十三条の五第一項中「四千円」を「五千円」に改める。

第七十三条第三項中「四千円」を「五千円」に、「二千円」を「二千五百円」に、「チケット」を「チケット」に、「適用しない」を「適用しない」に改める。

第七十九条中「これらの組合、日本国有鉄道及び」を「及びこれらの組合並びに」に改める。

第二百九十二条第一項第七号ロ中「二十万円」を「二十九万円」に改め、同号ハ中「控除した金額」の下に「当該金額の十分の九に相当する金額」との合計額を加え、同項第十二号を同項第十三号とし、同項第十一号の次に次の一号を加える。

十二 寡夫 妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有し、かつ、前年の合計所得金額が三百万円以下であるものであつて、老年者に該当しないものをいう。

第三百十三條第九項中「第三百十四條の二第一項第一号に掲げる金額」を「第三百十四條の二

第一項第一号イ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号イ、ロ又はハに定める金額を超える場合におけるその超える金額」に改める。

第三百十四條の二第二項第一号中「除く」の合計額が、前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の十分の一に相当する金額を除く。以下本号において「損失の金額」という。の合計額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に、「その超える金額」を、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を超える場合におけるその超える金額に改め、同号に次のように加える。

イ 損失の金額に含まれる災害関連支出の金額（損失の金額のうち災害に直接関連して支出をした金額として政令で定める金額をいう。以下本号において同じ。）が五万円以下である場合（災害関連支出の金額がない場合を含む。）当該納税義務者の前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の十分の一に相当する金額

ロ 損失の金額に含まれる災害関連支出の金額が五万円を超える場合 損失の金額の合計額から災害関連支出の金額のうち五万円を超える部分の金額を控除した金額とイに定める金額とのいずれか低い金額

ハ 損失の金額がすべて災害関連支出の金額である場合 五万円とイに定める金額とのいずれか低い金額

第三百十四條の二第二項第八号中「寡婦」の下に「又は寡夫」を加え、同条第四項中「寡婦控除額」を「寡婦（寡夫）控除額」に改め、同条第五項中「寡婦」の下に「寡夫」を、「第二百九十二条第一項第十一号イ」の下に「又は第十二号」を加え、同条第六項中「第二百九十二条第二項第十二号」を「第二百九十二条第一項第十三号」に改

め、同条第八項中「寡婦控除額」を「寡婦(寡夫)控除額」に改める。

第三百七十七条の二第一項第五号中「寡婦控除額」を「寡婦(寡夫)控除額」に改める。

第三百四十八条第二項中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号を第十六号とし、第十八号を第十七号とし、第十八号の二を第十八号とし、第十八号の三を第十八号の二とする。

第三百四十九条の三第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 主として遠洋区域を航行区域とする船舶で

自治省令で定める規格に適合するもの(以下本項及び次項において「外航船舶」という。)又は外航船舶以外の船舶のうち主として遠洋区域を航行区域とする船舶で外航船舶に準ずるものとして自治省令で定めるもの(以下本項及び次項において「準外航船舶」という。)に對して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、外航船舶にあつては当該外航船舶の価格の六分の一の額(外航船舶のうち、主として外国貿易のため外国航路に就航する船舶として自治省令で定めるものにあつては、当該額に二分の一を乗じて得た額)とし、準外航船舶にあつては当該準外航船舶の価格の四分の一の額とする。

第三百四十九条の三第七項を次のように改める。

7 外航船舶及び準外航船舶以外の船舶(専ら遊覧の用に供するものその他の自治省令で定めるものを除く。)に對して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該船舶の価格の二分の一の額とする。

第三百四十九条の三第十六項中「二分の一」を「三分の二」に、「四分の三」を「六分の五」に改め、同条第二十二項中「三分の一」を「二分の一」に改める。

に、「三分の二」を「四分の三」に改め、同条第二十八項中「第三百四十八条第二項第十八号の三」を「第三百四十八条第二項第十八号の二」に改め、同条に次の一項を加える。

29 新技術開発事業団が所有し、かつ、直接新

技術開発事業団法第二十八条第二号に規定する業務の用に供する償却資産で政令で定めるものに對して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該償却資産に對して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該償却資産の価格の二分の一の額とする。

第四百九十条の二第二項中「二万円」を「二万円」に改める。

第五百八十五条第三項を次のように改める。

3 本節の規定中土地に對して課する特別土地保有税に関する規定は、第一項の土地(以下本節において「土地」という。)の所有者が所有する土地で一月一日において当該土地の取得をした日以後十年を経過したものについては、適用しない。

第六百二条第一項第一号中「第二十八条の四第二項第一号」を「第二十八条の四第三項第一号」に改める。

第六百三条の二第二項中「市町村長が、第五百九十九条第一項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。以下本節において同じ。)までに行われた当該土地の所有者等からの申請に基づき」を「市町村長が、改め、同条第六項中「第一項」を「第二項」に改め、同項から第四項まで」を「第一項から第六項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「第一項の申請があつた」を「第二項本文の申請があつた場合又は既に第一項の認定を受けた土地について当該認定に係る事情に変更がなく、かつ、当該土地の所有者に変更のない」に、「前項の通知を

する日」を「第一項の認定をする日(同項の認定をしない旨の決定をしたときは、前項の通知をする日)」に、「当該土地」を「当該第二項本文の申請に係る土地又は既に第一項の認定を受けた土地」に、「第一項の申請に係る」を「当該」に、「同項各号」を「第一項各号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第一項の申請があつた場合において、同項の認定をし」を「第一項の認定をしたとき」に、「申請者」を「土地の所有者等」に改め、同項に次のただし書を加え、同項を同条第五項とする。

ただし、第二項ただし書の規定に該当する土地について、第一項の認定をするときは、この限りでない。

第六百三条の二第二項中「前項」を「第一項」に、「同項の申請が既に同項の認定を受けた土地に係るものであり、かつ、市町村長が当該」を「市町村長が既に同項の認定を受けた」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 土地の所有者等は、前項の規定の適用を受けようとする場合においては、第五百九十九

第七百三条の四第四項ただし書中「二十六万円」を「二十七万円」に改める。

附則第三条の三「数」を乗じて得た金額の下に(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合)は、当該金額に九万円を加算した金額を加え、「昭和五十六年度分」を「昭和五十七年度分」に改める。

附則第六条の見出しを「(肉用牛の売却による事業所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)」に改め、同条中「昭和四十三年度から昭和五十八年度まで」を「昭和五十七年度から昭和六十一年度まで」に、「租税特別措置法第二

条第一項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。以下本節において同じ。)までに市町村長に對して当該土地に係る特別土地保有税について前項の規定の適用があるべき旨の申請をしなければならぬ。ただし、既に同項の認定を受けた土地について、当該認定に係る事情に変更がなく、かつ、当該土地の所有者に変更のないときは、この限りでない。

3 第一項の認定は、前項本文の申請があつた場合又は同項ただし書の規定に該当する場合に限り、するものとする。

第六百三条の三第一項中「前条第二項」を「前条第四項」に改める。

第六百七条第二項及び第六百八条第一項第四号中「第六百三条の二第四項」を「第六百三条の二第六項」に改める。

第七百一条の三十四第三項第一号中「、理化学研究所又は日本科学技術情報センター」を「又は理化学研究所に改める。

第七百一条の四十一第一項の表の第二号の次に次の一号を加える。

二の二 日本科学技術情報センターがその本来の事業の用に供する施設		
二の二	二の二	二の二

十五条第一項に規定する事業所得を有する」を「租税特別措置法第二十五条第一項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛である」に改め、「含む」の下に「次項において同じ」を加え、「当該事業所得の明細」を「その肉用牛の売却に係る同法第二十五条第一項に規定する事業所得の明細」に改め、同条第二項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 道府県は、前項に規定する各年度分の個人の道府県民税に限り、所得割の納税義務者が

昭和五十七年三月三十一日 参議院會議録第十号

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

一九四

前年中に租税特別措置法第二十五条第一項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものが含まれている場合(その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。において、第四十五条の二第一項の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る同法第二十五条第二項第二号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る道府県民税の所得割の額は、第三十二条から第三十七条の三まで並びに前条第一項及び第三項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができ。

一 租税特別措置法第二十五条第二項第一号に規定する売却価額の合計額に百分の〇・五を乗じて計算した金額

二 租税特別措置法第二十五条第二項第二号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第三十二条から第三十七条の三まで並びに前条第一項及び第三項の規定により計算した所得割の額に相当する金額

三 所得割の納税義務者が附則第三十三条の二第一項の規定の適用を受ける場合におけるその者の当該年度分の道府県民税の所得割については、第一項中「がすべて」とあるのは「のうち」と、「である場合」とあるのは「がある場合」と、「同法第二十五条第一項」とあるのは「同法第二十五条第三項の規定により読み替えられた同条第一項」として、同項の規定を適用する。この場合においては、前項の規定は、適用しない。

4 第二項の規定の適用がある場合における附則第三十三条の二第二項及び第四項の規定の適用については、同条第二項第二号及び第四項第三号中「並びに附則第五項第一項及び第三項」とあるのは、「附則第五項第一項及び第三項並びに附則第六条第二項」とする。

6 市町村は、前項に規定する各年度分の個人の市町村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十五条第一項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものが含まれている場合(その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。において、第三十七條の二第一項の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る同法第二十五条第二項第二号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市町村民税の所得割の額は、第三百十三條から第三百十四條の五まで、第三百十四條の七及び第三百十四條の八並びに前条第二項及び第三項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができ。

一 租税特別措置法第二十五条第二項第一号に規定する売却価額の合計額に百分の一を乗じて計算した金額

二 租税特別措置法第二十五条第二項第二号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第三百十三條から第三百十四條の五まで、第三百十四條の七及び第三百十四條の八並びに前条第二項及び第三項の規定により計算した所得割の額に相当する金額

7 所得割の納税義務者が附則第三十三条の二第六項において準用する同条第一項の規定の適用を受ける場合におけるその者の当該年度分の市町村民税の所得割については、第五項中「がすべて」とあるのは「のうち」と、「である場合」とあるのは「がある場合」と、「同法第二十五条第一項」とあるのは「同法第二十五条第三項の規定により読み替えられた同条第一項」として、同項の規定を適用する。この場合においては、適用しない。

中「がすべて」とあるのは「のうち」と、「である場合」とあるのは「がある場合」と、「同法第二十五条第一項」とあるのは「同法第二十五条第三項の規定により読み替えられた同条第一項」として、同項の規定を適用する。この場合においては、前項の規定は、適用しない。

8 第六項の規定の適用がある場合における附則第三十三条の二第二項及び第四項の規定の適用については、同条第二項第三号及び第四項第二号中「並びに附則第五項第二項及び第三項」とあるのは、「附則第五項第二項及び第三項並びに附則第六条第六項」とする。

附則第八條第二項中「国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第四十七号。以下本項において「昭和四十八年法律第四十七号」という。による改正前の租税特別措置法第六十八條の三(昭和四十八年法律第四十七号附則第七項の規定によりその例によることとされる場合を含む。を削り、同条の次に次の一条を加える。

第八條の二 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第 号)附則第十條第一項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三條第一項の規定により法人税額について加算された金額がある場合における第五十三條第四項又は第三十二條の八第四項の規定の適用については、これらの規定中「租税特別措置法第六十三條第一項」とあるのは、「租税特別措置法第六十三條第一項(租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第 号)附則第十七條第一項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三條第一項を含む。とする。

年」を「八年」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(法人の事業税の分割基準に係る特例)

第九條の三 二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて電気供給業を行う法人に対する第七十二條の四十八第三項及び第四項の規定の適用については、当分の間、同条第三項中「その四分の三に相当する額」とあるのは「二分の一と当該事務所又は事業所の固定資産で発電所の用に供するものの価額に対する新設発電所の固定資産(昭和五十七年四月一日以後新たに事業の用に供した事務所又は事業所の固定資産で発電所の用に供するものをいう。の価額の割合の四分の一に相当する数値とを合計した数値を当該課税標準額の総額に算入して得た額(以下本項及び次項において「発電所用固定資産の価額」という。による課税標準額」という。と、「その四分の一に相当する額」とあるのは「当該課税標準額の総額から発電所用固定資産の価額による課税標準額を控除した額(次項において「総固定資産の価額」という。による課税標準額」という。と、同条第四項第一号中「数値」とあるのは「数値。ただし、電気供給業を行う法人の昭和五十七年四月一日前に事業の用に供した事務所又は事業所の固定資産の価額については、発電所用固定資産の価額による課税標準額を関係道府県ごとに分割する場合にあつては当該事務所又は事業所の固定資産で発電所の用に供するものの価額に係る数値の三分の二に相当する数値、総固定資産の価額による課税標準額を関係道府県ごとに分割する場合にあつては当該事務所又は事業所の固定資産の価額に係る数値の二倍に相当する数値とする。

附則第十條に次の一項を加える。

3 道府県は、保安林整備臨時措置法(昭和二十九年法律第八十四号)第四条各号に掲げる森林等に該当する民有林野を国有林野と交換

した場合には、当該交換に係る土地の取得に対しては、当該取得が昭和五十九年三月三十一日までに行われたときに限り、第七十三條の二第一項の規定にかかわらず、不動産取得税を課することができない。

附則第十一條第一項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改め、同条第三項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改め、同条第六項を削り、同条第七項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改め、同条第八項とし、同条第九項を削り、同条第十項を同条第八項とし、同条第十一項を削り、同条第十二項中「(以下「昭和五十四年改正前の地方税法」という。))」を削り、同項を同条第九項とする。

附則第十二條の四第一項、第三項及び第五項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改める。

附則第十三條の五を削る。

附則第十五條第一項中「日本自動車ターミナル株式会社」の下に「(昭和四十年法律第七十五号)」を加え、同条第三項中「昭和五十五年分及び昭和五十六年度分」を「昭和五十七年度分及び昭和五十八年度分」に、「四分の三」を「五分の四」に改め、同条第四項中「昭和四十八年一月二日から昭和五十六年三月三十一日まで」を「昭和五十六年四月一日から昭和五十八年三月三十一日まで」に改め、「という。」の下に「又は石油ガスの備蓄を増強するための石油ガス貯蔵施設で政令で定めるもの(以下本項において「石油ガ

昭和五十七年三月三十一日 参議院會議録第十号

ス備蓄施設という。))」を、「当該原油備蓄施設」の下に「又は石油ガス備蓄施設」を加え、「三分の二」を「四分の三」に改め、同条第六項を削り、同条第七項中「昭和五十六年一月一日」を「昭和五十八年一月一日」に、「第三百四十九條の三第五項」を「第三百四十九條の三第四項」に改め、同条第八項中「昭和五十六年度分」を「昭和五十八年度分」に改め、同条第九項中「第五項」を「第四項」に改め、同条第十項とし、同条第十一項中「昭和五十四年一月二日から昭和五十六年一月一日まで」を「昭和五十六年一月二日から昭和五十八年一月一日まで」に、「二分の一」を「五分の三」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十二項を削り、同条第十三項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11 都市計画において定められた路外駐車場(駐車場法第二條第二号の路外駐車場をいう。以下本項において同じ。)で地下に設けられるものうち、昭和五十六年一月二日から昭和五十八年一月一日までの間に建設され、又は設置されたものの用に供する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九條又は第三百四十九條の二の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三の額とする。

附則第十五條第十四項を削り、同条第十五項を同条第十二項とし、同条第十六項を同条第十三項とし、同条第十七項中「昭和五十四年四月一日から昭和五十六年三月三十一日まで」を「昭和五十六年四月一日から昭和五十八年三月三十一日まで」に、「五分の四」を「六分の五」に改め、

同項を同条第十四項とし、同条第十八項を同条第十五項とし、同条第十九項を同条第十六項とし、同条第二十項中「第三百四十九條の三第五項」を「第三百四十九條の三第四項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十一項から同条第二十五項までを三項ずつ繰り上げ、同条に次の三項を加える。

23 沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九條の二又は第三百四十九條の三第一項の規定にかかわらず、昭和五十七年度から昭和五十九年度までの各年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額(同項に規定する償却資産にあつては、当該額に同項に定める率を乗じて得た額)とする。

24 公害の発生を抑制し、若しくは著しく減少させる性能を有する機械その他の生産設備で政令で定めるもの又は資源の有効利用の促進に資する廃棄物再生処理用の機械その他の設備で政令で定めるもの(第三百四十九條の三第四項の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において「機械設備等」という。))のうち、昭和五十八年三月三十一日までに新たに取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九條の二の規定にかかわらず、当該機械設備等に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械設備等に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の三の額とする。

(1) ②に掲げる土地 以外の土地

昭和五十六年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格(当該土地が同年度分の固定資産税について地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第...号)による改正前の地方税法(以下「昭和五十七年改正前の地方税法」という。))第三百四十九條の三の二又は附則第十九條の三の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)

特別措置法(昭和五十三年法律第七十三号)第二條第四号に規定する地震防災対策強化地域となつた地域において、同条第十二号に規定する地震防災緊急計画に基づいて昭和五十七年一月二日から昭和六十二年一月一日までの間に新たに取得された同条第十四号に規定する地震防災緊急対策の用に供する償却資産で自治省令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九條の二の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

附則第十五條の次に次の一項を加える。
(固定資産課税台帳の登録事項の特例)
第十五條の二 市町村長は、第三百八十一條第一項から第六項までに定めるもののほか、前條の規定の適用を受ける固定資産について、当該固定資産の価格に同条に定める率を乗じて得た金額を固定資産課税台帳に登録しなければならない。

附則第十六條第一項及び第二項中「昭和五十六年一月一日」を「昭和五十九年一月一日」に改める。
附則第十七條の見出し中「昭和五十四年度から昭和五十六年度まで」を「昭和五十七年度から昭和五十九年度まで」に改め、同条第四号中「昭和五十三年度課税標準額」を「昭和五十六年度課税標準額」に、「昭和五十三年度に係る」を「昭和五十六年度に係る」に改め、同号イの表を次のように改める。

昭和五十七年三月三十一日

参議院會議録第十号 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

一九六

(2) 昭和五十六年度分の固定資産税に改正前の昭和五十七年度分の地方税法第一項又は第十八条第一項の規定の適用を受ける土地

これらの規定に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額(当該土地が同年度分の固定資産税について昭和五十七年度改正前の地方税法第三十九条の三の規定の適用を受ける土地であるときは、当該額を同条に定める率で除して得た額)

附則第十七条第四号の表を次のように改める。

(1) 以外の土地	昭和五十六年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格
(2) 昭和五十六年度分の都市計画税に改正前の昭和五十七年度分の地方税法第一項又は第十八条第一項の規定の適用を受ける土地(昭和五十六年度に課税された土地において、昭和五十六年度に課税された土地の面積が、昭和五十六年度に課税された土地の面積の二割以上を占めるもの)	これらの規定に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額(当該土地が同年度分の固定資産税について昭和五十七年度改正前の地方税法第三十九条の三の規定の適用を受ける土地であるときは、当該額を同条に定める率で除して得た額)

附則第十七条第五号中「昭和五十三年度に」を「昭和五十六年度に」に、「昭和五十三年度課税標準額」を「昭和五十六年度課税標準額」に、「昭和五十四年度に」を「昭和五十七年度に」に改め、同条第六号中「第三百四十九条の三の下に」又は「附則第十九条の三」を加え、「宅地等」を「土地」に、「同条」を「これらの規定」に、「昭和五十三年度課税標準額」を「昭和五十六年度課税標準額」に、「昭和五十四年度に」を「昭和五十七年度に」に、「昭和五十六年度に」を「昭和五十九年度に」に、「昭和五十五年」を「昭和五十八年度に」に改める。

附則第十八条の見出し中「昭和五十四年度から昭和五十六年度まで」を「昭和五十七年度から昭和五十九年度まで」に改め、同条第一項中「昭和五十四年度から昭和五十六年度まで」を「昭和五十七年度から昭和五十九年度まで」に改め、同項の表を次のように改める。

上 昇 率 の 区 分	負 担 調 整 率
一・三倍以下のもの	一・一
一・三倍を超え、一・五倍以下のもの	一・一五

一・五倍を超え、一・七倍以下のもの
一・七倍を超え、一・九倍以下のもの
一・九倍を超えるもの

一・二
一・二五
一・三

附則第十八条第二項中「地方税法の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第九号)附則第七條第五項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方税法附則第十五条第九項を「附則第十五条」に改め、同項第一号中「昭和五十三年度に」を「昭和五十六年度に」に、「昭和五十四年度に」を「昭和五十七年度に」に、「昭和五十五年度に」を「昭和五十八年度に」に、「昭和五十六年度に」を「昭和五十九年度に」に改め、同項第三号中「昭和五十五年度に」を「昭和五十八年度に」に、「昭和五十六年度に」を「昭和五十九年度に」に改め、同項第三号中「昭和五十六年度に」を「昭和五十九年度に」に改め、同項の表を次のように改める。

同項第四号中「昭和五十六年度に」を「昭和五十九年度に」に改める。
附則第十八条の二第一項及び第二項中「昭和五十四年度から昭和五十六年度まで」を「昭和五十七年度から昭和五十九年度まで」に改め、同条第三項中「昭和五十四年度から昭和五十六年度まで」を「昭和五十七年度から昭和五十九年度まで」に改め、同項の表を次のように改める。
附則第十九条の見出し中「昭和五十四年度から昭和五十六年度まで」を「昭和五十七年度から昭和五十九年度まで」に改め、同条第一項中「昭和五十四年度から昭和五十六年度まで」を「昭和五十七年度から昭和五十九年度まで」に改め、同項の表を次のように改める。

上 昇 率 の 区 分	負 担 調 整 率
一・一五倍以下のもの	一・〇五
一・一五倍を超え、一・三倍以下のもの	一・一
一・三倍を超え、一・五倍以下のもの	一・一五
一・五倍を超えるもの	一・二

附則第十九条の二第一項中「第八条第一項第十三号」を「第八条第一項第十四号」に改める。
附則第十九条の三第一項を次のように改める。

市街化区域農地に係る昭和五十七年度以降の各年度分の固定資産税に限り、昭和五十六年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地(既適用市街化区域農地以外の市街化区域

農地で昭和五十七年度に係る単位評価額(当該市街化区域農地の固定資産税の課税標準となるべき価格を地積で除して得た額に三・三を乗じて得た額をいう。次項において同じ。)が三万円未満であるものを除く。)に対して課する固定資産税の額は、附則第十九条の規定にかかわらず、当該市街化区域農地の固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の

額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。ただし、当該市街化区域農地のうち既適用市街化区域農地以外の市街化区域農地に対して課する次の表の上欄に掲げる各年度分の固定資産税の額は、当該市街化区域農地の当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合の税額とする。

年 度	率
昭和五十七年度	〇・二
昭和五十八年度	〇・四
昭和五十九年度	〇・六
昭和六十年年度	〇・八

附則第十九条の三第三項を削り、同条第二項中「昭和四十八年度を昭和五十七年度に」、「昭和四十七年度を昭和五十六年度に」、「前項の市街化区域農地に係る市街化区域の変更を」地目の変換に、「同項の表の上欄に掲げる市街化区域農地を」前二項の規定の適用を受ける市街化区域農地に、「同項の規定を」これらの規定に改め、同項後段を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定は、既適用市街化区域農地以外の市街化区域農地で昭和五十八年度以降の各年度に係る賦課期日において新たに単位評価額が三万円以上となったものに係る固定資産税について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

前項中表以外の部分	昭和五十七年度以降
適用年度（昭和五十八年度以降の各年度に係る賦課期日において新たに単位評価額が三万円以上となった場合における当該年度をいう。以下本項において同じ。）以降	適用年度（昭和五十七年度以降の各年度に係る賦課期日において新たに単位評価額が三万円以上となった場合における当該年度をいう。以下本項において同じ。）以降
昭和五十七年度に	適用年度に
昭和五十七年度	適用年度
昭和五十八年度	適用年度の翌年度
昭和五十九年度	適用年度の翌々年度
昭和六十年年度	適用年度から起算して三年度を経過した年度

附則第十九条の三第四項を次のように改める。

4 前三項の規定は、昭和五十六年度に係る賦課期日後に都市計画法第七条第一項の市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が当該市町村の区域について定められたことその他の政令で定める事由により新たに市街化区域農地となつた土地（当該政令で定める事由の生じた日以後地目の変換その他の政令で定める事情により新たに市街化区域農地となつた土地を含む。）に係る固定資産税について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項中表以外の部分	昭和五十七年度以降
市街化区域設定年度（都市計画法第七条第一項の市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が当該市町村の区域について定められたことその他の政令で定める事由の生じた日の属する年の翌年の一月一日（当該政令で定める事由の生じた日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度をいう。以下本条において同じ。）以降	市街化区域設定年度（都市計画法第七条第一項の市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が当該市町村の区域について定められたことその他の政令で定める事由の生じた日の属する年の翌年の一月一日（当該政令で定める事由の生じた日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度をいう。以下本条において同じ。）以降
昭和五十七年度に	市街化区域設定年度に
昭和五十六年度	市街化区域設定年度
昭和五十七年度	市街化区域設定年度の翌年度
昭和五十八年度	市街化区域設定年度の翌々年度
昭和五十九年度	市街化区域設定年度から起算して三年度を経過した年度
昭和六十年年度	市街化区域設定年度から起算して三年度を経過した年度

附則第十九条の三に次の二項を加える。

5 第一項及び第二項に規定する既適用市街化区域農地とは、昭和五十七年改正前の地方税法附則第二十九条の七第一項に規定する都又は市の区域内に所在する市街化区域農地で、当該市街化区域農地に対して課する昭和五十六年度分の固定資産税について、昭和五十七年度分の固定資産税に改定する法律案

前項	前項
昭和五十七年度	市街化区域設定年度
昭和五十六年度	市街化区域設定年度
昭和五十七年度	市街化区域設定年度の翌年度
昭和五十八年度	市街化区域設定年度の翌々年度
昭和五十九年度	市街化区域設定年度から起算して三年度を経過した年度
昭和六十年年度	市街化区域設定年度から起算して三年度を経過した年度

年改正前の地方税法附則第十九条の三第一項の規定の適用を受けたものをいう。

6 前項に規定する既適用市街化区域農地には、第三項の規定により昭和五十六年度に係る賦課期日に市街化区域農地として所在したものとみなされた土地のうち、当該みなされた土地に類似する市街化区域農地が当該市街

昭和五十七年三月三十一日 参議院會議録第十号

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

一九八

化区域農地に係る昭和五十六年度分の固定資産税について昭和五十七年度改正前の地方税法附則第十九条の三第一項の規定の適用を受けたものである場合における当該みなされた土地を含むものとする。

附則第十九条の三の次に次の一条を加える。

第十九条の四 前条第五項に規定する既適用市街化区域農地に係る昭和五十七年度から昭和五十九年度までの各年度分の固定資産税の額は、附則第十九条及び前条の規定にかかわらず、当該市街化区域農地に係る当該年度分の

固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地の次の表の上欄に掲げる上昇率の区分に応じ、同表の下欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準額となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

上 昇 率 の 区 分		負 担 調 整 率
一・三倍以下のもの		一・一
一・三倍を超え、一・五倍以下のもの		一・一五
一・五倍を超え、一・七倍以下のもの		一・二
一・七倍を超え、一・九倍以下のもの		一・二五
一・九倍を超えるもの		一・三

2 附則第十八条第二項の規定は、前項の前年度分の固定資産税の課税標準額について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第十九条の四第一項」と、「宅地等」とあるのは「市街化区域農地」と、「宅地等調整固定資産税額」とあるのは「同項に規定する市街化区域農地調整固定資産税額」と読み替えるものとする。

附則第二十二條第一項中「又は第十九条第一項を」と、第十九条第一項又は第十九条の四第一項に、「昭和五十四年度から昭和五十六年度まで」を「昭和五十七年度から昭和五十九年度まで」に改める。

附則第二十三條中「又は第十九条の三」を「第十九条の三又は第十九条の四第一項に」、「又は附則第十九条第一項の規定の適用を受ける農地(以下「調整対象農地」という。))」を、「附則第

十九条第一項の規定の適用を受ける農地(以下「調整対象農地」という。))又は附則第十九条の四第一項の規定の適用を受ける市街化区域農地(以下「調整対象市街化区域農地」という。))に改める。

附則第二十四條中「又は第十九条第一項」を「第十九条第一項又は第十九条の四第一項」に、「昭和五十四年度から昭和五十六年度まで」を「昭和五十七年度から昭和五十九年度まで」に、「又は調整対象農地」を「調整対象農地又は調整対象市街化区域農地」に、「若しくは調整対象農地」を「調整対象農地若しくは調整対象市街化区域農地」に、「若しくは第十九条第一項」を「第十九条第一項若しくは第十九条の四第一項に」、「若しくは農地調整固定資産税額」を「農地調整固定資産税額若しくは市街化区

域農地調整固定資産税額」に改める。

附則第二十五條の見出し中「昭和五十四年度から昭和五十六年度まで」を「昭和五十七年度から昭和五十九年度まで」に改め、同条第一項中

「昭和五十四年度から昭和五十六年度まで」を「昭和五十七年度から昭和五十九年度まで」に改め、同項の表を次のように改める。

上 昇 率 の 区 分		負 担 調 整 率
一・三倍以下のもの		一・一
一・三倍を超え、一・五倍以下のもの		一・一五
一・五倍を超え、一・七倍以下のもの		一・二
一・七倍を超え、一・九倍以下のもの		一・二五
一・九倍を超えるもの		一・三

附則第二十六條の見出し中「昭和五十四年度から昭和五十六年度まで」を「昭和五十七年度から昭和五十九年度まで」に改め、同条第一項中「昭和五十四年度から昭和五十六年度まで」を「昭和五十七年度から昭和五十九年度まで」に改め、同項の表を次のように改める。

上 昇 率 の 区 分		負 担 調 整 率
一・一五倍以下のもの		一・〇五
一・一五倍を超え、一・三倍以下のもの		一・一
一・三倍を超え、一・五倍以下のもの		一・一五
一・五倍を超えるもの		一・二

附則第二十七條の次に次の一条を加える。

第二十七條の二 附則第十九条の三第五項に規定する既適用市街化区域農地に係る昭和五十七年度から昭和五十九年度までの各年度分の都市計画税の額は、前二条の規定にかかわらず、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農

地の次の表の上欄に掲げる上昇率の区分に応じ、同表の下欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準額となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

上 昇 率 の 区 分		負 担 調 整 率
一・三倍以下のもの		一・一

一・三倍を超え、一・五倍以下のもの	一・一五
一・五倍を超え、一・七倍以下のもの	一・二
一・七倍を超え、一・九倍以下のもの	一・二五
一・九倍を超えるもの	一・三

2 附則第十八条第二項の規定は、前項の前年度分の都市計画税の課税標準額について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第二十七条の第二項」と、「前年度分の固定資産税」とあるのは「前年度分の都市計画税」と、「宅地等調整固定資産税額」とあるのは「宅地等調整固定資産税額」とあるのは、同項に規定する市街化区域農地調整都市計画税額」と読み替えるものとする。

附則第二十八条第一項中「又は第十九条第一項」を、「第十九条第一項又は第十九条の四第一項」に、「昭和五十四年度から昭和五十六年度まで」を「昭和五十七年度から昭和五十九年度まで」に改め、「第三百八十一条」の下に「及び附則第十五条の二」を加え、同項に次の一号を加える。

三 調整対象市街化区域農地 当該調整対象市街化区域農地に係る当該年度分の市街化区域農地調整固定資産税額の算定の基礎となる課税標準となるべき額

附則第二十八条第三項中「適用がある」を「適用がある市街化区域農地に係る」に改め、「第三百八十一条」の下に「及び附則第十五条の二」を加え、「市街化区域農地については」を「当該市街化区域農地については」に改め、同条第四項中「附則第十九条の三第一項の表の上欄に掲げる市街化区域農地の区分又は市街化区域農地が同項の表の上欄に掲げる市街化区域農地に該当しない旨」を「当該市街化区域農地が附則第十九条の三又は第十九条の四第一項の規定の適用を

受けるものであるかどうか」に改める。

附則第二十九条の二中「附則第十九条の三の規定が適用される」を「附則第十九条の三又は第十九条の四第一項の規定の適用を受ける」に改め、「(附則第二十九条の五第一項の規定により減額された場合には、減額後の固定資産税額又は都市計画税額とする)」を削り、「又は第二十七条」を「第十九条の四、第二十七条又は第二十七条の二」に改め、「算定した税額」の下に「(以下「農地課税相当額」という。)」を加える。

附則第二十九条の四第一項中「附則第十九条の三第一項の表の第二号に掲げる市街化区域農地」を「市街化区域農地に附則第十九条の三第一項ただし書(同条第二項及び第四項において準用する場合を含む。))の規定の適用を受けるもの」に改める。

附則第二十九条の五を次のように改める。

(市街化区域農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の納税義務の免除等)

第二十九条の五 市町村は、昭和五十七年度以降の各年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、附則第十九条の三又は第十九条の四第一項の規定の適用を受ける市街化区域農地(都市計画法第七条第一項に規定する市街化区域内において農業を継続して営むため適当な規模の農地として政令で定める農地に限る。)であつて現に耕作の用に供されており、かつ、当該市街化区域農地において次項の申告のあつた日の属する年の一月一日から引き続き十年以上農業を継続することが適当であるもの(以下「長期営農継続農地」という。)と

して市町村長の認定を受けたものに対して課する固定資産税及び都市計画税で当該申告のあつた日の属する年の一月一日から起算して五年を経過する日までの期間内において到来する賦課期日に係る各年度分のもの又は当該五年を経過する日の翌日から起算して更に五年を経過する日までの期間内において到来する賦課期日に係る各年度分のものについて

は、当該長期営農継続農地として認定を受けた土地の所有者が当該土地を当該申告のあつた日の属する年の一月一日から起算して五年を経過する日までの期間又は当該五年を経過する日の翌日から起算して更に五年を経過する日までの期間引き続き長期営農継続農地として保全したものであることにつき市町村長の確認を受けたときは、当該各年度分の当該長期営農継続農地に係る固定資産税額又は都市計画税額と当該各年度分の当該長期営農継続農地に係る農地課税相当額との差額に相当する額に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

2 前項の認定を受けようとする者は、その旨を市町村長に申告しなければならない。この場合において、農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第三条第一項本文又は第二項の規定により農業委員会を設置する市町村にあつては、農業委員会を経由してしなければならない。

3 前項の申告は、次の各号に掲げる市街化区域農地の区分に応じ、当該各号に定める年度に限り、行うことができる。ただし、市町村長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

一 附則第十九条の三第五項に規定する既適用市街化区域農地 昭和五十七年度
二 前号に掲げる市街化区域農地以外の市街化区域農地 新たに附則第十九条の三の規定の適用を受けることとなつた年度

4 前項に定めるもののほか、第二項の申告は、同項の申告のあつた日の翌日から起算して十年を経過した場合においては、当該十年を経過した日以後新たに到来する賦課期日に係る年度に限り、行うことができる。ただし、市町村長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

5 市町村長は、第二項の申告に基づき第一項の認定を行う場合には、農地課税審査会の議を経なければならない。

6 市町村長は、第一項の認定をした場合には、第二項の申告のあつた日の属する年の一月一日から起算して五年を経過する日までの期間又は当該五年を経過する日の翌日から起算して更に五年を経過する日までの期間、当該認定に係る長期営農継続農地に係る第一項の各年度分の固定資産税額又は都市計画税額と当該各年度分の当該長期営農継続農地に係る農地課税相当額との差額に相当する額に係る地方団体の徴収金の徴収を猶予するものとする。この場合において、市町村長は、政令で定める要件に該当して担保を徴する必要があると認めるときを除き、その猶予に係る金額に相当する担保で第十六条第一項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより徴しなければならない。

7 市町村長は、前項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る固定資産税又は都市計画税について第一項の規定の適用がないことが明らかとなつたときは、当該徴収の猶予に係る固定資産税又は都市計画税に係る地方団体の徴収金の全部又は一部についてその徴収の猶予を取り消さなければならない。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、次項の規定の適用がある場合を除き、直ちに当該徴収の猶予の取消しに係る固定資産税又は都市計画税に係る地方団体の徴収金を納付しなければならない。

昭和五十七年三月三十一日 参議院会議録第十号

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

二〇〇

- い。
- 8 市町村は、前項の規定により徴収の猶予が取り消された場合において、当該徴収の猶予に係る長期営農継続農地として認定を受けた土地の所有者が、当該土地につき、災害により農業を継続できなかったこと、当該土地に係る農業の主たる従事者が死亡したこと、当該土地が収用されたことその他の政令で定める事由により長期営農継続農地として保全できなかつたことについて市町村長の確認を受けたときは、当該長期営農継続農地に係る固定資産税又は都市計画税のうち第六項の規定により徴収を猶予された税額（賦課期日が当該政令で定める事由の生じた日までに到来する各年度分の固定資産税又は都市計画税に係るものに限り）に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。
- 9 市町村長は、第一項若しくは前項の確認をしたとき、又はこれらの確認をしない旨の決定をしたときは、遅滞なくその旨を当該土地の所有者に通知しなければならない。
- 10 第十五条第四項、第十五条の二第一項及び第十五条の四第三項並びに第十六条の二第一項から第三項までの規定は第六項の規定による徴収の猶予について、第十一条、第十六条第三項、第十六条の二第四項並びに第十六条の五第一項及び第二項の規定は第六項の規定による担保の提供及び処分について準用する。
- 11 市町村は、固定資産税又は都市計画税に係る地方団体の徴収金を徴収した場合において、当該固定資産税又は都市計画税の課された土地について第一項の確認があつたときは、当該固定資産税又は都市計画税の納税義務者の申請に基づいて、当該認定に係る長期営農継続農地に係る固定資産税額又は都市計画税額と当該長期営農継続農地に係る農地課税相当額との差額に相当する額に係る地方団体の徴収金を還付するものとする。
- 12 市町村長は、前項の規定により固定資産税又は都市計画税に係る地方団体の徴収金を還付する場合において、還付を受ける者の未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。
- 13 前二項の規定により固定資産税又は都市計画税に係る地方団体の徴収金を還付し、又は充当する場合には、第十一項の規定による還付の申請があつた日から起算して十日を経過した日を第十七条の四第一項第四号に掲げる日とみなして、同項（第一号から第三号までを除く）の規定を適用する。
- 14 第一項の確認の手續その他同項から第八項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- 附則第二十九条の六第一項中「前条第二項を「前条第五項」に、「規定による固定資産税額又は都市計画税額の減額」を「認定」に改め、「同項の規定により固定資産税額又は都市計画税額の減額を行う」を削る。
- 附則第二十九条の七第一項中「（税額の算定に関する部分に限る。）、附則第二十三条（附則第十九条の三）を、附則第十九条の四、附則第二十三条（附則第十九条の三又は第十九条の四第一項）に、「附則第二十七条を「附則第二十四条（附則第十九条の四第一項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る市街化区域農地に係る部分に限る。）、附則第二十七条、附則第二十七条の二、附則第二十八条（附則第十九条の三又は第十九条の四第一項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る部分に限る。）、「昭和四十八年度」を「昭和五十七年度」に改め、「附則第十九条の三第一項の表の上欄に掲げる」及び「同項の表の上欄に掲げる」を削り、同条第二項中「昭和四十九年度」を「昭和五十八年度」に改め、同条第三項中「附則第十九条の三第一項の表の上欄に掲げる」を削る。
- 附則第三十一条の三第一項中「昭和五十四年度から昭和五十六年度まで」を「昭和五十七年度から昭和五十九年度まで」に改め、同条の次の二条を加える。
- 第三十一条の四 市町村は、土地の所有者が所有する土地で昭和四十四年一月一日（沖縄県の区域内に所在する土地その他の土地で政令で定めるものについては、それぞれこれらの土地の所有者につき政令で定める日）から昭和五十七年三月三十一日までの間に取得したもの（第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域内に所在する土地で当該土地の取得をした日以後十年を経過したものを除く）に對しては、第五百八十五条第三項の規定にかかわらず、特別土地保有税を課する。この場合においては、第三章第八節の規定中土地に對して課する特別土地保有税に関する規定並びに第七百三十四条第一項及び前条の規定（土地に對して課する特別土地保有税に係る部分に限る。）を適用する。
- 2 昭和五十七年四月一日前に取得された土地を当該土地の所有者から同日以後その者の特殊関係者が取得する場合には、当該土地の所有者の取得の日を当該特殊関係者の取得の日とみなして、前項の規定を適用する。
- 3 前項の規定により当該土地の所有者の取得の日に取得されたものとみなされた土地を当該特殊関係者からその者の特殊関係者が取得する場合には、当該土地の所有者の取得の日をその者の特殊関係者の取得の日とみなして、第一項の規定を適用する。
- 4 前二項の規定は、前項の規定により当該土地の所有者の取得の日に取得されたものとみなされた土地を当該特殊関係者が取得する場合について、第二項中「昭和五十七年四月一日前に取得された土地」とあるのは「土地の所有者の取得の日に取得されたものとみなされた土地」と、「土地の所有者から」とあるのは「特殊関係者の特殊関係者から」と読み替へるものとする。
- 5 前三項に規定する特殊関係者とは、第五百八十五条第四項に規定する特殊関係者をいう。
- 第三十一条の五 昭和六十年以降の各年度の初日の属する年の一月一日において、都の区域（特別区の存する区域に限る。）、首都圏整備法第二条第一項に規定する首都圏、近畿圏整備法第二条第一項に規定する近畿圏若しくは中部圏開発整備法第二条第一項に規定する中部圏内にある地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の区域又はその他の市でその区域の全部若しくは一部が首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地若しくは同条第四項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域若しくは同条第四項に規定する近郊整備区域若しくは同条第四項に規定する近郊整備区域若しくは中部圏開発整備法第二条第三項に規定する都市整備区域内にあるものの区域内の都市計画法第七条第一項に規定する市街化区域内に所在する土地で、昭和五十七年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの間に当該土地の所有者が取得したものうち、それぞれ次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に定める土地に該当する土地（第三章第八節の規定中土地に對して課する特別土地保有税に関する規定の適用を受けて当該年度分の特別土地保有税の課される土地を除く。）に對しては、第五百九十五条の規定にかかわらず、当該土地の所在する市（都の特別区の存する区域にあつては、都。以下本条において同じ。）において、当該取得がされた日から起算して二年を経過した日の属する年の翌年（その取得がされた日が一月一日である場合

には、同日から起算して二年を経過した日の属する年)の四月一日からその翌年の三月三十一日までを初年度とする十年度分に限り、特別土地保有税を課する。

一 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の区(都の特別区の存する区域にあつては、特別区)の区域、一団の土地の面積が三百平方メートル以上である土地
二 都市計画法第五条に規定する都市計画区域を有する市の区域(前号に掲げる区域を除く)。一団の土地の面積が五百平方メートル以上である土地

2 前項の規定により特別土地保有税を課する場合に、第三章第八節の規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する規定(第五百八十五条第三項の規定を除く。)並びに第七百三十四条第一項及び附則第三十一條の三の規定(土地に対して課する特別土地保有税に係る部分に限る。)を準用する。この場合において、第五百九十九条第一項第一号中「基準面積以上の土地」とあるのは、「附則第三十一條の五第一項各号に掲げる区域の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める土地」と読み替へるものとする。

3 昭和五十七年四月一日以後において土地を取得した者が当該土地を取得した日から一年以内に当該土地に隣接する土地を取得した場合においては、最初に土地を取得した日をもつてこれらの土地を取得した日と、前後の取得に係る土地の合計面積をもつて一団の土地の面積とみなして、第一項の規定を適用する。

4 昭和五十七年四月一日以後において第五百八十五条第四項に規定する特殊関係者を有する者が土地を取得した場合において、当該土地を取得した日から一年以内に当該土地に隣接する土地を当該特殊関係者が取得したときは、当該取得が政令で定める事情に該当する

場合を除き、最初に土地を取得した日をもつてこれらの土地を取得した日と、これらの土地をもつてその者及び当該特殊関係者の共有物と、前後の取得に係る土地の合計面積をもつて一団の土地の面積とみなして、第一項の規定を適用する。

5 市は、第一項の規定の適用を受ける土地について、当該土地の所有者が、その所有する土地を第二項において準用する第六百三三條の二第一項の規定に該当する土地(以下本項において「免除土地」という。)として使用しようとする場合において、第一項の規定により特別土地保有税の課されることとなる年度において災害その他やむを得ない理由により第二項において準用する同条第一項の規定を受けることができないときは、当該土地の所有者からの申請に基づき市長が定める相当の期間(以下本項において「納税義務の免除に係る期間」という。)内に当該土地を免除土地として使用し、かつ、当該使用が開始されたときにつき市長の確認を受けたときに限り、当該土地に対して課する特別土地保有税に係る地方団体の徴収金(納税義務の免除に係る期間に係るものに限るもの)とし、第二項において準用する同条第一項の規定の適用を受けたものとする。この場合においては、第六百三三條第二項から第十項までの規定を準用する。

6 前各項に定めるもののほか、市町村の廃置分合若しくは境界変更があつた場合又は都市計画法第七條第一項の市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が当該市の区域について定められた場合における第一項の規定の適用その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
附則第三十二條第一項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改める。

附則第三十二條の三第一項中「昭和五十七年四月一日」を「昭和五十九年四月一日」に、「昭和五十七年分」を「昭和五十九年分」に改め、同条第三項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改める。
附則第三十三條中「昭和五十六年度分」を「昭和五十七年度分」に、「二十三万円」を「二十四万円」に改める。

附則第三十三條の二第一項第一号中「百分の二十三・九」を「百分の二十五・六」に、「七百万円」を「八百万円」に、「百分の三十四・一」を「百分の三十六・七」に、「百分の五・二」を「百分の五」に改め、同条第二項第二号中「百分の七十二」を「百分の七十」に、「七百万円」を「八百万円」に、「百分の六十」を「百分の五十七」に改め、同条第三項第二号中「百分の二十八」を「百分の三十」に、「七百万円」を「八百万円」に、「百分の四十」を「百分の四十二」に、「百分の五・二」を「百分の五」に改め、同条第六項中「百分の五・二」を「百分の五」に、「百分の十一・一」を「百分の十二・三」に改める。

附則第三十三條の三第二項中「同条第二項各号」を「同条第三項各号」に改め、同条第三項第一号中「及び第十一号」を「第十一号及び第十二号」に、「第二十三條第一項第十二号」を「第二十三條第一項第十三号」に改め、同条第二号中「第二十八條第四項第二号」を「第二十八條第四項第五項第二号」に改め、同条第四項中「第二十三條第一項」とあるのは「第二百九十二條第一項」と、「第三十四條」とあるのは「第三百三十四條」と、「第三十三條第八項及び第九項」とあるのは「第三百三十三條第八項及び第九項」とを「第二十三條第一項第七号、第八号、第十号、第十一号及び第十二号並びに第三十四條第一項第十一号及び第六項」とあるのは「第二百九十二條第一項第七号、第八号、第十号、第十一号及び第十二号並びに第三百三十四條の二第一項」及び「第十二号並びに第三百三十四條の二第二項」及び「第十三号並びに第三百三十四條の二第三項」とを「第二十三條第一項」と、「第二十三條第一項」とあるのは「第二百九十二條第一項」とを「第二百九十二條第一項」と改める。

十三号」とあるのは「第二百九十二條第一項第十三号」と、「第三十二條第八項及び第九項並びに第三十四條」とあるのは「第三百三十三條第八項及び第九項並びに第三百三十四條の二」に改める。
附則第三十四條第一項中「第三十三條第四項」の下に、「第三十六條の二第三項」を加え、同項第二号中「超え八千万円以下であるを」を「超える」に改め、同項第三号を削り、同条第三項第一号中「及び第十一号」を「第十一号及び第十二号」に、「第二十三條第一項第十二号」を「第二十三條第一項第十三号」に改め、同条第二号中「第三十一條第三項第二号」を「第三十一條第四項第二号」と改め、同条第四項中「第三十二條第二項」とあるのは「第三十三條第二項」と、「附則第三十四條第四項において準用する同条第一項第三号」と、「第三十二條第一項に規定する総所得金額」とを削り、「第二十三條第一項」とあるのは「第二百九十二條第一項」と、「第三十四條」とあるのは「第三百三十四條の二」と、「第三十三條第八項及び第九項」とあるのは「第三百三十三條第八項及び第九項」とを「第二十三條第一項第七号、第八号、第十号、第十一号及び第十二号並びに第三十四條第一項第十一号及び第六項」とあるのは「第二百九十二條第一項第七号、第八号、第十号、第十一号及び第十二号並びに第三百三十四條の二第一項」及び「第十二号並びに第三百三十四條の二第二項」及び「第十三号並びに第三百三十四條の二第三項」とを「第二十三條第一項」と改める。

附則第三十四條の二第一項中「前条第一項の場合において、同項」を「昭和五十八年度から昭和六十年年度までの各年度分の個人の道府県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に、「同じ」のうちに」を「同じ」をした場合

昭和五十七年三月三十一日 参議院會議録第十号

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

二〇二

合において、当該譲渡の全部又は一部が「に、
「があるとき」を「に該当するときに改め、同項
第一号ロ(2)を次のように改める。

(2) 当該譲渡長期譲渡所得金額から四千
万円を控除した金額の百分の二・五に
相当する金額

附則第三十四条の二第二項第二号イ及びロを
次のように改める。

イ 当該譲渡長期譲渡所得金額のうち前年
中の前条第一項の譲渡所得の基となる
譲渡で優良住宅地等のための譲渡に該当
するものに係る部分の金額(以下本号に
おいて「優良住宅地等に係る譲渡長期譲
渡所得金額」という。)が四千万円以下で
ある場合 同項第一号又は第二号に掲げ
る場合の区分に応じそれぞれ同項第一号
又は第二号に定める金額

ロ 当該譲渡長期譲渡所得金額のうち優良
住宅地等に係る譲渡長期譲渡所得金額が
四千万円を超える場合 次に掲げる金額
の合計額

(1) 八千万円に優良住宅地等に係る譲渡
長期譲渡所得金額から四千万円を控除
した金額の百分の二・五に相当する金
額を加算した金額

(2) 当該譲渡長期譲渡所得金額につき、
前条第一項及び本項の規定の適用がな
いものとした場合に算出される道府県
民税の所得割の額のうち、優良住宅地
等に係る譲渡長期譲渡所得金額以外の
譲渡長期譲渡所得金額に係る道府県民
税の所得割の額として政令で定めると
ころにより計算した金額

附則第三十四条の二第二項中「前条第一項の
場合において、同項に規定する譲渡所得の基因
となる土地等の譲渡のうち」を昭和五十八年
度から昭和六十年年度までの各年度分の個人の道
府県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中

に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる
土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡の
全部又は一部が「に、当該譲渡の基となる
「に該当する」に改め、同条第三項中「第三十二
第二項」とあるのは「第三十三第二項」と、
「附則第三十四条の二第二項第二号イ」とあるの
は「附則第三十四条の二第三項において準用す
る同条第一項第二号イ」と、「第三十二第二項
に規定する総所得金額」とあるのは「第三十三
第二項に規定する総所得金額」と、「百分の
二・五」とあるのは「百分の五」と、「同項第一号又
は第二号」とあるのは「同条第四項において準用
する同条第一項第一号又は第二号」と改める。

附則第三十四条の三第一項中「昭和五十五年
度から昭和五十七年度まで」を「昭和五十八年
度から昭和六十年年度まで」と、「同項第二号中「超え
八千万円以下である」とあるのは「超える」と、
同号イを「同項第二号イ」と改める。

附則第三十五条第一項第二号中「昭和四十四
年一月一日以後に取得した資産」を、その年一
月一日において租税特別措置法第三十一条第二
項に規定する所有期間が十年以下である資産
(その年中に取得をしたものを含む。)に改め、
同条第三項中「第二十八条の四第二項第一号」を
「第二十八条の四第三項第一号」と改める。

附則第三十五条の二第二項第一号中「施業計
画」を「森林施業計画」に改める。

附則第三十五条の二の二第二項中「昭和五十
七年度」を「昭和五十九年度」に改める。

附則第三十五条の三第二項に次のただし書を
加える。

ただし、その贈与に係る金額が五十万円以
下である場合は、この限りでない。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関
する法律の一部改正)

第二条 国有資産等所在市町村交付金及び納付金
に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)の
一部を次のように改正する。

附則第十五項の見出し中「昭和五十五年
度から昭和五十七年度まで」を「昭和五十八年
度から昭和六十年年度まで」と改め、同項中「昭和五十五
年度から昭和五十七年度まで」を「昭和五十八年
度から昭和六十年年度まで」と、「額とする」を「額
とし、同法附則第十九条の四第一項の規定の適
用を受ける市街化区域農地については当該市街
化区域農地に係る同項に規定するその年度分の
固定資産税の課税標準となるべき額を二分の一
で除して得た額とする」と改める。

附則第十六項中「昭和五十七年度」を「昭和五
十九年度」に改める。

附則
(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十七年四月一日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法第四百九十条の二第二項
の改正規定及び附則第十三条の規定 昭和五
十七年六月一日

二 第一条中地方税法第十三条、第十四条の
三、第十四条の五、第十七条の二、第十七条
の四第一項、第十八条の二及び第二十條の九
の改正規定並びに次条の規定 昭和五十
七年十月一日

三 第一条中地方税法第一百四十四条の四第一項、
第一百四十四条の五第一項及び第二百二十九条第三
項の改正規定並びに附則第七条の規定 昭和
五十八年一月一日

四 第一条中地方税法附則第三十三条の三第二
項及び第三項第二号並びに附則第三十四条第
一項及び第三項第二号の改正規定、同条第四
項の改正規定、「第三十二第二項」とある
のは「第三十三第二項」と、「附則第三十
四第四項において準用する同条第一項第三
号ロ」と、「第三十二第一項に規定する総所
得金額」とあるのは「第三十三第一項に規

定する総所得金額」とを削る部分に限る。並
びに同法附則第三十四条の二から第三十五
条までの改正規定並びに附則第四項第五項及び
第八項第五項の規定 昭和五十八年四月一日
(地方団体の徴収金のうちの優先順位等に関す
る経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法
(以下「新法」という。)第十四条の五の規定は、
昭和五十七年十月一日以後に配当し、又は充
当する地方団体の徴収金について適用し、同日
前に配当し、又は充当する地方団体の徴収金につ
いては、なお従前の例による。

2 新法第十七条の二第三項の規定は、昭和五十
七年十月一日以後に充当する地方団体の徴収金
について適用し、同日前に充当する地方団体の
徴収金については、なお従前の例による。

3 新法第十八条の二第五項及び第二十條の九の
四第二項の規定は、昭和五十七年十月一日以後
に納付され、又は納入された地方団体の徴収金
について適用し、同日前に納付され、又は納入
された地方団体の徴収金については、なお従前
の例による。

(道府県民税若しくは市町村民税の法人税割額又
は法人の事業税の徴収額等に関する経過措置)

第三条 新法第十五条の三の規定は、昭和五十
七年四月一日(以下「施行日」という。)以後に終了
する事業年度に係る道府県民税若しくは市町村
民税の法人税割額又は法人の事業税(施行日以後
に終了する事業年度に係る新法第五十三條第一
項若しくは第三百二十一条の八第一項又は第七
十二條の二十六第一項の規定による申告書(道
府県民税又は市町村民税の法人税割額にあつて
は、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第七
十一條第一項(同法第七十二條第一項の規定が
適用される場合及びこれらの規定を同法第四百
十五條において準用する場合を含む。))の規定に
よる申告書に係る法人税割額を課税標準として算
定した道府県民税又は市町村民税の法人税割額

定する総所得金額」とを削る部分に限る。並
びに同法附則第三十四条の二から第三十五
条までの改正規定並びに附則第四項第五項及び
第八項第五項の規定 昭和五十八年四月一日
(地方団体の徴収金のうちの優先順位等に関す
る経過措置)

が記載された申告書に限る。)で昭和五十七年六月一日前に提出期限の到来するもの(以下この項において「特定中間申告書」という。)に係る道府県民税若しくは市町村民税の法人税割又は法人の事業税を除く。)について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る道府県民税若しくは市町村民税の法人税割又は法人の事業税及び特定中間申告書に係る道府県民税若しくは市町村民税の法人税割又は法人の事業税については、なお従前の例による。

（道府県民税に関する経過措置）

第四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の道府県民税に関する部分は、昭和五十七年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、昭和五十六年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新法第三十二条第九項の規定は、昭和五十六年度以後の各年において生じた同項に規定する雑損失の金額について適用し、昭和五十五年以前の各年において生じた第一条の規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)第三十二条第九項に規定する雑損失の金額については、なお従前の例による。

3 昭和五十七年度分の個人の道府県民税に限り、所得割の納税義務者が租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第十三号)による改正前の租税特別措置法(以下「昭和五十六年改正前の租税特別措置法」という。)第二十五条第一項に規定する事業所得を有する場合において、新法第四十五条の二第一項の規定による申告書(その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された新法第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。)に旧法附則第六條第一項の適用を受ける旨の記載があるときは、その者の道府県民税の所得割については、新法附則第六條第一項及び第二項の規定にかかわらず、旧法附則第六條第一項の規定の例による。

による。

4 新法附則第八條第二項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

5 新法附則第三十三条の三第二項及び第三項第二号、第三十四條第一項及び第三項第二号並びに第三十四條の二から第三十五條までの規定は、昭和五十八年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、昭和五十七年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第五条 新法第七十二条の四十八第三項及び新法附則第九條の三の規定は、施行日以後に開始する事業年度(施行日前に解散した法人の清算中の事業年度を除く。)分の法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度分及び施行日前に解散した法人の施行日以後に開始する清算中の事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第六条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新法第七十三条の十四第四項及び第七十三条の二十四第四項の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税及び施行日前の不動産の取得で当該取得につき施行日以後に旧法第七十三条の十四第四項又は第七十三条の二十四第四項の規定による申告に係る期間の末日が到来するものに対して課する不動産取得税について適用し、施行日前に当該申告に係る期間の末日が到来したものに対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

動産取得税については、なお従前の例による。

3 旧法附則第十一條第六項の規定は、日本自動車ターミナル株式会社が行う自動車のターミナル法(昭和三十四年法律第三十六号)第六條第二項の認可を受けた工事の施行により旧法附則第十一條第六項に規定する家屋を施行日以後に取得する場合における当該家屋の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。

4 旧法附則第十一條の五の規定は、この法律の施行の際、同条の規定により読み替えて適用される旧法第七十三条の二十七の六第二項の規定により徴収額を受け付けている不動産取得税額に係る不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合においては、旧法附則第十一條の五中「九年」とあるのは「十二年」と、「附則第十一條の五」とあるのは「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第...号)附則第六條第四項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の地方税法附則第十一條の五」とする。

（料理飲食等消費税に関する経過措置）

第七条 新法第一百四十四條の四第一項、第一百四十五條第一項及び第一百四十九條第三項の規定は、昭和五十八年一月一日以後における飲食及び宿泊並びにその他の利用行為(新法第一百四十三條第一項に規定するその他の利用行為をいう。)に対して課すべき料理飲食等消費税について適用し、同日以前におけるこれらの行為に対して課する料理飲食等消費税については、なお従前の例による。

（市町村民税に関する経過措置）

第八条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、昭和五十七年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、昭和五十六年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法第三百三十三條第九項の規定は、昭和五十六年度以後の各年において生じた同項に規定する雑損失の金額について適用し、昭和五十五年以前の各年において生じた旧法第三百三十三條第九項に規定する雑損失の金額については、なお従前の例による。

3 昭和五十七年度分の個人の市町村民税に限り、所得割の納税義務者が昭和五十六年改正前の租税特別措置法第二十五条第一項に規定する事業所得を有する場合において、新法第三百三十七條の二第一項の規定による申告書(その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された新法第三百三十七條の三第一項の確定申告書を含む。)に旧法附則第六條第二項の適用を受ける旨の記載があるときは、その者の市町村民税の所得割については、新法附則第六條第五項及び第六項の規定にかかわらず、旧法附則第六條第二項の規定の例による。

4 新法附則第八條第二項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

5 新法附則第三十三条の三第四項において準用する同条第二項及び第三項第二号、新法附則第三十四條第四項において準用する同条第一項及び第三項第二号並びに新法附則第三十四條の二から第三十五條までの規定は、昭和五十八年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、昭和五十七年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第九条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、昭和五十七年度以後の年度分の固定資産税について適用し、昭和五十六年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

昭和五十七年三月三十一日 参議院會議録第十号

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

二〇四

- 2 新法第三百四十九条の三第十六項の規定は、昭和五十六年一月二日以後において設けられた同項に規定する構築物に対して課する昭和五十七年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
 - 3 旧法第三百四十九条の三第十六項の規定は、昭和五十六年一月一日までの間に設けられた同項に規定する構築物に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。
 - 4 新法第三百四十九条の三第二十二項の規定は、昭和五十六年一月二日以後に取得された同項に規定する家屋及び償却資産に対して課する昭和五十七年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
 - 5 旧法第三百四十九条の三第二十二項の規定は、昭和五十六年一月一日までの間に取得された同項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。
 - 6 昭和四十八年一月二日から昭和五十六年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第四項に規定する原油備蓄施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
 - 7 昭和五十四年一月二日から昭和五十六年一月一日までの間に取得された旧法附則第十五条第六項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
 - 8 昭和五十五年一月二日から昭和五十六年九月三十日までの間に取得された旧法附則第十五条第十項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
 - 9 昭和五十四年一月二日から昭和五十六年一月一日までの間に取得された旧法附則第十五条第十一項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
 - 10 昭和五十二年七月十四日から昭和五十六年十二月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第十二項に規定する消火用屋外給水施設等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
 - 11 昭和五十年一月二日から昭和五十六年一月一日までの間に建設され、又は設置された旧法附則第十五条第十四項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
 - 12 昭和五十四年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第十七項に規定する救急医療用機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 第十條 昭和五十七年度分の固定資産税に限り、新法附則第十八条第一項、第十九条第一項、第十九条の三又は第十九条の四第一項の規定の適用を受ける土地に対して課する固定資産税については、市町村長は、新法附則第二十八条第一項の規定により土地課税台帳等に登録された同項各号に定める額及び同項の比準課税標準額、同条第二項の規定により土地課税台帳等に登録された同項各号に定める額並びに同条第三項の規定により土地課税台帳等に登録された新法附則第十九条の三の規定の適用を受ける市街化区域農地（新法附則第十九条の二第一項に規定する市街化区域農地をいう。以下同じ。）に係る課税標準となるべき額については、これらの額を当該土地の所有者に通知することにより新法第四百十五條の規定による固定資産課税台帳の縦覧に代えることができる。この場合において、当該土地の新法附則第二十八条第一項の比準課税標準額に係る新法附則第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される新法第四百七條第一項及び新法第四百三十二條第一項の規定の適用については、新法附則第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される新法第四百三十七條第一項に規定する法律の一部を改正する法律案
- 定により読み替えて適用される新法第四百三十七條第一項中「第四百三十五條第一項の規定によつて固定資産課税台帳を縦覧に供した日以後において固定資産の価格等（附則第二十八條第一項の比準課税標準額を含む。以下本項において同じ。）の登録がなされていないこと又は登録された価格等」とあるのは「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第...）附則第十條第一項の規定による附則第二十八條第一項の比準課税標準額の通知をした日以後において当該通知に係る同項の比準課税標準額」とあるのは「同項の比準課税標準額」と、「価格等」とあるのは「同項の比準課税標準額」と、新法第四百三十二條第一項中「第四百三十五條第一項（第四百三十九條第三項の場合を含む。）の縦覧期間の初日からその末日後十日までの間において、又は第四百三十七條第一項」とあるのは「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第...）附則第十條第一項の規定による附則第二十八條第一項の比準課税標準額の通知を受けた日又は同法附則第十條第一項の規定により読み替えて適用される第四百三十七條第一項」とする。
- 2 昭和五十七年度分の固定資産税に限り、新法附則第十九条の四第一項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対して課する固定資産税については、市町村長は、新法第三百六十四條第七項の規定により納税者に納税通知書を交付する場合に、当該市街化区域農地に対して課する固定資産税の額の算定方法の概要を記載した文書を併せて送付するものとする。
 - （市街化区域農地に対して課する固定資産税又は都市計画税の特例に関する経過措置）
 - 第十一條 昭和五十七年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、市町村は、市街化区域農地に対して課する固定資産税又は都市計画税について、新法第三百六十四條第二項の納税通知書の交付期限までに、当該市街化区域農地について新法附則第二十九條の五第一項の認定ができない場合には、当該市街化区域農地に係る農地課税相当額（新法附則第二十九條の二に規定する農地課税相当額をいう。次条において同じ。）を仮に算定した当該市街化区域農地に係る固定資産税額又は都市計画税額（以下この条において「仮算定税額」という。）として、当該額を当該年度の納期の数で除して得た額の範囲において、当該市街化区域農地に係る固定資産税又は都市計画税をそれぞれの納期において徴収することができる。
 - 2 市町村長は、前項の規定により固定資産税又は都市計画税を賦課した後に、当該市街化区域農地に係る昭和五十七年度分の固定資産税又は都市計画税の税額の算定（以下この条において「本算定」という。）をした場合には、遅滞なく、その旨を納税者に通知しなければならない。この場合において、既に賦課した固定資産税額又は都市計画税額が当該市街化区域農地に係る昭和五十七年度分の固定資産税額又は都市計画税額（以下この条において「本算定税額」という。）に満たないときは、本算定が行われた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、既に徴収した固定資産税額又は都市計画税額が本算定税額を超えるときは、新法第十七條又は第十七條の二の規定の例によつて、その過納税額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当しなければならない。
 - 3 市町村長は、第一項の規定により固定資産税又は都市計画税を徴収する場合において当該固定資産税又は都市計画税の納税者に交付する納税通知書には、次の事項を添付しなければならない。一 納税通知書に記載された土地に係る課税標準額及び税額のうち市街化区域農地に係るも

のは、新法附則第十九条の三、第十九条の四、第二十七条又は第二十七条の二の規定の適用がなかつたものとみなして仮に算定した額であり、又は当該仮に算定した額を含むものであること。

二 既に賦課した仮算定税額が本算定税額に満たない場合においては、本算定が行われた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、既に徴収した仮算定税額が本算定税額を超える場合においては、その過納額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものであること。

4 第一項の規定により徴収する固定資産税又は都市計画税については、滞納処分をする場合には、当該市街化区域農地について第二項の規定による通知が行われる日までの間は、財産の換価は、することができない。

第十二条 昭和五十七年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、市町村長は、市街化区域農地に対して課する固定資産税又は都市計画税について、新法附則第二十九条の五第二項の申告があつた場合には、当該固定資産税又は都市計画税に係る納期限から同条第十項において準用する新法第十五条第四項の通知をする日までの期間、当該市街化区域農地に係る固定資産税額又は都市計画税額と当該市街化区域農地に係る農地課税相当額との差額に相当する額に係る地方団体の徴収金の徴収を猶予することができる。

ただし、当該市街化区域農地が新法附則第二十九条の五第一項の長期営農継続農地に該当しないことが明らかである場合は、この限りでない。

2 市町村長は、前項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る固定資産税又は都市計画税について新法附則第二十九条の五第六項の規定が適用されないこととなつたときは、当該徴収の猶予に係る固定資産税又は都市計画税に係る地方団体の徴収金の全部又は一部についてその徴収の猶予を取り消さな

ければならない。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予の取消しに係る固定資産税又は都市計画税に係る地方団体の徴収金を納付しなければならぬ。

3 市町村長は、第一項の規定による徴収の猶予をした場合においては、その猶予した税額に係る延滞金額中当該徴収の猶予をした期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

4 新法第十五条第四項、第十五条の二第一項及び第十五条の四第三項並びに第十六条の二第一項から第三項までの規定は、第一項の規定による徴収の猶予について準用する。

(ガス税に関する経過措置)

第十三条 新法第四百九十条の二第二項の規定は、昭和五十七年六月一日以後に使用するガス税に對して課すべきガス税(特別徴収に係るガス税)にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るものについて適用し、同日前に使用したガスに對して課するガス税(特別徴収に係るガス税)にあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの)については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第十四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中土地に對して課する特別土地保有税に関する部分は、昭和五十七年度以後の年度分の土地に對して課する特別土地保有税について適用し、昭和五十六年度分までの土地に對して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新法第五百八十五条第三項の規定は、施行日以後に取得される土地及び新法第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において新法附則第三十一条の四第一項に規定する市街化調整区域内に所在する土地で昭和四十四年一月一日(沖縄県の区域内に所在する土地その他の土地で政令で定めるもの

のについては、それぞれこれらの土地の所有者につき政令で定める日。次項において同じ。)から施行日の前日までの間に取得されたものに係る昭和五十七年度以後の年度分の土地に對して課する特別土地保有税について適用する。

3 旧法第五百八十五条第三項の規定は、昭和四十四年一月一日前に取得された土地に係る土地に對して課する特別土地保有税については、なおその効力を有する。

(事業所税に関する経過措置)

第十五条 新法第七百一条の三十四第三項第一号及び第七百一条の四十一第一項の表の第二号の二の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の事業に對して課すべき新法第七百一条の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税(以下この条において「事業に係る事業所税」という。)及び施行日以後に行われる新法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋(以下この条において「事業所用家屋」という。)の新築又は増築に對して課すべき新法第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税(以下この条において「新増設に係る事業所税」という。)について適用し、施行日前に終了した事業年度分の事業に對して課する事業に係る事業所税及び施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に對して課する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第十六条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、昭和五十七年度以後の年度分の都市計画税について適用し、昭和五十六年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 昭和五十四年一月二日から昭和五十六年一月一日までの間に取得された旧法附則第十五条第六項に規定する家屋に對して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3 昭和五十四年一月二日から昭和五十六年一月一日までの間に取得された旧法附則第十五条第六項に規定する家屋に對して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3 昭和五十四年一月二日から昭和五十六年一月一日までの間に取得された旧法附則第十五条第六項に規定する家屋に對して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(国民健康保険税に関する経過措置)

第十七条 新法第七百三条の四第四項の規定は、昭和五十七年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和五十六年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十八条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 第二条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の規定は、昭和五十八年度以後の年度分の市町村交付金及び都道府県交付金並びに市町村納付金及び都道府県納付金(以下この条において「交付金及び納付金」という。)について適用し、昭和五十七年度分までの交付金及び納付金については、なお従前の例による。

(地方税法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十条 地方税法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十八条を次のように改める。

第十八条 削除

(特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部改正)

第二十一条 特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法(昭

昭和五十七年三月三十一日 参議院會議録第十号

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

昭和五十七年三月三十一日 参議院會議録第十号

和四十八年法律第百二二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「附則第十九条の三第一項の表に掲げる」を「附則第十九条の二第一項に規定する」に、「所在するもの」を「所在するもののうち、地方税法附則第十九条の三又は第十九条の四第一項の規定の適用を受ける市街化区域農地」に改める。

(政令への委任)

第二十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

〔上條勝久君登壇、拍手〕

○上條勝久君 たいだいま議題となりました法律案は、昭和五十七年度住民税所得割の非課税限度額及び料理飲食等消費税の免税点の引き上げ、評価がえに伴う固定資産税の負担調整等により住民負担を軽減するとともに、市街化区域内農地に対する固定資産税の宅地並み課税等土地税制について適正化措置を講ずるほか、発電所所在道府県に対する法人事業税の配分の合理化、不動産取得税の非課税措置の見直し、国鉄の公害防止設備に係る納付金の特例措置の延長等を主な内容とするものであります。

〔議長退席、副議長着席〕

委員会におきましては、住民税負担の軽減、土地税制の合理化、非課税措置の整理、税収の見通し等の諸問題について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、次いで日本社会党提出の修正案及び公明党・国民会議・民社党・国民連合共同提出の修正案についてそれぞれ趣旨説明があり、討論に入りましたところ、日本社会党を代表し志吉委員より、その提出に係る修正案に賛成、原案に反対、自由民主党・自由国民会議を代表し亀長委員より、両修正案に反対、原案に賛成、公明党・国民会議を代表して和泉委員より、また民社党・国民

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案 放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

民連合を代表して伊藤委員より、共同提出の修正案に賛成、原案に反対、日本共産党を代表して神谷委員より、原案に反対の意見が述べられました。

採決を行いましたところ、両修正案はいずれも賛成少数で否決され、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、個人住民税の負担の軽減を検討すること等十一項目にわたる附帯決議が行われました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(秋山長造君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(秋山長造君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。

○副議長(秋山長造君) 日程第一六 放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。通信委員長藤又武一君。

〔審査報告書は都合により第十二号末尾に掲載〕

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和五十七年三月二十六日

衆議院議長 福田 一
参議院議長 徳永 正利殿

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件
放送法第37条第2項の規定に基づき、別冊日本放送協会昭和57年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求める。

日本放送協会昭和57年度収支予算、事業計画及び資金計画
昭和57年度収支予算

予算総則

第1条 昭和57年度収支予算の収入及び支出を別表収支予算書のとおり定める。

第2条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の月額額は、カラーテレビジョン放送を含む受信の契約(以下「普通受信契約」という。)にあつては520円、カラーテレビジョン放送を含む受信の契約(以下「カラー受信契約」という。)にあつては880円とする。ただし、12か月分を前納する者についての当該12か月分はそれぞれ5,720円、9,680円とし、6か月分を前納する者についての当該6か月分はそれぞれ2,860円、4,840円とする。

前項の規定にかかわらず、沖縄県の区域において徴収する受信料の月額額は、特例措置として普通契約410円、カラー契約760円とする。ただし、12か月分を前納する者についての当該12か月分はそれぞれ4,180円、8,360円とし、6か月分を前納する者についての当該6か月分はそれぞれ2,255円、4,180円とする。

第3条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第4条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項目において、彼此流用することができる。ただし、給与については、他の項と彼此流用することができない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、経営情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の額が民間賃金及び同等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなつた場合に限り、事業計画の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うときは、経営委員会の議決を経て、他の項と彼此流用することができる。

第5条 本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

2 前年度予算総則第5条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

第6条 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

2 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならぬ。

第7条 事業費の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出、借入金の返還又は設備の新設、改善に充てることができる。

2 前項に定めるもののほか、職員の能率向上による企業経営の改善によつて、収入が予算額に比し増加し、又は経費を予定より節減したときは、その増加額又は節減額は、経営委員会の議決を経て、その一部を職員に対する特別の給与に充てることができる。

第8条 前期繰越金が、本予算において計上する前期繰越金受入れの金額に比し減少したときは、経営委員会の議決を経て、借入金を増額し、又は借入金の返還もしくは設備の新設、改善に充てた経費を減額することができる。

2 前年度の決算において後期繰越金が、昭和56年度及び昭和56年度予算総則第9条による繰越金の金額に比し増加したときは、これを本年度の前期繰越金受入れに計上し、経営委員会の議決を経て、借入金を減額し、又は借入金の返還もしくは設備の新設、改善に充てることができる。

第9条 本予算において事業収支差金を生じた場合は、経営委員会の議決を経て、翌年度以降に収支の不均衡が生じた場合の支出に充てるため、その使用を繰り延べることができる。

第10条 本予算中、資本収入において予定する放送債券は長期借入金に、また、長期借入金は放送債券に替えることができる。

第11条 国際放送並びに選挙放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送並びに選挙放送に係る経費の支出に充てることができる。

第12条 業務に関連ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究に係る経費の支出に充てることができる。

昭和57年度収支予算書

(事業収支)

(款) 事業収入	287,233,976千円
(項) 受信料	281,190,149千円
交 付 金 入	1,015,447千円
雑 収 入	4,774,380千円
特 別 収 入	254,000千円
(款) 事業支出	287,233,976千円
(項) 給 内 放 送 与	97,940,228千円
国 際 放 送 費	75,748,005千円
国 営 放 送 費	1,897,475千円
調 査 研 究 費	42,217,291千円
管 理 費	3,403,553千円
減 価 償 却 費	41,087,904千円
財 務 費	18,400,000千円
特 別 支 出	3,692,460千円
予 備 費	467,000千円
(款) 資本収支	2,500,000千円
(項) 資本収入	38,724,869千円
減 価 償 却 引 当 金	18,400,000千円
前 期 繰 越 金 受 入 れ	7,618,000千円
資 産 受 入 れ	250,869千円
放送債券償還積立資産も とし入れ	770,000千円

事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常事業収入は、286,979,976千円、事業支出から特別支出を除いた経常事業支出は、286,776,976千円であり、経常事業収支差金は、203,000千円である。

なお、昭和57年度の財政を安定させるため、昭和56年度及び昭和57年度から使用を繰り延べることとしている繰越金合計11,145,047千円のうち、7,618,000千円を本年度の前期繰越金受入れに計上して、債務償還のために使用し、3,527,047千円を翌年度に収支の不均衡が生じた場合の支出に充てるため、その使用を繰り延べる。

昭和57年度事業計画

1 計画概説

日本放送協会の事業運営は、極めて厳しい経営環境にあるが、昭和57年度は、昭和56年度を初年度とする3か年の経営計画の最終年度として、所期の目標を達成するため、収入の確保を図り、経営全般にわたり、極力業務の合理的、効率的運営を推進しつつ、視聴者の意向を受けとめ、これを事業運営に積極的に反映させて、放送の全国普及とすぐれた放送の実施に努めることとする。

- (1) 放送網の建設については、テレビジョン、ラジオ放送とも視聴者の要請にこたえて全国あまねく受信できるよう、テレビジョンにおいては、総合、教育両放送網の建設を行うほか、放送衛星について必要な設備の整備を進めるとともに、ラジオにおいては、中波放送所の増力整備を行うほか、中波放送局及びFM放送局の建設を行う。
 - (2) 放送番組については、視聴者の意向を積極的に受けとめ、公共放送の使命に徹し、国際的視野と社会的連帯感を基調に、公正な報道と豊かな放送番組の提供に努める。
 - (3) 社会環境の激しい変化の中で、地域の特性に即したきめ細かい施策により、更に幅広い視聴者の意向を吸収し、これを事業運営に的確に反映させるとともに、協会の基本的性格等について、視聴者の理解と信頼を深めるため、視聴者会議の運営等の諸活動を強化する。
 - (4) 受信料負担の公平を期するため、受信料制度の周知徹底を図るとともに、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。
- また、受信料免除については、日本放送協会放送受信料免除基準に定める「基地局周辺受信者」及び「射撃場周辺受信者」に対する受信料の免除を廃止する。
- (5) 国際放送については、諸外国との経済、文化交流の促進と、国際間の理解と親善に寄与するため、番組の充実刷新を行うとともに、受信の改善に努める。

- (6) 調査研究については、放送番組、放送技術の向上に寄与する調査研究を推進し、その成果を放送に生かすとともに、広く一般に公開して、我が国放送文化の発展に資する。
 - (7) 経営管理については、経営全般にわたる業務の効率化を一層積極的に推進して、企業能力の向上を図る。また、職員に対する給与については、適正な水準の維持を図る。
 - (8) 前年度に引き続き、通信・放送衛星機材に対する出資を行う。
- 2 建設計画
- 建設計画については、テレビジョン、ラジオ放送網の建設に168億5,600万円、演奏所の整備に11億5,300万円、放送設備の整備に71億3,800万円、研究設備の整備等に53億5,300万円、総額300億円をもって施行する。
- (1) テレビジョン放送網計画
テレビジョン放送の難視聴地域解消をより効率的に進めることとし、90地区にテレビジョン局の建設を完成し、40地区の建設に着手するほか、辺地における共同受信施設については、210施設を設置する。
- また、テレビジョン音声多重放送の拡充に必要な設備の整備及び県域放送のためのテレビジョン局の調査を行うほか、老朽の著しいテレビジョン放送機器の整備を行う。
- なお、放送衛星についても必要な設備の整備を進める。
- これらに要する経費は、126億6,700万円である。
- (2) ラジオ放送網計画
中波放送所の増力整備を進めるほか、中波放送局2局の建設を完成するとともに、FM放送局5局の建設を完成し、3局の建設に着手する。
- また、老朽の著しいラジオ放送機器の整備等を行う。
- これらに要する経費は、36億8,900万円である。
- (3) 演奏所整備計画
老朽、狭い地方放送会館の整備を取り進める。
- これに要する経費は、11億5,300万円である。
- (4) 放送設備整備計画
ローカル放送充実のための放送機器の整備を行うほか、老朽の著しい中継放送用機器等の更新整備等を行う。
- これらに要する経費は、71億3,800万円である。
- (5) 研究設備、一般施設整備計画等
新しい技術の開発を図るため、研究設備、調査用機器の整備を行うほか、宿舍の整備等を行う。
- これらに要する経費は、53億5,300万円である。
- 3 事業運営計画
- (1) 要員及び給与
要員については、業務の効率化を積極的に推進して、事業計画の遂行に必要な最小限の人員にとどめることとし、年度内に160人の減員を行い、総員を16,310人とする。
- これに要する給与は、総額979億4,022万8千円である。

- (2) 国内放送
ア 放送番組については、視聴者の意向を積極的に受けとめ、テレビジョン放送において、総合放送は、1日17時間30分(週間平均)の放送時間により、広く一般を対象とした普遍性ある放送として、夜間の番組の刷新、特別企画番組の積極的編成、開発に努める。また、音声多重放送については、放送時間と放送地域の拡充を行う。教育放送は、1日18時間の放送時間により、各種教育番組を中心に編成し、生涯教育に資する番組の充実、学校教育番組の刷新を行う。ローカル放送は、1日1時間30分の放送時間により実施することとし、地域の特性に即した番組を一層充実して、ローカルサービスの向上を図る。
- ラジオ放送においては、第1放送は、1日19時間の放送時間により、ニュース、報道番組を刷新し、第2放送は、1日18時間30分の放送時間により、生涯教育に資する番組を中心に充実刷新を図り、聴取者の聴取態様に対応した番組の編成を行う。また、FM放送は、1日18時間の放送時間により、その特性を生かした音楽番組を中心に編成し、聴取者の意向にこたえて充実を図る。
- 放送番組の利用については、番組の効果的な編成とあいまつて、学校教育、社会教育面への利用の促進を図る。
- このため、番組関係に要する経費の総額は、501億5,648万4千円である。すなわち、番組制作に454億554万6千円、番組の編成企画その他に47億5,063万8千円である。
- イ 放送施設の運用維持については、置局等による設備の増加に対処し、効率的な保守運用を図る。
- これに要する経費は、186億1,030万9千円である。
- 通信施設関係については、前年度68億3,300万8千円に対し、1億4,826万4千円の増加となり、総額69億8,127万2千円である。
- 以上により、国内放送費総額は、前年度712億3,558万円に対し、45億1,248万5千円の増額となり、総額757億4,806万5千円である。
- (3) 国際放送
国際放送については、1日37時間の放送時間により、ニュース・インフォメーション番組、各地域の特殊性に即した番組を編成し、放送を通じての国際間の理解と親善に寄与することとし、内外からの要請にこたえてアジア地域向け放送及び一般向け放送を充実刷新し、あわせて受信の改善に努める。
- このため、前年度17億2,778万1千円に対し、1億989万4千円の増額となり、総額18億3,747万5千円である。
- (4) 広報及び営業活動
社会環境の激しい変化の中で、地域の特性に即したきめ細かい施策により、更に幅広い視聴者の意向を積極的に吸収し、これを事業運営に的確に反映させるとともに、公共放送としての協会の基本的性格と受信料制度等について、視聴者の理解と信頼を深めるため、視聴者会議の運営等の諸活動を強化する。
- また、社会情勢の変化に対応し、受信料負担の公平を期するため、大都市を重点に視聴者の生活態様に即した営業活動を積極的に推進し、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努めると

もに、放送受信環境の多様化に対し、受信サービス活動を強化して、視聴者の要望にこたえる。このため、前年度 400 億 5,588 万円に対し、21 億 6,141 万 1 千円の増額となり、総額 422 億 1,729 万 1 千円である。すなわち、広報に 13 億 7,578 万 7 千円、受信改善に 15 億 2,258 万 9 千円、契約収納に 308 億 8,291 万 5 千円、未収受信料欠損償却費に 84 億 3,600 万円である。

(5) 調査研究

調査研究については、視聴者の多様な要望にこたえ、放送の発展を図るため、番組面において、番組現況調査及び意向調査等を行い、技術面において、放送技術新分野の開発研究、カラーテレビジョンの改善研究、放送技術発展のための基礎研究等を行う。

このため、前年度 32 億 1,056 万 6 千円に対し、1 億 9,298 万 7 千円の増額となり、総額 34 億 355 万 3 千円である。

(6) 経営管理

経営管理については、業務全般にわたり効率化を積極的に推進して、経費の節減を図るとともに、職員に対する教育訓練の実施等により企業能力の向上を図ることとするが、社会保険費の増加等により、前年度 383 億 7,286 万円に対し、26 億 6,504 万 4 千円の増額となり、総額 410 億 3,790 万 4 千円である。すなわち、一般管理に 25 億 4,495 万 4 千円、施設の維持管理に 43 億 994 万 3 千円、職員の厚生保健に 172 億 6,245 万 5 千円、退職手当その他に 169 億 2,055 万 2 千円である。

(7) 減価償却費、財務費及び予備費

減価償却費 184 億円、放送債券発行償還経費、支払利息等の財務費 36 億 9,246 万円及び予備費 25 億円を計上する。

(8) 特別収入及び特別支出

特別収入は、固定資産売却益等 2 億 5,400 万円を計上する。
特別支出は、固定資産売却損等 4 億 5,700 万円を計上する。

4 受信契約者数

(1) 普通契約

ア 有料契約者見込数

区 分	昭和 57 年度	昭和 56 年度	増	減
年度 初頭 契約者数	2,325,000	2,375,000	△	50,000
年度 内 新規 契約者数	443,000	470,000	△	27,000
年度 内 解 約 者数	438,000	520,000	△	27,000
年度 内 増 加 契約者数	50,000	50,000		0

イ 受信料免除者見込数

区 分	昭和 57 年度	昭和 56 年度	増	減
年度 初頭 免除者数	387,000	402,000	△	15,000
年度 内 新規 免除者数	6,000	9,000	△	3,000
年度 内 解 約 者数	20,000	24,000	△	4,000
年度 内 増 加 免除者数	14,000	15,000		1,000

(2) カラー契約

ア 有料契約者見込数

区 分	昭和 57 年度	昭和 56 年度	増	減
年度 初頭 契約者数	26,778,000	26,178,000		600,000
年度 内 新規 契約者数	2,150,000	2,182,000	△	12,000
年度 内 解 約 者数	1,600,000	1,562,000		38,000
年度 内 増 加 契約者数	550,000	600,000	△	50,000

イ 受信料免除者見込数

区 分	昭和 57 年度	昭和 56 年度	増	減
年度 初頭 免除者数	386,000	306,000		28,000
年度 内 新規 免除者数	41,000	42,000	△	1,000
年度 内 解 約 者数	13,000	14,000	△	1,000
年度 内 増 加 免除者数	28,000	28,000		0

(参考 1)

前記 4 のうち沖縄県の区域における受信契約者数

(1) 普通契約

7 有料契約者見込数

区 分	昭和57年度	昭和56年度	増	減
年度初頭契約者数	82,000	34,000	△	2,000
年度内新規契約者数	4,000	4,000		0
年度内解約者数	5,000	6,000	△	1,000
年度内増加契約者数	1,000	2,000		1,000

1 受信料免除者見込数

区 分	昭和57年度	昭和56年度	増	減
年度初頭免除者数	5,000	4,990		10
年度内新規免除者数	50	40		10
年度内解約者数	50	30		20
年度内増加免除者数	0	10	△	10

(2) カラー契約

7 有料契約者見込数

区 分	昭和57年度	昭和56年度	増	減
年度初頭契約者数	187,000	180,000		7,000
年度内新規契約者数	33,000	27,000		6,000
年度内解約者数	26,000	20,000		6,000
年度内増加契約者数	7,000	7,000		0

1 受信料免除者見込数

区 分	昭和57年度	昭和56年度	増	減
年度初頭免除者数	1,660	1,290		370
年度内新規免除者数	500	500		0
年度内解約者数	100	130		30
年度内増加免除者数	400	370		30

(参考2)
有料契約者見込総数

区 分	普通契約者数	カラー契約者数	契約者総数
年度初頭契約者数	2,825,000	26,778,000	29,103,000
年度内増加契約者数	50,000	550,000	600,000
年度末契約者数	2,275,000	27,328,000	29,603,000

昭和57年度資金計画

1 資金計画の概要

昭和57年度収支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料、放送債券、長期借入金等による入金総額3,086億1,013万7千円、事業経費、建設経費、放送債券の償還、長期借入金の返還等による出金総額3,077億486万6千円をもつて施行する。

2 入金の部

受信料については、受信料収入予算2,811億9,014万9千円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収納額2,699億4,254万3千円を予定する。

放送債券については、90億円発行による入金額89億3,250万円、長期借入金については、26億8,600万円を予定する。

このほか、国際放送関係等交付金収入10億1,544万7千円、受入利息等雑収入47億7,438万円、固定資産売却収入2億8,086万9千円、放送債券償還積立資産の増し入れ7億7,000万円、有価証券売却その他の入金202億839万8千円を見込む。

以上により入金額は、総額3,086億1,013万7千円である。

3 出金の部

事業経費2,524億9,851万6千円、建設経費300億円、放送債券の償還7億7,000万円、長期借入金の返還35億1,900万円、出資3億3,686万9千円、支払利息等の経費34億8,748万1千円、放送債券償還積立資産への繰入れ40億9,900万円、予備費25億円、有価証券購入104億8,400万円を合わせ出金額は、総額3,077億486万6千円である。

(参考) 資金の需要及び調達の見込みは、下表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合 計
1. 前期末資金有高	13,300,000	16,985,884	16,430,673	16,230,808	13,300,000
2. 入 金	72,318,992	63,234,824	88,440,412	84,615,909	308,610,137
受 信 料	64,465,360	59,987,359	73,174,084	72,315,740	269,942,543

放 送 債 券	放 送 債 券	放 送 債 券	放 送 債 券	放 送 債 券	放 送 債 券
長期借入金	0	0	8,982,500	0	8,982,500
交付金収入	252,894	0	2,686,000	2,686,000	2,686,000
雑収入	1,290,404	252,894	254,184	255,475	1,015,447
固定資産売却収入	15,000	1,207,874	1,014,154	1,261,948	4,774,380
放送債権譲渡収入	0	5,000	255,000	5,869	280,869
有価証券売却その他の収入	0	0	0	770,000	770,000
出 金	6,295,334	1,781,697	4,810,490	7,320,877	20,208,398
事業経費	68,683,108	68,790,035	88,640,277	86,641,446	307,704,866
建設経費	3,582,982	7,506,819	7,486,077	61,645,769	252,498,516
放送債権償還	0	210,000	210,000	350,000	770,000
長期借入金返還	0	0	0	3,519,000	3,519,000
出 資	0	168,434	0	168,435	336,869
支払利息等の経費	510,491	1,108,747	738,685	1,149,568	3,497,481
放送債権譲渡立戻金繰入れ	0	0	0	4,099,000	4,099,000
下 備	625,000	625,000	625,000	625,000	2,500,000
有価証券購入	100,000	2,000,000	4,750,000	3,634,000	10,484,000
4. 期末資金有高	16,985,884	16,430,673	16,290,808	14,205,271	14,205,271

日本放送協会昭和57年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する郵政大臣の意見
放送法(昭和25年法律第182号)第37条第2項の規定に基づき、日本放送協会の昭和57年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。

昭和57年2月

日本放送協会昭和57年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見

郵政大臣

日本放送協会(以下「協会」という。)の昭和57年度収支予算、事業計画及び資金計画は、おおむね適当なものと認める。

なお、昭和57年度収支予算は、事業収支において収入不足が生じないが、債務償還に必要な資金の不足額76億円を、昭和56年度及び昭和56年度からの繰越金111億円の中から補てんすることにより、収支の均衡を保っているが、昭和58年度以降の協会の財政は極めて厳しい事態に立ち至ることが予想される。

協会は、このような厳しい経営環境を深く認識し、事業計画等の実施に当たっては、特に、下記の点に配慮するとともに、公共放送機関としての長期的展望に立つた経営の在り方に関する協会の審議の結果を踏まえて、更に具体的な検討を行い、経営の長期的な安定に資する方策を見いだすよう努めるべきである。

記

- 協会は、収入の確保及び負担の公平の観点から、経営の基盤である受信料の適正な収納に格段の努力を払うとともに、経営の合理化及び経費の節減の徹底を図ることにより、極力受信者の負担増を来さないよう努めるべきである。
- 協会は、各種の施策により、視聴者の意向の吸収を図っているが、その集約結果を事業運営に一面反映させる方策を講ずるとともに、視聴者の協会に対する理解と信頼を深めるための施策を、今後とも創意工夫を凝らして実施すべきである。

【勝又武一君登壇(拍手)】

○勝又武一君 ただいま議題となりました承認案件について、通信委員会における審査の結果と結果を御報告申し上げます。

本件は、日本放送協会の昭和五十七年度収支予算、事業計画及び資金計画について国会の承認を求めようとするものであります。

その概要を申し上げます。まず、収支予算につきましても、事業収支は収入、支出とも二千八百七十二億三千円、収支の均衡を保っており、資本収支において債務償還に必要な資金の不足額を補てんするため、昭和五十六年度及び昭和五十六年度からの繰越金百一億四千万円のうち、七十六億二千円を資本収入に繰り入れ、全体の収支の均衡を図ることとしております。

また、事業計画におきましても、その重点をラジオ・テレビ放送網の拡充、視聴者の意向に合った放送番組の編成、広報・営業活動の積極化等に置いております。

なお、本件には「おおむね適当と認める」旨の郵政大臣の意見が付されております。

委員会におきましても、経営委員会の機能強化問題や初め国際放送の拡充強化、長期経営構想の早期具体化、多重放送・放送衛星等新メディアの活用方策、賃金・労働条件の改善、今後の財政見

○副議長(秋山長造君) これより採決をいたします。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○副議長(秋山長造君) 過半数と認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

○副議長(秋山長造君) 日程第一七 国税収納金

整理資金に関する法律の一部を改正する法律案

日程第一八 法人税法の一部を改正する法律案

日程第一九 租税特別措置法の一部を改正する法律案

昭和五十七年三月三十一日 参議院會議録第十号 国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案外三件

日程第二〇 開税暫定措置法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)
以上四案を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長河本嘉久蔵君。

〔審査報告書は都合により第十二号末尾に掲載〕

国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十七年三月十九日

衆議院議長 福田 一
参議院議長 徳永 正利殿

国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案
国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案

改正する法律
国税収納金整理資金に関する法律(昭和二十九年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「滞納処分費の還付金」の下に「並びに法令の規定によりこれらに加算すべき金額」を加え、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第十一条第二項中「大蔵大臣は」の下に「政令で定めるところにより」を加え、「国税庁長官」を「所屬の職員」に改める。

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

第十三条第一項中「還付加算金を削る」。

第十四条第三項中「過誤納金の還付金等に係る」を削り、「因り」を「より」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 昭和五十七年四月一日以後において、国税収納金整理資金に関する法律第十四条第一項の規定により昭和五十六年度に所屬する国税収納金等を歳入へ組み入れる場合における同項の規定の適用については、同項中「過誤納金の還付金等」とあるのは、「国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第 号)による改正前の第二条第二項に規定する過誤納金の還付金等」とする。

〔審査報告書は都合により第十二号末尾に掲載〕

〔審査報告書は都合により第十二号末尾に掲載〕

法人税法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十七年三月十九日

衆議院議長 福田 一
参議院議長 徳永 正利殿

法人税法の一部を改正する法律案
法人税法の一部を改正する法律案

法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項第三号及び第七十五条の二第七項中「延納」を「確定申告税額の延納」に改める。

第七十八条の見出しを「(確定申告税額の延納)」に改め、同条第一項中「中間申告書を提出した内国法人又は」を「前二条の規定により納付すべき税額(以下この条において「確定申告税額」という。)(四分の三)に改め、同条第二項中「前条の規

定により納付すべき税額(以下この項において「確定申告税額」という。)(四分の三)に改め、同条第二項中「前条の規

定により納付すべき税額(以下この項において「確定申告税額」という。)(四分の三)に改め、同条第二項中「前条の規定により納付すべき税額、当該税額を「確定申告税額、当該確定申告税額」に改める。

第八十条第二項中「又は利子税」を削り、「これらの額」を「その額」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

第八十四条第二項第三号を次のように改める。

三 適格退職年金契約、勤労者財産形成給付契約又は勤労者財産形成基金給付契約に係る生命共済の業務(当該生命共済の業務に係る共済金の支払事由の発生を共済事故とする共済の業務を含む。)(を行う農業協同組合連合会(農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十三号)第十条第一項第八号(共済)に関する施設)の事業を行う農業協同組合連合会をいう。)(次に掲げる金額の合計額

イ 各適格退職年金契約につき、当該契約に係る農業協同組合法第十条の三(共済事業に係る責任準備金)に規定する責任準備金として積み立てられている金額(以下この号において「責任準備金」という。)(のうち共済掛金積立金に相当する金額から、当該契約に係る掛金の額のうちその共済金受取人が負担した部分の金額でその共済掛金積立金に係るものを控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

ロ 各勤労者財産形成給付契約又は各勤労者財産形成基金給付契約につき、これらの契

約に係る責任準備金額のうち共済掛金積立金に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

第八十四条第三項中「関する信託又は生命保険」を「関する信託、生命保険又は生命共済」に改める。

第百三十四条第三項中「又は利子税」を削り、「これらの額」を「その額」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

第百四十五条第二項の表の上欄中「延納」を「確定申告税額の延納」に改める。

約に係る責任準備金額のうち共済掛金積立金に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

第八十四条第三項中「関する信託又は生命保険」を「関する信託、生命保険又は生命共済」に改める。

第百三十四条第三項中「又は利子税」を削り、「これらの額」を「その額」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

第百四十五条第二項の表の上欄中「延納」を「確定申告税額の延納」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

2 改正後の法人税法(以下「新法」という。)(第七十八条(確定申告税額の延納)、第八十条(中間納付額の還付)及び第百三十四条(確定申告に係る更正又は決定による中間納付額の還付)(これらの規定を新法第百四十五条第一項(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)(の規定は、法人(新法第二条第八号(定義)に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)(この法律の施行の日(以下「施行日」という。)(以後に終了する事業年度に係る法人税(施行日以後に終了する事業年度に係る新法第二条第三十号に規定する中間申告書で昭和五十七年六月一日前に提出期限の到来するもの(以下「特定中間申告書」という。)(に係る地方税を除く。)(について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度に係る法人税及び特定中間申告書に係る法人税については、なお従前の例による。

〔審査報告書は都合により第十二号末尾に掲載〕

租税特別措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する差益

2 前項の規定は、第四項に規定する特別財産形成非課税貯蓄申告書提出した個人が勤労者財産形成年金貯蓄契約に基づく金銭の支払を勤労者財産形成促進法第六条第二項第一号又は第二号に定める方法以外の方法により受けた場合その他の政令で定める場合には、当該勤労者財産形成年金貯蓄契約に基づき預入等をした財産形成年金貯蓄に係る前項各号に掲げる利子、収益の分配又は差益のうち政令で定めるものについては、適用しない。

3 特別財産形成非課税貯蓄申告書は、次項に規定する特別財産形成非課税貯蓄申告書の提出の際に經由した金融機関の営業所等に対してのみ、提出することができる。

4 第一項の規定は、その者が、次に掲げる事項を記載した申告書(以下この条において「特別財産形成非課税貯蓄申告書」という。)に、勤労者の長の第四号に掲げる事項を証する書類を添付して、これを勤労先及び同項の規定の適用を受けようとする財産形成年金貯蓄の預入等をし、その預入等をする日までに、その者の住所地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

一 当該金融機関の営業所等、第一項に規定する資金の支払者及び勤労先の名称及び所在地

二 第一項の規定の適用を受けようとする預貯金、合同運用信託若しくは有価証券又は生命保険の保険料、生命共済の共済掛金若しくは郵便年金の掛金の別

三 当該金融機関の営業所等において預入等をする財産形成年金貯蓄で第一項の規定の適用を受けようとするものの現在高(有価証券については、額面金額等により計算した現在高とし、生命保険の保険料若しくは生命共済の共済掛金又は郵便年金の掛金については、払

込保険料の金額若しくは払込共済掛金の額又は払込掛金の額の合計額とする。)に係る最高限度額

四 既に金融機関の営業所等を経由して財産形成非課税貯蓄申告書を出している場合には、当該金融機関の営業所等その他の名称及び当該申告書に記載した前条第四項第三号の最高限度額(同条第五項の規定による申告書を出した場合には、変更後の最高限度額)が、当該申告書に記載した前項第三号に掲げる最高限度額(既にこの項の規定による申告書を出している場合には、当該申告書に記載した変更後の最高限度額)を変更しようとする場合には、その者は、政令で定めるところにより、その旨及び変更後の最高限度額その他必要な事項を記載した申告書を、当該特別財産形成非課税貯蓄申告書の提出の際に經由した勤労先及び金融機関の営業所等を経由して納税地の所轄税務署長に提出するものとする。

6 前二項の場合において、特別財産形成非課税貯蓄申告書又は前項の申告書がこれらの規定に規定する金融機関の営業所等に受理されたときは、これらの申告書は、その受理された日にこれらの規定に規定する税務署長に提出されたものとみなす。

7 特別財産形成非課税貯蓄申告書は、第一項に規定する勤労者が既に当該申告書を出している場合(政令で定める場合を除く。)には提出することができないものとし、特別財産形成非課税貯蓄申告書が次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、勤労先は、これを受理することができない。

一 特別財産形成非課税貯蓄申告書に記載された第四項第三号に掲げる最高限度額が五百万円(郵便貯金に係るものにあつては郵便貯金法第十條第三項の規定により超えてはならないこととされている金額とし、生命保険の保

険料若しくは生命共済の共済掛金又は郵便年金の掛金に係るものその他政令で定めるものにあつては三百五十万円とする。)を超えるものである場合

二 特別財産形成非課税貯蓄申告書に記載された第四項第三号及び第四号に掲げる最高限度額の合計額が五百万円を超えるものである場合

8 第一項に規定する勤労者が、同項の規定の適用を受けようとする財産形成年金貯蓄を金融機関の営業所等において預入等をした場合には、その者は、政令で定めるところにより、当該財産形成年金貯蓄に係る有価証券又は預金証書その他の証書につき、保管の委託をし、又は登録を受けていなければならないものとし、金融機関の営業所等の長は、当該財産形成年金貯蓄の預入等の受入れをする場合には、政令で定めるところにより、各人別の口座を設け、当該財産形成年金貯蓄に関する事項を当該口座により管理しなければならない。

9 第三項から前項までに定めるもののほか、第一項の元本及び額面金額等の計算の方法、特別財産形成非課税貯蓄申込書及び特別財産形成非課税貯蓄申告書の提出並びに当該申告書を提出した者がその提出後当該申告書に記載した事項を変更した場合、同項の規定の適用を受けることをやめようとする場合又は同項の資金の支払に係る勤労者でないこととなつた場合における申告に関する事項その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

10 第一項に規定する生命保険の保険料若しくは生命共済の共済掛金又は郵便年金の掛金については、所得税法第七十六条第一項の規定は適用しないものとし、当該生命保険若しくは生命共済又は郵便年金に係る第一項第四号に規定する差益は、同法第二十三条第一項に規定する利子等とみなして、同法及びこの節の規定を適用する。

11 勤労者財産形成年金貯蓄契約の履行につき、当該契約に定める年金支払開始日(勤労者財産形成促進法第六条第二項第一号又は同項第二号に規定する年金支払開始日をいう。)以後五年以内に、同項第一号若しくはハ又は同項第二号若しくはハに定める要件に該当しないこととなる事実が生じた場合には、当該年金支払開始日から当該事実が生じた日までの間に支払われた第一項各号に掲げる利子、収益の分配又は差益については、同項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該事実が生じた日において、当該利子、収益の分配又は差益の支払があつたものとし、所得税法の規定を適用する。この場合において、当該利子、収益の分配又は差益の支払をする者の同法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に関する事項、支払に関する調書の提出方法その他この項及び同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七条中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改める。

第八条の三第一項中「第二百二十四条」を「第二百二十四条第二項」に改める。

第八条の四第六項中「第二百二十四条及び」を「第二百二十四条第二項及び第三項並びに」に、「その他同項」を「その他第一項」に改める。

第十条第一項中「昭和五十七年」を「昭和五十九年」に改める。

第十一条第一項の表の第一号中「百分の二十七」を「百分の二十五」に改め、同表の第二号から第五号までの規定中「百分の二十」を「百分の十八」に改め、同表の第六号中「百分の十三」を「百分の十」に改める。

第十二条第一項の表の第四号中「百分の二十七」を「百分の五十」に、「百分の十六」を「百分の二十五」に改め、同号を同表の第五号とし、同表の第三号中「百分の二十」を「百分の三十四」に、「百分の十四」を「百分の二十」に改め、同号を同表の第

四号とし、同表の第二号を同表の第三号とし、同表の第一号中「低開発地域工業開発促進法(昭和三十六年法律第二百十六号)第二条の規定により低開発地域工業開発地区として指定された地区、農村地域工業導入促進法(昭和四十六年法律第百十

一 低開発地域工業開発促進法(昭和三十六年法律第二百十六号)第二条の規定により低開発地域工業開発地区として指定された地区又は農村地域工業導入促進法(昭和四十六年法律第百十二号)第五条第二項の規定により同条第一項の実施計画において定められた工業導入地区のうち政令で定める地区

製造の事業

機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備は、百分の十八(建設物の敷地面積に占める割合)は、百分の八)

(二号) 第五条第二項の規定により同条第一項の実施計画において定められた工業導入地区のうち政令で定める地区、一を削り、同号を同表の第二号とし、同表に第一号として次のように加える。

た他の中小漁業構造改善計画に係る認定を受けた漁業協同組合等の構成員(当該漁業協同組合等が二以上の漁業協同組合等を会員とする法人である場合には、当該法人を直接又は間接に構成する会員の構成員とする。又はこれに準ずる者として政令で定めるもの)に該当する場合には、燃料の使用の合理化に著しく資する漁船として政令で定めるもののうち新たな中小漁業構造改善計画に係る認定の日以後に取得し、又は建造したものに限る。)を加え、同号に次のように加える。

イ 当該漁業協同組合等が協業化事業等について定められた他の中小漁業構造改善計画に係る認定を受けたことのない漁業協同組合等である場合 協業化事業等
ロ 当該漁業協同組合等が協業化事業等について定められた他の中小漁業構造改善計画に係る認定を受けたことのある漁業協同組合等である場合 協業化事業等及び漁業再整備特別措置法第五条第一項に規定する漁船用燃料その他のエネルギーの使用の合

第十三条の二第一項各号列記以外の部分中「百分の三十二」の下に「(第三号に掲げる漁船については、百分の三十)」を加え、同項第三号中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改め、「規定する中小漁業構造改善計画」の下に「(次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる事業について計画が定められているものに限る。)」を加え、「及び次項第一号」を削り、「漁船」の下に「(当該個人が、当該中小漁業構造改善計画に係る認定前同法第五条第一項に規定する経営規模の拡大若しくは生産行程についての協業化に関する事業(以下この号において「協業化事業等」という。)について定められ

理化に関する事業

第十三条の二第二項を次のように改める。

2 前項に規定する適用年とは、同項各号に規定する承認又は認定のあつた日の属する年から当該年の一月一日以後五年を経過した日の前日の属する年までの各年(同項第二号に掲げる場合については、昭和五十八年までの各年に限る。)をいう。

第十四条第二項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に、「百分の百二十」を「百分の百十四」に改める。

第十五条第一項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に、「又は構築物」を「若しくは構築物」に、「百分の百三十二」を「百分の百三十」に改める。

第十六条の二第一項中「又は承認(以下この条において「認定等」という。)」を削り、「当該認定等」を「当該認定」に改め、「中小企業近代化促進法

第五条第三項、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法(昭和五十九年法律第三十一号)第七条第一項及び「処理及び」を削り、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号を同項第二号とし、同条第三項中「同項の認定等」を「同項の認定」に、「当該認定等」を「当該認定」に改め、同条第四項中「認定等」を「認定」に、「添付」に改め、同条第五項中「認定等」を「認定」に改める。

第十七条中「百分の六十八」を「百分の七十五」に改める。

第十九条第一項各号列記以外の部分中「昭和五十四年」を「昭和五十七年」に、「規定するたな卸資産」を「規定する棚卸資産のうち国際的な市場で取引される等のため価格変動の著しい物品として政令で定めるもの」に、「並びに」を「及び」に改め、「生産され、又は」を削り、「で、当該顧客」を「で当該顧客」に改め、「及び土地」を削り、「たな卸資産」を「価格変動の著しい物品」に、「その年十二月三十一日において有するたな卸資産の次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定めるところにより計算した金額の合計額(当該合計額を「次の各号に掲げる年分の区分に応じ、その年十二月三十一日において有する価格変動の著しい物品の帳簿価額の合計額から当該合計額に当該各号に掲げる割合を乗じて計算した金額を控除した後の金額(当該金額)に改め、同項各号を次のように改める。

- | | |
|---|----------|
| 一 昭和五十七年分 | 百分の九十六・六 |
| 二 昭和五十八年分 | 百分の九十七 |
| 三 昭和五十九年分 | 百分の九十七・五 |
| 四 昭和六十年分 | 百分の九十八 |
| 五 昭和六十一年分 | 百分の九十八・五 |
| 六 昭和六十二年分 | 百分の九十九 |
| 七 昭和六十三年分 | 百分の九十九・五 |
| 二十条の三第一項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改め、同項第一号中「の十万分の二」を「の十万分の一・六」に、「売買取引金額の十万分の二」を「売買取引金額の十万分の二・四」に改める。 | |

昭和五十七年三月三十一日 参議院會議録第十号

国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案外三件

二六

第二十条の四第一項中「昭和五十七年」を「昭和五十九年」に改める。

第二章第二節第二款中第二十条の四の次に次の一条を加える。

(国際科学技術博覧会出展準備金)

第二十条の五 国際博覧会に関する条約の適用を受けて昭和六十年に開催される国際科学技術博覧会を主催する団体その他の政令で定めるものとの間に当該博覧会への出展参加契約を締結した青色申告書を提出する個人が、昭和五十七年から昭和六十年までの各年(事業を廃止した日の属する年を除く。)において、その出展に要する費用で政令で定めるものの支出に充てるため、当該費用の額として政令で定めるところにより計算した金額にその年において事業を営んでいた期間(当該出展参加契約を締結した日(その日が昭和五十七年七月一日前である場合には、同日)前の期間及び昭和六十年三月十七日以後の期間を除く。)の月数を乗じてこれを三十三で除して計算した金額以下の金額を国際科学技術博覧会出展準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てをした年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

得の金額の計算上必要経費に算入される金額がある場合には、その費用又は損失の生じた日における国際科学技術博覧会出展準備金の金額(その日までにこの項又は次項の規定により総収入金額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。)のうち当該必要経費に算入される金額に相当する金額は、その年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

3 第一項の国際科学技術博覧会出展準備金を積み立てている個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

一 第一項の出展をしないこととなつた場合
その出展をしないこととなつた日における国際科学技術博覧会出展準備金の金額

二 昭和六十一年三月十六日において国際科学技術博覧会出展準備金を積み立てている場合
その日における国際科学技術博覧会出展準備金の金額

三 事業の全部を譲渡し、又は廃止した場合
その譲渡し、又は廃止した日における国際科学技術博覧会出展準備金の金額

四 前項、前三号及び次項の場合以外の場合
において国際科学技術博覧会出展準備金の金額

2 前項の国際科学技術博覧会出展準備金を積み立てている個人の各年において、同項に規定する政令で定める費用の対象となつた資産について生じた費用又は損失の額でその年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

を取り崩した場合、その取り崩した日における国際科学技術博覧会出展準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

4 第一項の国際科学技術博覧会出展準備金を積み立てている個人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の十二月三十一日)における国際科学技術博覧会出展準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日の属する年分及びその翌年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。この場合において、当該国際科学技術博覧会出展準備金の金額については、前二項及び第七項の規定は、適用しない。

5 第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

6 第十九条第四項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

7 第二十条第十二項から第十四項までの規定は、第一項の国際科学技術博覧会出展準備金を積み立てている個人が死亡した場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「又は青色申告書の承認申請書を提出した者で

ないとき」とあるのは「若しくは青色申告書の承認申請書を提出した者又はその年十二月三十一日までに国際科学技術博覧会への出展参加契約を締結した者でないとき」と、同条第十三項中「青色申告書の承認申請書を提出した者であるとき」とあるのは「青色申告書の承認申請書を提出した者であり、かつ、その年十二月三十一日までに国際科学技術博覧会への出展参加契約を締結した者であるとき」と読み替えるものとする。

第二十一条第一項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に、「百分の八」とし、同項第四号に掲げる取引によるものについては百分の十六とする。」を、「百分の十六」に改め、同条第二項第一号及び第二号中「行なう」を「行う」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「行なう」を「行う」に、「行ない」を「行い」に改め、同号を同項第三号とし、同条第三項中「第三号及び第四号」を「及び第三号」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第四項中「第二項第四号」を「第二項第三号」に、「行なつた」を「行つた」に改め、同条第五項第一号中「第三号又は第四号」を「又は第三号」に改め、「当該取引が同項第三号に掲げる譲渡若しくは提供であつたことを削る。

第二十四条第一項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に、「埋立」を「埋立て」に、「その者には」を「その者の」に、「から五年間は」を「以後五年間の各年分の総所得金額

に係る所得税については、「所得に対する所得税」を「所得の金額(その年分の当該所得の金額が三百万円を超える場合には、三百万円とする。)」に對する所得税の額に改め、同条第二項中「及び当該所得の明細」を、「当該所得の明細及び当該所得の金額の計算」に改める。

第二十八条の四第一項中「昭和四十四年一月一日以後に」を削り、「施行地内を」施行地」に改め、「基因となるもの」の下に「のうち、その年一月一日において所有期間が十年以下であるもの(その年中に取得をした土地等で政令で定めるものを含む。)」を加え、「次項第一号」を「次項及び第三項第一号」に、「第四項第二号」を「第五項第二号」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項及び前項」に、「沖縄県の区域内にある土地等に係る第一項の規定の特例、前項第四号ハ」を「同項第四号ハ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する所有期間とは、当該個人がその譲渡(賃借権の設定等を含む。)をした土地等をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として政令で定める期間をいう。

第二十九条第一項から第三項までの規定中「昭和五十七年十二月三十一日」を「昭和五十九年十二月三十一日」に改める。

第三十一条第一項中「という。」の譲渡を「という

う。で、その年一月一日において所有期間が十年を超えるものの譲渡に、場合において、当該譲渡が昭和四十四年一月一日前に取得した土地等又は建物等(被相続人が同日前に取得したもので同日以後に相続により取得したものの他の政令で定めるものを含む。)の譲渡であるときは」を「場合には」に、「第三項第二号」を「第四項第二号」に改め、同項第二号中「四千万円を超え八千万円以下である」を「四千万円を超え」に改め、同項第三号を削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する所有期間とは、当該個人がその譲渡をした土地等又は建物等をその取得(建設を含む。)をした日の翌日から引き続き所有していた期間として政令で定める期間をいう。

第三十一条の二第一項中「前条第一項の場合において、同項の譲渡で」を「個人が、昭和五十七年一月一日から昭和五十九年十二月三十一日までの間に、その有する土地等でその年一月一日において前条第二項に規定する所有期間が十年を超えるものの同条第一項の譲渡をした場合において、当該譲渡の全部又は一部が」に、「ものがあるときは、その年中の同項の」を「ときは、当該個人のその年中の同項の土地等又は建物等の」に改め、同項第一号ロ中「当該課税長期譲渡所得金額につき、前条第一項及びこの項の規定の適用がないものとした場合に算出される所得税の額のうち、当該課税長期譲渡所得金額のうち四千万円を超える部分に係る所得税の額として政令で定めるところにより計算した」を「当該課税長期譲渡所得金額から四千万円を控除した金額の百分の二十五に相当する金額を加算した金額

該課税長期譲渡所得金額のうち四千万円を超える部分に係る所得税の額として政令で定めるところにより計算した」を「当該課税長期譲渡所得金額から四千万円を控除した金額の百分の二十五に相当する」に改め、同項第二号イ及びロを次のように改める。

イ 当該課税長期譲渡所得金額のうちその年の前条第一項の譲渡で優良住宅地等のための譲渡に該当するものに係る部分の金額(以下この号において「優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額」という。)が四千万円以下である場合 同項第一号又は第二号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ同項第一号又は第二号に掲げる金額

ロ 当該課税長期譲渡所得金額のうち優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額が四千万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

(1) 八百万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から四千万円を控除した金額の百分の二十五に相当する金額を加算した金額

(2) 当該課税長期譲渡所得金額につき、前条第一項及びこの項の規定の適用がないものとした場合に算出される所得税の額のうち、優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額以外の課税長期譲渡所得金額に係る所得税の額として政令で定めるところにより計算した金額

ころにより計算した金額

第三十一条の二第三項中「前条第一項の場合において、同項の譲渡で」を「個人が、昭和五十七年一月一日から昭和五十九年十二月三十一日までの間に、その有する土地等でその年一月一日において前条第二項に規定する所有期間が十年を超えるものの同条第一項の譲渡をした場合において、当該譲渡の全部又は一部が」に、「該当するものがある」を「該当する」に改め、「規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡」の下に「(優良住宅地等のための譲渡がある場合には、当該優良住宅地等のための譲渡を含む。)」を、「前条第一項」の下に、「同項第一号」とあるのは「前条第一項第一号」とを加える。

第三十一条の三第一項中「昭和五十四年一月一日から昭和五十六年十二月三十一日まで」を「昭和五十七年一月一日から昭和五十九年十二月三十一日まで」に、「昭和四十四年一月一日前に取得したもの(被相続人が同日前に取得したもので同日以後に相続により取得したものの他の政令で定めるものを含む。)」を「その年一月一日において第三十一条第二項に規定する所有期間が十年を超えるもの」に、「昭和五十四年から昭和五十六年まで」を「昭和五十七年から昭和五十九年まで」に改め、「超え八千万円以下である」とあるのは「超える」に、を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項に規定する特定市街化区域農地等とは、次に掲げる土地又は土地の上に存する権利をい

う。

一 特定市街化区域農地(特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法(昭和四十八年法律第百二号)第二条に規定する特定市街化区域農地をいう。以下この項において同じ。)のうち、当該特定市街化区域農地に対して課される昭和五十七年度以後の各年度分の固定資産税につき地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第二十九条の五第一項に規定する長期営農継続農地としての同項の認定を受けたことのない農地

二 特定市街化区域農地で前号に規定する長期営農継続農地としての同号に規定する認定を受けたもののうち、第三十三条の四第一項に規定する収用交換等による譲渡その他の政令で定める事情により当該長期営農継続農地として引き続き保全することができないこととなつた農地

三 前二号に掲げる土地のうち、昭和五十七年一月一日以後に農地法第四条第一項第五号の届出がされ、かつ、当該届出がされた後ににおいて引き続き宅地として所有する土地

四 前三号に掲げる土地の上に存する権利

第三十二条第一項中「の譲渡をした場合において、当該譲渡が昭和四十四年一月一日以後に取得した土地等又は建物等(被相続人が同日前に取得したもので同日以後に相続により取得したものその他の政令で定めるものを除く。)の譲渡であるときは、これらの譲渡を」とで、その年一月一日において第三十一条第二項に規定する所有期間が十年以下であるもの(その年中に取得をした土地等又は建物等で政令で定めるものを含む。)の譲渡をした場合には、当該譲渡に、「第三十一条第三項第二号」を「第三十一条第四項第二号」に、「昭和四十四年一月一日以後に取得した資産を」と、その年一月一日において租税特別措置法第三十一条第二項長期譲渡所得の課税の特例に規定する所有期間が十年以下である資産(その年中に取得をしたものを含む。)に改め、同条第二項中「譲渡で昭和四十四年一月一日以後に取得をした」を「譲渡で、その年一月一日において同項に規定する所有期間が十年以下である」に改め、同条第三項中「第二十八条の四第二項第一号」を「第二十八条の四第三項第一号」に改め、同条第四項中「第三十一条第三項」を「第三十一条第四項」に、「同条第三項第一号」を「同条第四項第一号」に改める。

第三十三条の三第三項中「第三十三条の六の下に、第三十六条の四を加える。」
第三十三条の四第一項第一号中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。
第三十三条の六第一項中「合計額」の下に「第三十六条の四、」を加える。
第三十四条第一項及び第三十四条の二第二項中「一部につき」の下に「第三十六条の二、第三十六条の五、」を加え、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。
第三十四条の三第一項第一号中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。
第三十五条第一項中「既にこの項の下に」又は第三十六条の二若しくは第三十六条の五を加え、同項第一号中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第二章第四節第七款の次に次の一款を加える。
第七款の二 居住用財産の買換えの場合、長期譲渡所得の課税の特例
税の特例
(居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例)
第三十六条の二 個人が、その有する家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利で、その年一月一日において第三十一条第二項に規定する所有期間が十年を超えるもののうち次に掲げるものの(以下次条までにおいて「譲渡資産」という。)の譲渡(譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含むものとし、当該個人の配偶者その他当該個人と政令で定める特別の関係がある者に対してするもの、第三十三条から第三十三条の四まで、第三十七条又は第三十七条の四の規定の適用を受けるもの及び贈与、交換又は出資によるものその他政令で定めるものを除く。以下次条までにおいて同じ。)をした場合において、当該譲渡の日属する年の前年一月一日から当該譲渡の日の属する年の十二月三十一日までの間に、当該個人の居住の用に供する家屋又は当該家屋の敷地の用に供する土地若しくは当該土地の上に存する権利で、所得税法の施行地にあるもの(以下次条までにおいて「買換資産」という。)の取得(建設を含むものとし、贈与又は交換によるものその他政令で定めるものを除く。)をし、かつ、当該取得の日から当該譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日までの間に当該個人の居住の用に供したとき、又は供する見込みであるときは、当該個人がその年における資産の譲渡につき第三十五条第一項の規定の適用を受けている場合を除き、当該譲渡資産の譲渡による収入金額が当該買換資産の取得価額以下である場合にあつては当該譲渡資産の譲渡がなかつたものとし、当該収入金額が当該取得価額を超える場合にあつては当該譲渡資産のうちその超える金額に相当するものとして政令で定める部分の譲渡があつたものとして、第三十一条の規定を適用する。

一 当該個人がその居住の用に供している家屋

けを含むものとし、当該個人の配偶者その他当該個人と政令で定める特別の関係がある者に対してするもの、第三十三条から第三十三条の四まで、第三十七条又は第三十七条の四の規定の適用を受けるもの及び贈与、交換又は出資によるものその他政令で定めるものを除く。以下次条までにおいて同じ。)をした場合において、当該譲渡の日属する年の前年一月一日から当該譲渡の日の属する年の十二月三十一日までの間に、当該個人の居住の用に供する家屋又は当該家屋の敷地の用に供する土地若しくは当該土地の上に存する権利で、所得税法の施行地にあるもの(以下次条までにおいて「買換資産」という。)の取得(建設を含むものとし、贈与又は交換によるものその他政令で定めるものを除く。)をし、かつ、当該取得の日から当該譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日までの間に当該個人の居住の用に供したとき、又は供する見込みであるときは、当該個人がその年における資産の譲渡につき第三十五条第一項の規定の適用を受けている場合を除き、当該譲渡資産の譲渡による収入金額が当該買換資産の取得価額以下である場合にあつては当該譲渡資産の譲渡がなかつたものとし、当該収入金額が当該取得価額を超える場合にあつては当該譲渡資産のうちその超える金額に相当するものとして政令で定める部分の譲渡があつたものとして、第三十一条の規定を適用する。

で政令で定めるもののうち所得税法の施行地に
にあるもの

二 前号に掲げる家屋で当該個人の居住の用に
供されなくなつたもの(当該個人の居住の用
に供されなくなつた日から同日以後三年を経
過する日の属する年の十二月三十一日まで
に譲渡されるものに限る。)

三 前二号に掲げる家屋及び当該家屋の敷地の
用に供されている土地又は当該土地の上に存
する権利

四 当該個人の第一号に掲げる家屋が災害によ
り滅失した場合において、当該個人が当該家
屋を引き続き所有していたとしたならば、そ
の年一月一日において第三十一条第二項に規
定する所有期間が十年を超える当該家屋の敷
地の用に供されていた土地又は当該土地の上
に存する権利(当該災害があつた日から同日
以後三年を経過する日の属する年の十二月三
十一日まで)の間に譲渡されるものに限る。)

2 前項の規定は、譲渡資産の譲渡をした個人
が、当該譲渡をした日の属する年の翌年中に買
換資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取
得の日の属する年の翌年十二月三十一日まで
に当該取得をした買換資産を当該個人の居住の用
に供する見込みである場合において、大蔵省令
で定めるところにより納税地の所轄税務署長の
承認を受けたときについて準用する。この場合
において、同項中「年の十二月三十一日」とあるの

は「年の翌年十二月三十一日」と、翌年十二月三
十一日」とあるは「翌々年十二月三十一日」と、
「取得価額以下」とあるのは「取得価額と税務署
長の承認を受けた取得価額の見積額との合計額
以下」と、「当該取得価額」とあるのは「当該合計
額」と読み替えるものとする。

3 第一項(前項において準用する場合を含む。
以下この条において同じ。)の規定の適用を受け
る場合における譲渡資産の譲渡に係る第三十一
条第一項の規定の適用については、同項の課税
長期譲渡所得金額は、同項に規定する長期譲渡
所得の特別控除額の控除をしないで計算した金
額とする。

4 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けよ
うとする者の譲渡資産の譲渡をした日の属する
年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受け
ようとする旨の記載があり、かつ、当該譲渡資
産の譲渡価額、買換資産の取得価額又はその見
積額に関する明細書その他大蔵省令で定める書
類の添付がある場合に限り、適用する。

5 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場
合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告
書の提出があつた場合においても、その提出又
は記載若しくは添付がなかつたことについてや
むを得ない事情があると認めるときは、当該記
載をした書類並びに同項の明細書及び大蔵省令
で定める書類の提出があつた場合に限り、第一
項の規定を適用することができる。

6 第三十三条第七項の規定は、第四項に規定す
る確定申告書を提出する者について準用する。
この場合において、同条第七項中「代替資産と
あるのは、「買換資産」と読み替えるものとす
る。

7 第三項から前項までに定めるもののほか、譲
渡資産及び買換資産の範囲その他第一項の規定
の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
(居住用財産の買換えの場合の更正の請求、修
正申告等)

第三十六条の三 前条第一項の規定の適用を受け
た者は、譲渡資産の譲渡をした日の属する年の
翌年十二月三十一日までに、買換資産を当該個
人の居住の用に供しない場合又は供しなくなつ
た場合には、同日から四月を経過する日までに
当該譲渡の日の属する年分の所得税についての
修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該
申告書の提出により納付すべき税額を納付しな
ければならない。

2 前条第二項において準用する同条第一項の規
定の適用を受けた者は、次の各号の一に該当す
る場合には、第一号に該当する場合で過大とな
つたときにあつては当該買換資産の同条第二
項に規定する取得をした日(当該取得をした日
が二以上ある場合には、そのいずれか遅い日。
以下この項において同じ。)から四月を経過する
日までに同条第二項に規定する譲渡の日の属す
る年分の所得税についての更正の請求をするこ
とができるものとし、同号に該当する場合で不
足額を生ずることとなつたとき、又は第二号に
該当するときにあつては当該買換資産の取得を
した日又は同号に該当することとなつた日から
四月を経過する日までに当該譲渡の日の属する
年分の所得税についての修正申告書を提出し、
かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納
付すべき税額を納付しなければならないものと
する。

一 買換資産の取得をした場合において、その
取得価額が前条第二項に規定する税務署長の
承認を受けた取得価額の見積額に対して過不
足額があるとき。

二 前条第二項に規定する譲渡の日の属する年
の翌年十二月三十一日までに買換資産の取得
をしていないとき、又は買換資産の取得をし
た場合において当該取得の日の属する年の翌
年十二月三十一日までに買換資産を当該個人
の居住の用に供しないとき、若しくは供しな
くなつたとき。

3 第一項若しくは前項第二号の規定に該当する
場合又は同項第一号に規定する不足額を生ずる
こととなつた場合において、修正申告書の提出
がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該
申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税
の額その他の事項につき国税通則法第二十四条
又は第二十六条の規定による更正を行う。
4 第三十三条の五第三項の規定は、第一項又は

第二項の規定による修正申告書及び前項の更正について準用する。この場合において、同条第三項第一号及び第二号中「第一項に規定する提出期限」とあるのは「第三十六條の三第一項又は第二項に規定する提出期限」と、同号中「第三十三條の五第一項」とあるのは「第三十六條の三第三項の五第一項」と読み替へるものとする。

額が買換資産の取得価額を超える場合 当該譲渡をした譲渡資産の取得価額等のうちその超える額に対応する部分以外の部分の額として政令で定めるところにより計算した金額

二 第三十六條の二第一項の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額に等しい場合 当該譲渡をした譲渡資産の取得価額等に相当する金額

三 第三十六條の二第一項の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額に満たない場合 当該譲渡をした譲渡資産の取得価額等にその満たない額を加算した金額に相当する金額

の条において同じ。取得し、又は支払った場合を含む。又は交換譲渡資産と交換取得資産以外の資産との交換をし、かつ、交換差金を取得した場合(以下この条において「他資産との交換の場合」という。)における前三條の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該交換譲渡資産(他資産との交換の場合にあつては、交換差金に対応するものとして政令で定める部分に限る。以下この号において同じ。は、当該個人が、その交換の日において、同日における当該交換譲渡資産の価額に相当する金額をもつて第三十六條の二第一項の譲渡をしたものとみなす。

第三十七條の六第一項中「たな卸資産」を「棚卸資産」に改め、「第三十五條まで」の下に、「第三十六條の二、第三十六條の五」を加える。

第三十八條第一項第一号中「第三十一條第二項」を「第三十一條第三項」に改める。

第四十條の二中「昭和五十七年十二月三十一日」を「昭和六十二年十二月三十一日」に改める。

「第五節 住宅控除」を「第五節 住宅取得控除」に改める。

「第一款 住宅取得控除」を削る。

第四十一條第一項中「昭和五十七年十二月三十一日」を「昭和五十九年十二月三十一日」に、「次項まで」を「第三項まで」に、「次項において」を「次項及び第三項において」に改め、同条第二項中「五パーセント」を「七パーセント」に、「三万円」を「五万円」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

第三十六條の四 第三十六條の二第一項(同条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用を受けた者(前条第一項若しくは第二項の規定による修正申告書を提出し、又は同条第三項の規定による更正を受け、かつ、第三十六條の二第一項の規定による特例を認められないこととなつた者を除く。)の第三十六條の二第一項に規定する買換資産について、当該買換資産の取得の日以後その譲渡(譲渡所得の基となる不動産等の貸付けを含む。)、相続、遺贈若しくは贈与があつた場合において、譲渡所得の金額を計算するときは、政令で定めるところにより、当該買換資産の取得価額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる金額(同項に規定する譲渡資産の譲渡に要した費用があるときは、政令で定めるところにより計算した当該費用の金額を加算した金額)とする。

第三十六條の五 個人が、その有する家屋若しくは土地若しくは土地の上に存する権利で第三十六條の二第一項に規定する譲渡資産に該当するもの(以下この条において「交換譲渡資産」という。)と当該個人の居住の用に供する家屋若しくは当該家屋の敷地の用に供する土地若しくは当該土地の上に存する権利で同項に規定する買換資産に該当するもの(以下この条において「交換取得資産」という。との交換(第三十三條の二第一項第二号に規定する交換その他政令で定める交換を除く。以下この条において同じ。))をした場合(当該交換に伴い交換差金(交換により取得した資産の価額と交換により譲渡した資産の価額との差額を補うための金銭をいう。以下こ

二 当該交換取得資産は、当該個人が、その交換の日において、同日における当該交換取得資産の価額に相当する金額をもつて第三十六條の二第一項の譲渡をしたものとみなす。

第三十七條第一項中「たな卸資産」を「棚卸資産」に改め、同項の表の第一号及び第十二号中「施行地内」を「施行地」に改め、同表の第十四号中「当該個人により昭和四十四年一月一日前に取得(建設を含む。をされたもの」を「当該譲渡の日の属する年の一月一日において当該個人の第三十一條第二項に規定する所有期間が十年を超えるもの」に改める。

第三十七條の五第一項中「第三十五條まで」の下に、「第三十六條の二」を加え、「地上階数四以上」を「地上階数三以上」に改める。

「第二款 住宅貯蓄控除」を削る。

「第二項の規定は、居住者が第一項の新築住宅又は既存住宅の同項の取得につき第三十六條の二、第三十六條の五又は第三十七條の五の規定の適用を受けた場合には、当該居住者の同項に規定する各年分の所得税については、適用しない。

一 第三十六條の二第一項の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額を超える場合 当該譲渡をした譲渡資産の取得価額等のうちその超える額に対応する部分以外の部分の額として政令で定めるところにより計算した金額

二 第三十六條の二第一項の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額に等しい場合 当該譲渡をした譲渡資産の取得価額等に相当する金額

三 第三十六條の二第一項の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額に満たない場合 当該譲渡をした譲渡資産の取得価額等にその満たない額を加算した金額に相当する金額

第三十六條の五 個人が、その有する家屋若しくは土地若しくは土地の上に存する権利で第三十六條の二第一項に規定する譲渡資産に該当するもの(以下この条において「交換譲渡資産」という。)と当該個人の居住の用に供する家屋若しくは当該家屋の敷地の用に供する土地若しくは当該土地の上に存する権利で同項に規定する買換資産に該当するもの(以下この条において「交換取得資産」という。との交換(第三十三條の二第一項第二号に規定する交換その他政令で定める交換を除く。以下この条において同じ。))をした場合(当該交換に伴い交換差金(交換により取得した資産の価額と交換により譲渡した資産の価額との差額を補うための金銭をいう。以下こ

第三十七條の六第一項中「たな卸資産」を「棚卸資産」に改め、「第三十五條まで」の下に、「第三十六條の二、第三十六條の五」を加える。

第三十八條第一項第一号中「第三十一條第二項」を「第三十一條第三項」に改める。

第四十條の二中「昭和五十七年十二月三十一日」を「昭和六十二年十二月三十一日」に改める。

「第五節 住宅控除」を「第五節 住宅取得控除」に改める。

「第一款 住宅取得控除」を削る。

第四十一條第一項中「昭和五十七年十二月三十一日」を「昭和五十九年十二月三十一日」に、「次項まで」を「第三項まで」に、「次項において」を「次項及び第三項において」に改め、同条第二項中「五パーセント」を「七パーセント」に、「三万円」を「五万円」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

「第二款 住宅貯蓄控除」を削る。

「第二項の規定は、居住者が第一項の新築住宅又は既存住宅の同項の取得につき第三十六條の二、第三十六條の五又は第三十七條の五の規定の適用を受けた場合には、当該居住者の同項に規定する各年分の所得税については、適用しない。

第四十一条の三から第四十一条の七までを次のように改める。
第四十一条の三から第四十一条の七まで 削除
第四十一条の八第一項中「昭和五十七年十二月三十一日」を「昭和五十九年十二月三十一日」に改める。

第四十一条の十三中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改める。
第四十一条の十四の見出しを「(同居の特別障害者又は老親等に係る扶養控除等の特例)」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項の表を次のように改める。

第八十五条第三項	老人控除対象配偶者	租税特別措置法第四十一条の十四第一項(同居の特別障害者又は老親等に係る扶養控除等の特例)の規定に該当する控除対象配偶者若しくは老人控除対象配偶者	
		老人扶養親族若しくはその他の扶養親族	同条第二項の規定に該当する老人扶養親族若しくはその他の老人扶養親族若しくは老人扶養親族以外の扶養親族
第九十条第二号ハ	の規定	及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項又は第二項(同居の特別障害者又は老親等に係る扶養控除等の特例)の規定	
第九十四条第一項第三号	特別障害者	租税特別措置法第四十一条の十四第一項(同居の特別障害者又は老親等に係る扶養控除等の特例)の規定に該当する特別障害者若しくはその他の特別障害者	
第九十四条第一項第五号	老人扶養親族	租税特別措置法第四十一条の十四第二項の規定に該当する老人扶養親族又はその他の老人扶養親族	

第四十一条の十四第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

居住者の有する所得税法第二条第一項第三十三号に規定する控除対象配偶者又は同項第三十四号に規定する扶養親族が同項第二十九号に規定する特別障害者で、かつ、当該居住者又は当該居住者の配偶者若しくは当該居住者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている者である場合には、その控除対象

七を「百分の二十五」に改め、同表の第二号から第五号までの規定中「百分の二十」を「百分の十八」に改め、同表の第六号中「百分の十三」を「百分の十」に改める。

第四十五条第一項中「この条」を「この項」に改め、同項の表の第四号中「百分の二十七」を「百分の五十」に、「百分の十六」を「百分の二十五」に改め、同号を同表の第五号とし、同表の第三号中「百分の二十」を「百分の三十四」に、「百分の十四」

一 低開発地域工業開発促進法第二条の規定により低開発地域工業開発地区として指定された地区のうち政令で定める地区又は農村地域工業導入促進法第五条第二項の規定により同条第一項の実施計画において定められた工業導入地区のうち政令で定める地区

製造の事業

機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備

百分の十八(建物及びその附属設備については、百分の八)

第四十五条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第四十五条の四第一項各号列記以外の部分中「百分の三十二」の下に「(第三号に掲げる漁船については、百分の三十)」を加え、同項第三号中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改め、「規定する中小漁業構造改善計画」の下に「(次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる事業について計画が定められているものに限る。)」を加え、「及び次項第一号」を削り、「漁船」の下に「(当該法人が、当該中小漁業構造改善計画に係る認定前に同法第五条第一項に規定する経営規模の拡大若しくは生

産行程についての協業化に関する事業(以下この号において「協業化事業等」という。))について定められた他の中小漁業構造改善計画に係る認定を受けた漁業協同組合等の構成員(当該漁業協同組合等が二以上の漁業協同組合等を会員とする法人である場合には、当該法人を直接又は間接に構成する会員の構成員とする。)(又はこれに準ずる者として政令で定めるもの)に該当する場合には、燃料の使用の合理化に著しく資する漁船として政令で定めるものうち新たな中小漁業構造改善計画に係る認定の日以後に取得し、又は建造したものに限り、」を加え、同号に次のように加える。

イ 当該漁業協同組合等が協業化事業等につ

昭和五十七年三月三十一日 参議院會議録第十号

国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案外三件

二二二

いて定められた他の中小漁業構造改善計画に係る認定を受けたことのない漁業協同組合等である場合、協業化事業等

ロ 当該漁業協同組合等が協業化事業等について定められた他の中小漁業構造改善計画に係る認定を受けたことのある漁業協同組合等である場合、協業化事業等及び漁業再建整備特別措置法第五条第一項に規定する漁船用燃料その他のエネルギーの使用の合理化に関する事業

第四十五条の四第二項を次のように改める。

2 前項に規定する適用事業年度とは、同項各号に規定する承認又は認定のあつた日を含む事業年度からその事業年度開始の日以後五年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度(同項第二号に掲げる場合については、昭和五十九年三月三十一日以前に終了する各事業年度に限る。)をいう。

第四十七条第二項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に、「百分の二十」を「百分の十四」に改める。

第四十八条第一項中「又は構築物」を「若しくは構築物」に、「百分の三十二」を「百分の三十」に改め、同項の表の第二号及び第三号中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改める。

第五十一条第一項中「百分の二十七」を「百分の二十五」に改める。

第五十一条の二第一項中「又は承認(以下この条において「認定等」という。)」を削り、「当該認定等」を「当該認定」に改め、「中小企業近代化促進法第五条第三項、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法第七条第一項及び「処理及び」を削り、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号を同項第一号とし、同条第三項中「同項の認定等」を「同項の認定」に、「当該認定等」を「当該認定」に改め、同条第四項中「認定等」を「認定」に、「添附」を「添付」に改め、同条第

五項中「認定等」を「認定」に改める。
第五十二条の四中「百分の六十八」を「百分の七十五」に改める。

第五十三条第一項各号列記以外の部分中「規定するたな卸資産」を「規定する棚卸資産のうち国際的な市場で取引される等のため価格変動の著しい物品として政令で定めるもの」に、「並びに」を「及び」に改め、「生産され、又は」を削り、「で、当該顧客」を「で、当該顧客」に改め、「及び土地」を削り、「この条においてたな卸資産」を「この項において価格変動の著しい物品」に、「たな卸を」を「棚卸を」に、「第三号及び第四号」を「第一号及び第三号」に、「有するたな卸資産」を「有する価格変動の著しい物品に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「たな卸資産のうち国際的な市場で取引される等のため価格変動の著しい物品として政令で定めるもの(以下この号において「価格変動の著しい物品」という。)」を「価格変動の著しい物品」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「たな卸を」を「棚卸」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「たな卸を」を「棚卸」に、「第二号」を「第一号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第二項中「前項第三号」を「前項第二号」に改める。

第五十五条第一項、第五十六条の二第一項及び第五十六条の三第一項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改める。
第五十六条の十第一項第一号中「ホまで」を「ニまで」に改め、同号ロを削り、同号ハ中「昭和五十七年四月一日」を「昭和五十六年四月一日」に改め、同号ホを同号ロとし、同号ニを同号ハとし、同号ホを同号ニとし、同項第二号中「ホまで」を「ニまで」に改め、同号ロを削り、同号ハ中「昭和五十七年四月一日」を「昭和五十六年四月一日」に改め、同号ホを同号ロとし、同号ニを同号ハとし、同号ホを同号ニとする。

第五十六条の十の次に次の一条を加える。
(国際科学技術博覧会出展準備金)
第五十六条の十一 国際博覧会に関する条約の適用を受けて昭和六十年に開催される国際科学技術博覧会を主催する団体その他の政令で定めるものの間に当該博覧会への出展参加契約を締結した青色申告書を提出する法人が、昭和五十七年七月一日から昭和六十年三月十六日までの期間内の日を含む各事業年度(解散(合併)による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において「適用年度」という。)において、その出展に要する費用で政令で定めるものの支出に充てるため、当該費用の額として政令で定めるところにより計算した金額に当該適用年度(当該出展参加契約を締結した日(その日が昭和五十七年七月一日前である場合には、同日)前の期間及び昭和六十年三月十七日以後の期間を除く。)の月数を乗じてこれを三十三で除して計算した金額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により国際科学技術博覧会出展準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てをした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の国際科学技術博覧会出展準備金を積み立てている法人の各事業年度において、同項に規定する政令で定める費用の対象となつた資産について生じた費用又は損失の額で当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額がある場合には、その費用又は損失の生じた日における国際科学技術博覧会出展準備金の金額(その日までにこの項又は次項の規定による利益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。)のうち当該損金の額に算入される金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 第一項の国際科学技術博覧会出展準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。
一 第一項の出展をしないこととなつた場合
その出展をしないこととなつた日における国際科学技術博覧会出展準備金の金額
二 当該法人の昭和六十一年三月十六日を含む事業年度終了の日において国際科学技術博覧会出展準備金を積み立てている場合、その終了の日における国際科学技術博覧会出展準備金の金額
三 解散した場合、当該解散の日における国際科学技術博覧会出展準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)
四 前項、前三号及び次項の場合以外の場合において国際科学技術博覧会出展準備金の金額を取り崩した場合、その取り崩した日における国際科学技術博覧会出展準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額
4 第一項の国際科学技術博覧会出展準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日である場合には、同日)における国際科学技術博覧会出展準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該国際科学技術博覧会出展準備金の金額については、前二項及び第七項の規定は、適用しない。

5 第一項の月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

6 第五十三条第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

7 第五十四条第十二項及び第十三項の規定は、第一項の国際科学技術博覧会出展準備金を積み立てている法人が合併した場合について準用する。この場合において、同条第十三項中「者でないとき」とあるのは、「者又は当該事業年度終了の日までに国際科学技術博覧会への出展参加契約を締結した者でないとき」と読み替へるものとする。

第五十七條第一項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改め、同項第一号中「算出した金額」を「算出した金額の五分の二に相当する金額」に、「金額を加算し」を「金額の五分の三に相当する金額を加算し」に改め、「二分の一に相当する金額」を削り、同条第二項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改め、同項第一号中の「十分分の二」を「十分分の一・六」に、「売買取引金額の十分分の二」を「売買取引金額の十分分の二・四」に改める。

第五十七條の六中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改める。

第五十八條第一項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に、「百分の八」とし、同項第四号に掲げる取引によるものについては百分の十六とする。を、「百分の十六」に改め、同条第二項第一号及び第二号中「行なう」を「行なう」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「行なう」を「行ない」に、「行ない」を「行ない」に改め、同条第三号中「第三号及び第四号」を「第三号」に、「行なう」を「行なう」に改め、同条第四号中「第二項第四号」を「第二項第三号」に、「行なう」を「行なう」に改め、同条第五項第一号中「第三号又は第四号」を「又は

第三号」に改め、「当該取引が同項第三号に掲げる譲渡若しくは提供であつたこと」を削る。

第六十二條第一項各号列記以外の部分中「昭和四十四年四月一日から昭和五十八年三月三十一日まで」を「昭和五十七年四月一日から昭和六十年三月三十一日まで」に、「交際費等の額が、二百万円」を「交際費等の額が、四百万円」に、「四百万円」を「当該交際費等の額が四百万円に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額を超える場合のその超える部分の金額」に、「三百万円とする。」を「当該交際費等の額が三百万円」に、「超えるときは、」を「超える場合の」に、「(以下この項において「限度超過額」という。）」については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額を「とす。」に改め、同項各号を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第二項」を削り、「きよう応」を「供応」に、「もつぱら」を「専ら」に、「行なわれる」を「行われる」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を削る。

第六十三條第一項第一号中「昭和四十四年一月一日以後」を削り、「施行地内」を「施行地に改め、「土地等」という。の下に、「短期所有土地等」に該当するもの」を加え、同項第二号及び第三号中「昭和四十四年一月一日以後に取得をした土地等」を「短期所有土地等」に改め、同項第四号中「土地等」を「被合併法人が昭和四十四年一月一日以後に取得をしたもの」を「被合併法人がその取得をした日から引き続き所有していた土地等」で所有期間(その取得の日の翌日から当該合併の日の属する年の一月一日までの所有期間とする。)が十年以下であるもの(当該合併の日の属する年において取得をしたものを含む。）」に改め、同項第五号中「昭和四十四年一月一日以後に取得をした土地等」を「短期所有土地等」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項に規定する譲渡利益金額とは、当該土地の譲渡等による収益の額として政令で定めるところにより計算した金額から当該収益に係る原価の額及び当該土地の譲渡等のために直接又は間接に要した経費の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額をいい、同項に規定する短期所有土地等とは、当該法人がその取得をした日から引き続き所有していた土地等で所有期間(その取得をした日の翌日から当該土地の譲渡等をした日の属する年の一月一日までの所有期間とする。)が十年以下であるもの(当該土地の譲渡等をした日の属する年において取得をしたものを含む。))をいう。

第六十三條第四項中「第六十五條の七から第六十五條の十まで若しくは第六十六條の三を、若しくは第六十五條の七から第六十五條の十まで」に改め、同条第五項中「沖縄県の区域内にある土地等に係る第一項の規定の特例」を削る。

第六十四條第一項各号列記以外の部分中「たな卸資産」を「棚卸資産」に、「買取」を「買取」に、「買入」を「買入れ」に改め、「製作」の下に「及び建設を加え、」を「超える」に、「こえる」を「超える」に、「以下次条第三項」を「次条第三項」に、「以下次条」を「次条」に改め、「当該代替資産のうちその償却額が各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの以外のもの」については、当該金額をそのを削り、同項第一号中「基いて」を「基いて」に改め、同項第二号中「買取」を「買取」に、「基いて」を「基いて」に改め、同項第四号及び第五号中「基いて」を「基いて」に改め、同項第六号中「買取」を「買取」に改め、同項第七号中「基く」を「基く」に、「の埋立」を「の埋立て」に改め、同項第八号中「行なう」を「行ない」に改める。

第六十五條の七第一項中「たな卸資産」を「棚卸資産」に、「この条及び次条」を「次条まで」に改め、「当該買換資産のうちその償却額が各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの以外のものについては、その」を削り、同項の表の

第一号及び第十二号中「施行地内」を「施行地」に改め、同表の第十四号中「昭和四十四年一月一日前に取得(建設を含む。))をされた」を「取得(建設を含む。以下この号において同じ。))をされた日から引き続き所有されていたこれらの資産のうち所有期間(その取得がされた日の翌日からこれらの資産の譲渡がされた日の属する年の一月一日までの所有期間とする。)が十年を超える」に改める。

第三章第七節を削り、同章第六節第四款中第六十五條の十の次に次の三條を加える。

第六十六條から第六十六條の三まで 削除
第三章中第七節の二を第七節とし、第七節の三を第七節の二とする。

第六十七條の四第二項中「当該固定資産のうちその償却額が各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの以外のものについては、その」を削る。

第六十八條中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改める。

第七十四條の三中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

第七十六條第一項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に、「第六十一條若しくは第八十條第二項」を「第三十六條若しくは第六十一條」に、「千分の二」を「千分の二」に、「千分の三」を「千分の六」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中「昭和五十五年四月一日から昭和五十七年三月三十一日まで」を「昭和五十七年四月一日から昭和五十九年三月三十一日まで」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 昭和五十七年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間に農地法第八十條第二項の規定により国から土地の売渡しを受けた者が当該売渡しを受けた土地の所有権の保存又は移転の登記を受ける場合には、これらの登記に係る登録免許税の税率は、大蔵省令で定めるところにより当該売渡しを受けた日以後一年以内に登記

昭和五十七年三月三十一日 参議院會議録第十号 国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案外三件

二二四

を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、所有権の保存の登記にあつては千分の一とし、所有権の移転の登記にあつては千分の三とする。

第七十七条を削り、第七十六条の二を第七十七条とする。

第七十七条の三中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改める。

第七十七条の四の見出し中「農用地区域」を「農用地区域等」に改め、同条第三号中「第八条第一項に規定する農業振興地域整備計画において同条第二項第一号に規定する農用地区域として定められている区域」を「第六条第一項に規定する農業振興地域」に改める。

第七十七条の五第一項中「十二年」を「十四年」に、「千分の九」を「千分の十二」に改める。

第七十七条の六中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改める。

第七十八条を削り、第七十七条の七を第七十八

条とする。

第七十八条の三中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に、「千分の十二」を「千分の十六」に改める。

第七十九条第一項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改める。

第八十一条中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改め、同条第三号中「千分の十二」を「千分の十六」に、「千分の九」を「千分の十二」に改める。

第八十二条中「電源開発株式会社又は沖縄電力株式会社を次の表の各号の上欄に掲げる者」に、「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に、「次に掲げる」を「当該各号の中欄に掲げる」に、「次の各号の」を「当該事項に係る」に、「当該各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号」を「当該各号の下欄」に改め、同条各号を削り、同条に次の表を加える。

一 電源開発株式会社		所有権の保存	千分の三
		地上権又は賃借権の設定（これらの権利の移転を含む。次号において同じ。）	千分の十二
		所有権の移転	千分の二十
		所有権の保存	千分の二
		地上権又は賃借権の設定	千分の八
二 沖縄電力株式会社		所有権の移転	千分の十六

第九十条の三第一項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条第六項、第三条の三第一項、第八条

十二条の規定 勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第

号）の施行の日

三 第十三条の二第一項及び第四十五条の四第一項の改正規定（百分の三十二の下に「（第三号）に掲げる漁船については、百分の三十」を加える部分及び「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改める部分を除く。）並びに附則第五項第四項及び第十四条第四項の規定 漁業再建整備特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第

号）の施行の日

四 附則第二十四条の規定 昭和五十八年四月一日

（所得税の特例に関する経過措置の原則）

第二条 改正後の租税特別措置法以下「新法」という。第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和五十七年分以後の所得税について適用し、昭和五十六年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（利子所得及び配当所得に関する経過措置）

第三条 昭和五十八年一月一日から同年十二月三十一日までの間に支払を受ける無記名公社債の利子等（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十四条第二項に規定する利子、利益の配当又は収益の分配をいう。）に係る新法第三条第六項（新法第八条の二第六項において準用する場合を含む。）、第三条の三、第八条の三及び第八条の四第六項の規定の適用については、新法第三条第六項中「所得税法第二百二十四条第二項及び第三項並びに第二百二十五条」とあるのは「所得税法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第八号。以下この項、第三条の三第一項、第八条の三第一項及び第八条の四第六項において「昭和五十五年改正法」という。）附則第八條第二項の規定によりその例によることとされる昭和五十五年改正法による改正前の所得税法（第三条の三第一項、第八条の三第一項及び第

八条の四第六項において「旧法」という。）、第二百二十四条及び所得税法第二百二十五条」と、新法第三条の三第一項及び第八條の三第一項中「所得税法第二百二十四条第二項」とあるのは「昭和五十五年改正法附則第八條第二項の規定によりその例によることとされる旧法第二百二十四条」と、「同法」とあるのは「所得税法」と、新法第八条の四第六項中「所得税法第二百二十四条第二項及び第三項並びに第二百二十五条」とあるのは「昭和五十五年改正法附則第八條第二項の規定によりその例によることとされる旧法第二百二十四条及び所得税法第二百二十五条」とする。

（勤労者財産形成貯蓄及び勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税に関する経過措置）

第四条 新法第四条の二及び第四条の三の規定は、附則第一条第二号に定める日以後に締結する勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第六条第一項に規定する勤労者財産形成貯蓄契約又は同条第二項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約に基づく預入、信託若しくは購入又は払込み（以下この条において「預入等」という。）をする新法第四条の二第一項に規定する財産形成貯蓄又は新法第四条の三第一項に規定する財産形成年金貯蓄について適用する。

2 新法第四条の二第一項に規定する勤労者が、附則第一条第二号に定める日以前に預入等をした改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第四条の二第一項に規定する財産形成貯蓄で同日において同条の要件を満たすもの（以下この条において「旧財産形成貯蓄」という。）を有する場合においては、当該財産形成貯蓄については、当該勤労者が同日において新法第四条の二の要件に従つて預入等をしたものとみなして、同条の規定を適用する。

3 附則第一条第二号に定める日において旧財産形成貯蓄を有する者が、同日から同日以後二年

の三第一項及び第八条の四第六項の改正規定、第二十四条の改正規定（昭和五十七年三月三十一日）を「昭和六十二年三月三十一日」に改める部分を除く。）並びに第四十一条第一項の改正規定並びに附則第三条、第八条及び第十一条の規定 昭和五十八年一月一日

二 第四条の二の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定並びに附則第四条及び第二

の三第一項及び第八條の三第一項中「所得税法第二百二十四条第二項」とあるのは「昭和五十五年改正法附則第八條第二項の規定によりその例によることとされる旧法第二百二十四条」と、「同法」とあるのは「所得税法」と、新法第八条の四第六項中「所得税法第二百二十四条第二項及び第三項並びに第二百二十五条」とあるのは「昭和五十五年改正法附則第八條第二項の規定によりその例によることとされる旧法第二百二十四条及び所得税法第二百二十五条」とする。

（勤労者財産形成貯蓄及び勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税に関する経過措置）

第四条 新法第四条の二及び第四条の三の規定は、附則第一条第二号に定める日以後に締結する勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第六条第一項に規定する勤労者財産形成貯蓄契約又は同条第二項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約に基づく預入、信託若しくは購入又は払込み（以下この条において「預入等」という。）をする新法第四条の二第一項に規定する財産形成貯蓄又は新法第四条の三第一項に規定する財産形成年金貯蓄について適用する。

2 新法第四条の二第一項に規定する勤労者が、附則第一条第二号に定める日以前に預入等をした改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第四条の二第一項に規定する財産形成貯蓄で同日において同条の要件を満たすもの（以下この条において「旧財産形成貯蓄」という。）を有する場合においては、当該財産形成貯蓄については、当該勤労者が同日において新法第四条の二の要件に従つて預入等をしたものとみなして、同条の規定を適用する。

3 附則第一条第二号に定める日において旧財産形成貯蓄を有する者が、同日から同日以後二年

を經過する日までの間に、勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第

号）附則第二条第三項に定めるところにより、当該旧財産形成貯蓄に係る新法第四条の

第二項に規定する勤労者財産形成貯蓄契約の新法第四条の第三項に規定する勤労者財産形成成年金貯蓄契約に変更する場合に、当該変更をする日における新法第四条の第二項に規定する財産形成貯蓄で同条の要件を満たすものは、同日において新法第四条の第三項に規定する勤労者財産形成成年金貯蓄契約に基づく財産形成年金貯蓄として預入等をするものとして、同条の規定を適用する。

4 前三項に定めるもののほか、旧財産形成貯蓄及び前項の変更に係る新法第四条の二及び第四条の三の規定の適用に必要事項は、政令で定める。

（個人の減価償却に関する経過措置）

第五条 新法第十二条第一項の表の第一号から第六号までの規定は、個人がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をしてその事業の用に供するこれらの規定に掲げる減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十二条第一項の表の第一号から第六号までに掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 新法第十二条の規定は、個人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同条第一項に規定する工業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十二条第一項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 新法第十三条の二の規定は、施行日以後に同条第一項第三号に規定する中小漁業構造改善計画につき同号の認定を受ける同号に規定する漁業協同組合等の構成員の有する漁船については、なお従前の例による。

用し、施行日前に旧法第十三条の二第一項第三号に規定する中小漁業構造改善計画につき同号の認定を受けた同号に規定する漁業協同組合等の構成員の有する漁船については、なお従前の例による。

4 漁業再建整備特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第 号）の施行の際同法による改正前の漁業再建整備特別措置法（昭和五十七年法律第四十三号）第五条第一項に規定する中小漁業構造改善計画に係る同項の認定（以下この項において「旧認定」という。）を受けている同条第一項に規定する漁業協同組合等のうち当該旧認定前に他の中小漁業構造改善計画に係る認定を受けたことのないものが、漁業再建整備特別措置法の一部を改正する法律の施行の日から一年を經過した日の前日までに同法による改正後の漁業再建整備特別措置法第五条第一項に規定する中小漁業構造改善計画に係る同項の認定を受けた場合には、前項の規定にかかわらず、当該漁業協同組合等の構成員が旧認定のあつた日の属する年から当該年の一月一日以後五年を經過した日の前日の属する年までの各年の十二月三十一日において有する漁船に係る償却費の額の計算については、なお従前の例による。

5 新法第十四条第二項の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する施設建築物について適用し、個人が施行日前に取得又は新築をした旧法第十四条第二項に規定する施設建築物については、なお従前の例による。

6 新法第十五条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する特定備蓄施設等について適用し、個人が施行日前に取得又は建設をした旧法第十五条第一項に規定する特定備蓄施設等については、なお従前の例による。

7 新法第十六条の二の規定は、個人が施行日以後に同条第一項各号に掲げる認定を受ける場合における当該個人の同項に規定する事業転換施設等について適用し、個人が施行日前に旧法第十六条の二第一項各号に掲げる認定又は承認を受けた場合における当該個人の同項に規定する事業転換施設等については、なお従前の例による。

8 新法第十七条の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同条に規定する減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十七条に規定する減価償却資産については、なお従前の例による。

（個人の準備金に関する経過措置）

第六条 旧法第十九条第一項の規定により個人が昭和五十六年において積み立てた同項の価格変動準備金の金額の昭和五十七年分の事業所得に係る総収入金額への算入については、なお従前の例による。

（個人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置）

第七条 新法第二十一条の規定は、個人の同条第二項各号に掲げる取引による施行日以後の収入金額について適用し、個人の旧法第二十一条第二項各号に掲げる取引による施行日前の収入金額については、なお従前の例による。

（個人の開墾地等の農業所得の免税に関する経過措置）

第八条 新法第二十四条の規定は、昭和五十八年分以後の所得税について適用し、昭和五十七年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（個人の沖縄県の区域内にある土地の譲渡に係る事業所得等の課税の特例に関する経過措置）

第九条 個人が、昭和五十七年中に、昭和四十七年四月一日前に取得した沖縄県の区域内にある新法第二十八条の四第一項に規定する土地等の同項に規定する譲渡をした場合における同項の規定の適用に必要事項は、政令で定める。

（居住用財産の買換えの場合等の長期譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）

第十条 昭和五十七年分の所得税に係る新法第三十六條の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第一項中「当該譲渡の日の属する年の前年一月一日」とあるのは、「当該譲渡の日の属する年の一月一日」とする。

（住宅取得控除に関する経過措置）

第十一条 新法第四十一条第二項及び第四十一条の二第一項の規定は、居住者が新法第四十一条第一項に規定する新築住宅又は既存住宅を昭和五十八年一月一日以後に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合における同項分以後の所得税について適用し、居住者が旧法第四十一条第一項に規定する新築住宅又は既存住宅を昭和五十七年十二月三十一日以前に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合における同項分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 居住者が、昭和五十六年分又は昭和五十七年分の所得税について旧法第四十一条第一項又は第四十一条の二第一項の規定の適用を受けた場合におけるその者の昭和五十八年分又は昭和五十九年分の所得税に係る新法第四十一条第二項及び第四十一条の二第一項の規定の適用については、新法第四十一条第二項中「七パーセント」とあるのは「五パーセント」と、「五万円」とあるのは「三万円」とする。

（住宅貯蓄控除に関する経過措置）

第十二条 居住者が、施行日前に締結した旧法第四十一条の三第一項に規定する財形住宅貯蓄契約及び同条第二項に規定する旧住宅貯蓄契約に基づいて、昭和五十七年中に旧法第四十一条の四第一項に規定する積立て等をした場合におけるその者の同年分の所得税については、旧法第四十一条の四、第四十一条の五及び第四十一条の七の規定の例による。

昭和五十七年三月三十一日 参議院會議録第十号

国稅収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案外三件

二二六

2 昭和五十七年中に、旧法第四十一条の第三項に規定する住宅貯蓄契約又はその履行につき、旧法第四十一条の六第一項に規定する事実が生じた場合における所得税の徴収については、同条の規定の例による。

(法人税の特例に関する経過措置の原則)

第十三条 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過措置)

第十四条 新法第四十三条第一項の表の第一号から第六号までの規定は、法人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をしてその事業の用に供するこれらの規定に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十三条第一項の表の第一号から第六号までに掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合には、なお従前の例による。

2 新法第四十五条の規定は、法人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同条第一項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十五条第一項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合には、なお従前の例による。

3 新法第四十五条の四の規定は、施行日以後に同条第一項第三号に規定する中小漁業構造改善計画につき同号の認定を受ける同号に規定する漁業協同組合等の構成員の有する漁船について適用し、施行日前に旧法第四十五条の四第一項第三号に規定する中小漁業構造改善計画につき同号の認定を受けた同号に規定する漁業協同組合等の構成員の有する漁船については、なお従前の例による。

4 漁業再建整備特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第 号)の施行の際同法による改正前の漁業再建整備特別措置法第五条第一項に規定する中小漁業構造改善計画に係る同項の認定(以下この項において「旧認定」という。)を受けている同条第一項に規定する漁業協同組合等のうち当該旧認定前に他の中小漁業構造改善計画に係る認定を受けたことのないものが、漁業再建整備特別措置法の一部を改正する法律の施行の日から一年を経過した日の前日までに同法による改正後の漁業再建整備特別措置法第五条第一項に規定する中小漁業構造改善計画に係る同項の認定を受けた場合には、前項の規定にかかわらず、当該漁業協同組合等の構成員が旧認定のあつた日を含む事業年度からその事業年度開始の日以後五年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度終了の日において有する漁船に係る償却限度額の計算については、なお従前の例による。

5 新法第四十七条第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をしてその事業の用に供する同項に規定する施設建築物について適用し、法人が施行日前に取得又は新築をした旧法第四十七条第二項に規定する施設建築物をその事業の用に供した場合には、なお従前の例による。

6 新法第四十八条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をしてその事業の用に供する同項に規定する特定備蓄施設等について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧法第四十八条第一項に規定する特定備蓄施設等をその事業の用に供した場合には、なお従前の例による。

7 新法第五十一条第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する特定組合が新法第五十六条の二第二項に規定する事業計画の承認等を受ける当該事業計画に定める共同利用施設については、なお従前の例による。

8 新法第五十一条の二の規定は、法人が施行日以後に同条第一項各号に掲げる認定を受ける場合における当該法人の同項に規定する事業転換施設等における当該法人の同項に規定する事業転換施設等については、なお従前の例による。

9 新法第五十二条の四の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同条に規定する減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第五十二条の四に規定する減価償却資産については、なお従前の例による。

第十五条 旧法第五十三条第一項の規定により法人の施行日以後最初に開始する事業年度の直前の事業年度において積み立てられた同項の価格変動準備金の金額の益金の額への算入については、なお従前の例による。

2 新法第五十六条の十第一項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度において積み立てられる株式売買損失準備金の金額について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度において積み立てられた株式売買損失準備金の金額については、なお従前の例による。

第十六条 新法第五十八条の規定は、法人の同条第二項各号に掲げる取引による施行日以後の収入金額について適用し、法人の旧法第五十八条第二項各号に掲げる取引による施行日前の収入金額については、なお従前の例による。

(法人の資産の譲渡等の場合の経過措置)

第十七条 新法第六十三条(同条第四項を除く。)

の規定は、法人が昭和五十七年一月一日以後に行う同条第一項に規定する土地の譲渡等に係る法人税について適用し、法人が同日以前に行つた旧法第六十三条第一項に規定する土地の譲渡等に係る法人税については、なお従前の例による。

2 法人が昭和五十七年中に行う沖縄県の区域内にある新法第六十三条第一項第一号に規定する土地等に係る同項に規定する土地の譲渡等に対する同項の規定の適用に必要事項は、政令で定める。

3 新法第六十四条及び第六十五条の七(同条第一項の表の第十四号を除く。)

の規定は、法人が昭和五十七年一月一日以後に行う同号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日以前に行つた旧法第六十五条の七第一項の表の第十四号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

(現物出資の場合の課税の特例に関する経過措置)

第十八条 旧法第六十六条の三第一項第一号に規定する中小企業者に該当する法人で施行日前に同号に規定する承認を受けたものが、当該承認に係る固定資産を現物出資した場合における法人税については、なお従前の例による。

2 旧法第六十六条の三第二号に規定する中小漁業者に該当する法人が施行日前に同号に規定する認定を受けた中小漁業構造改善計画に従つて現物出資した場合における法人税については、なお従前の例による。

3 旧法第六十六条の三第一項第一号に規定する中小企業者に該当する法人で政令で定めるもの

が施行日から昭和五十八年三月三十一日までの間に同号に規定する承認を受け、当該承認に係る固定資産を現物出資する場合には、同号中「中小企業者」とあるのは「中小企業者租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第 号。次号において「昭和五十七年改正法」という。）附則第十八条第三項に規定する政令で定めるものに限る。」と、昭和五十七年三月三十一日とあるのは「昭和五十八年三月三十一日」と、「同法第五十五条の二十一第一項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五十五条の二十一第一項」として、同条の規定の例による。

4 旧法第六十六条の三第一項第二号に規定する中小漁業者に該当する法人で政令で定めるものが施行日から昭和五十八年三月三十一日までの間に同号に規定する認定を受けた中小漁業構造改善計画に従って現物出資する場合には、同号中「昭和五十七年三月三十一日」とあるのは「昭和五十八年三月三十一日」と、「中小漁業者」とあるのは「中小漁業者（昭和五十七年改正法附則第十八条第四項に規定する政令で定めるものに限る。）」と、「同法第十條第一項」とあるのは「漁業再整備特別措置法第十條第一項」として、同条の規定の例による。

5 沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）第二十一條第一項各号に掲げる者が施行日から昭和六十二年三月三十一日までの間に当該各号に規定する承認を受けて当該承認に係る固定資産を現物出資する場合（これに準ずる場合として政令で定める場合を含む。）における法人税については、旧法第六十六条の三の規定は、なおその効力を有する。

6 前三項の規定の適用がある場合における新法第六十三条の規定の適用については、同条第四項中「若しくは第六十五条の七から第六十五条の十まで」とあるのは、「第六十五条の七から第六十五条の十まで若しくは租税特別措置法の

一部を改正する法律（昭和五十七年法律第 号）附則第十八条第三項から第五項まで」とする。

（法人の転廃業助成金等に係る課税の特例に関する経過措置）

第十九条 新法第六十七条の四の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。（登録免許税の特例に関する経過措置）

第二十條 新法第七十六條第一項の規定は、施行日以後に国から同項に規定する売渡し又は譲与を受ける土地の所有権の保存又は移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に国から旧法第七十六條第一項に規定する売渡し又は譲与を受けた土地の所有権の保存又は移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 施行日前に国から旧法第七十六條第三項に規定する売渡しを受けた土地の所有権の保存又は移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 施行日前に行われた旧法第七十七條に規定する交換により取得した同条に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4 新法第七十七條の四の規定は、施行日以後に同条第二号に規定する利用権設定等促進事業により取得する同号に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第七十七條の四第二号に規定する利用権設定等促進事業により取得した同号に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

5 新法第七十七條の五第一項の規定は、施行日以後に行われる同項に規定する交換分合により取得する同項に規定する土地の所有権の移転の

登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に行われた旧法第七十七條の五第一項に規定する交換分合により取得した同項に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

6 施行日前に行われた旧法第七十八條に規定する農林漁業者又は団体に対する同条の規定に該当する貸付けに係る債権を担保するために受ける抵当権の設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

7 新法第七十八條の三の規定は、施行日以後に同条に規定する中小企業者が同条に規定する事業協同組合等から取得する同条に規定する土地

一 新法第七十八條の三第一項に規定する事業協同組合等が租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第九号。以下この項において「昭和五十五年改正法」という。）の施行日から施行日の前日までの間に取得した同条第一項に規定する土地又は建物

二 新法第七十八條の三第一項に規定する事業協同組合等が租税特別措置法及び国税収金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第十一号。次号において「昭和五十五年改正法」という。）の施行日から昭和五十五年改正法の施行日の前日までの間に取得した同項に規定する土地で政令で定めるもの

三 新法第七十八條の三第一項に規定する事業協同組合等が昭和五十五年改正法の施行日前に取得した同項に規定する土地で政令で定めるもの

四 新法第七十八條の三第一項に規定する事業協同組合等が昭和五十五年改正法の施行日前に取得した同項に規定する建物で政令で定めるもの

五 新法第七十八條の三第二項に規定する事業協同組合等が租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第十三号）の施行日から施行日の前日までの間に取得した同項に規定する土地

8 新法第八十一條第三号の規定は、施行日以後にされる同条に規定する勧告若しくは指示又は認定若しくは承認に係る同号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、

又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第七十八條の三に規定する中小企業者が同条に規定する事業協同組合等から取得した同条に規定する土地又は建物についての当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。この場合において、新法第七十八條の三に規定する土地又は建物が次の表の上欄に掲げるものであるときは、同条に規定する中小企業者が同表の中欄に掲げる期間内に取得する当該土地又は建物の当該登記に係る登録免許税については、同条中「千分の十六」とあるのは、同表の下欄に掲げる字句に読み替えて同条の規定を適用する。

施行日から昭和五十九年三月三十一日までの期間	千分の十二
施行日から昭和五十九年三月三十一日までの期間	千分の九
施行日から昭和五十九年三月三十一日までの期間	千分の六
施行日から昭和五十九年三月三十一日までの期間	千分の九
施行日から昭和五十八年三月三十一日までの期間	千分の十二

施行日前にされた旧法第八十一條に規定する勧告若しくは指示又は認定若しくは承認に係る同条第三号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

昭和五十七年三月三十一日 参議院會議録第十号 国稅收納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案外三件

二二八

9 新法第八十二条の規定は、施行日以後に取得

する同条に規定する土地又は家屋に関する同条の表の各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に取得した旧法第八十二条に規定する土地又は家屋に関する同条各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十一条 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第四条に七項を加える改正規定中「発行される国債」を、「国債」に改め、「同日までに」を削る。

附則第二十一条第四項中「適用がある場合」の下に「(昭和五十七年四月一日前に同項に規定する中小企業構造改善計画に従つて現物出資する場合に限る。)」を加え、同条に次の一項を加える。

5 第三項の規定の適用がある場合(昭和五十七年四月一日以後に同項に規定する中小企業構造改善計画に従つて現物出資する場合に限る。)(における租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第 号)による改正後の租税特別措置法第六十三条の規定の適用については、同条第四項中「若しくは第六十五条の七から第六十五条の十まで」とあるのは、「第六十五条の七から第六十五条の十まで若しくは昭和五十五年改正法附則第二十一条第三項」とする。

(簡易生命保険法の一部改正)
第二十二條 簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。
第十八条中「第四条の二第六項」を「第四条の二第七項」に改める。

第二十三條 農地法施行法(昭和二十七年法律第二百三十号)の一部を次のように改正する。
第二十二條第二項中「昭和五十七年十二月三十一日」を「昭和六十二年十二月三十一日」に改める。

(中小企業団体の組織に関する法律の一部改正)
第二十四條 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十一年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。
第五條の二十一を次のように改める。
第五條の二十一 削除
(中小企業近代化促進法の一部改正)
第二十五條 中小企業近代化促進法(昭和三十一年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第九條第三項を削る。
(国有農地等の売払いに関する特別措置法の一部改正)
第二十六條 国有農地等の売払いに関する特別措置法(昭和四十六年法律第五十号)の一部を次のように改正する。
第五條第一項第二号中「当該土地等の譲渡による譲渡所得は、租税特別措置法第三十二條第一項の規定に該当する」を「当該土地等は、農地法第八十條第二項の規定により売払いを受けた日に取得された」に改める。
(沖繩振興開発特別措置法の一部改正)
第二十七條 沖繩振興開発特別措置法の一部を次のように改正する。

第二十一條第一項中「第六十六條の三及び第八十一條を」第八十一條及び租税特別措置法の第一項を改正する法律(昭和五十七年法律第 号)附則第十八條第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十六條の三に改める。
(漁業再建整備特別措置法の一部改正)
第二十八條 漁業再建整備特別措置法の一部を次のように改正する。
第十條第三項中「法人税又は」を削る。

(審査報告書は都合により第十二号末尾に掲載)
閣議決定措置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和五十七年三月三十日
衆議院議長 福田 一
参議院議長 徳永 正利殿

閣議決定措置法の一部を改正する法律案

閣議決定措置法(昭和五十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改め、同条第二項中「課する関税の率は、同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表」を「又は別表第一の三に掲げる物品で昭和五十八年十二月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、それぞれこれらの表に改める。
第六条の三の次に次の一条を加える。
(アルミニウムの塊の免税)
第六条の四 関税定率別表第七六・〇一号の一に掲げるアルミニウムの塊(アルミニウムの含有量が全重量の九・九五パーセント以上のものを除く。以下この条において「アルミニウムの塊」という者)で本邦においてアルミニウム製錬業を営む者(電解炉を用いてアルミニウムの塊を生産を行う者に限る。)(昭和五十八年三月三十一日までに輸入するものについては、特定不況産業安定臨時措置法(昭和五十二年法律第四十四号)第三條第一項の規定により定められたアルミニウム製錬業に係る安定基本計画において昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に処理を行うべきものとされ、設備に係るアルミニウムの塊の年間生産能力の合計数量に相当する数量の範囲内のもに限り、政令で定めるところにより、その関税を免除する。
第七條第一項及び第四項、第七條の二第一項並びに第七條の三第一項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。
第七條の五第一項中「別表第一の三を」別表第一の四に改める。
第八條第一項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に、「三百円」を「百六十五円」に改める。
第八條の二第一項第二号中「同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率をいう」を、「別表第一の三の税率」に改める。
第八條の六第三項に次のただし書を加える。
ただし、これらの物品に係る別表第一に定める税率が同法別表に定める税率より高いときは、この限りでない。
別表第一第二二・〇九号中「四・三三円」を「三七・〇〇円」に、「一リットルにつき三四・三三円」を「三六・〇〇」の率が一リットルにつき三三・二四の従量税率より高いとき又は一リットルにつき二九・九四の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率に改める。
別表第一第二四・〇二号中「 D その他のもの」 D その他のもの

- D その他のもの
- (1) シートたばこ
- (2) その他のもの
- 無税に改める。
- 七%
- 七%

昭和五十七年三月三十一日 参議院會議録第十号 国稅收納金整理資金に關する法律の一部を改正する法律案外三件

一三〇

關稅定率法 別表の番号	品 名	稅 率
	二 ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス及び集積回路並びに発光ダイオードのうち 発光ダイオード 実装したもの その他のもの 三 その他のものうち 光電池及びその部分品並びにダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス及び集積回路の部分品以外のもの	七・六％ 五・六％ 四・九％
別表第一の二第八五・二二号から第九八・一六号までの第三欄から第六欄までを削り、これらの号の第七欄をこれらの号の第三欄とする。		
別表第一の三を別表第一の四とし、別表第一の二の次に次の一表を加える。		
別表第一の三 条約に規定する關稅率に係る特別輕減關稅率表 (第二條、第八條の二、第八條の六關係)		
〇二・〇一	肉及び食用のくず肉 (第一・〇一、第一・〇二、第一・〇三、第一・〇四に該当する動物のもので、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。)	生鮮
〇二・〇二	一 牛の肉及びくず肉のうち 臓器及び舌	一八・八％
〇二・〇二	家さん (鶏、あひる、がちょう、七面鳥及びほろはる鳥で、生きていないものに限る。)、及びその食用のくず肉 (生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限るものとし、くず肉にあつては、肝臓を除く。)	一三・八％
〇二・〇六	肉及び食用のくず肉 (塩蔵、塩水漬、乾燥又はくん製のものに限るものとし、くず肉にあつては、家さんの肝臓を除く。)	一〇％
〇三・〇一	二 その他のものうち 豚及び牛のもの以外のもの 魚 (生きていないものにあつては、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。)	一〇％
	二 その他のもの A にしん (クルマエビ属の魚) 及びその卵、たら (ガドゥス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚) 及びその卵、ぶり (セリオラ属の魚)、さば (スコップス属の魚)、いわし (エトリメウス属、サルデイン属及びエンクラウリス属の魚)、あじ (トラクルス属及びデカプテルス属の魚) 並びにさんま (コラピス属の魚) のうち 生きてゐるもの及び生鮮又は冷蔵のもののうち にしんの卵	八・八％
〇三・〇二	魚 (塩蔵、塩水漬又は乾燥のものに限る。)、及びくん製の魚 (くん製の前に又はくん製の際に加熱による調理をしてあるかどうかを問わない。)	三・八％
〇三・〇三	一 魚卵のうち さけ又はますのもの たら (ガドゥス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚) のもの その他のもの (にしん (クルマエビ属の魚) のものを除く。)	五・九％ 一〇・三％ 五・三％
〇六・〇三	甲殻類及び軟体動物 (殻付きであるかどうかを問わないものとし、生きていないものにあつては、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、塩水漬又は乾燥のものに限る。)、並びに単に水煮した殻付きの甲殻類	七・五％ 六・九％ 一・九％
〇七・〇六	二 その他のもの (一) 生きてゐるもの及び生鮮、冷蔵又は冷凍のものうち かに いか 切花 (生鮮のもの又は乾燥、染色、漂白その他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。)	七・五％ 六・九％ 一・九％
〇八・〇一	他これらに類するでん粉又はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎 (全形のもの又は切つたもので、生鮮又は乾燥のものに限る。)、並びにサゴヤの髓のうち カササバのものうち 飼料用のもの (税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。)	五・六％
〇八・〇一	なつめやしの実、バナナ、ココヤシの実、ブラジルナット、カシューナット、パイナップル、アボカド、マンゴ、グアバ及びマンゴスチン (生鮮又は乾燥のものに限るものとし、殻を除いてあるかどうかを問わない。)	一五％
〇八・〇一	二 パイナップルのうち 乾燥のもの その他のものうち ココヤシの実、ブラジルナット及びグアバ並びにアボカド、マンゴ、グアバ及びマンゴスチン (生鮮のものに限る。)	七・五％ 一・九％

昭和五十七年三月三十一日 参議院会議録第十号 国稅收納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案外三件

[illegible]

二七・〇一	石炭及びれん炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの	二〇・四%
二七・一〇	二 その他のもの 石油及び歴青油(原油を除く)並びに石油又は歴青油の調製品(調製品にあつては、石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分をなすものに限り、他の号に該当するものを除く) 一 石油及び歴青油(石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%に満たないものを含む。) (一) 揮発油 A 低重合度の混合アルキレンのうち トリプロピレン以外のもの (二) 灯油 A 低重合度の混合アルキレン ケトン及びキノン並びにケトンアルコール、ケトンフェニール、ケトンアルデヒド、キノンアルコール、キノンフェニール、キノン並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 一 ケトン官能化合物 (六) その他のものうち しょう腦(融点が温度一七五度以上のものに限り。) アルコール官能、フェニール官能、アルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸、フェニール官能、アルデヒド官能のカルボン酸並びにこれらのハロゲン化物、スルホン化物、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 一 アルコール官能のカルボン酸及びその誘導体 (二) ぐえん酸 (三) ぐえん酸カルシウム アルブミン、アルブミナート及びその他のアルブミン誘導体 一 卵白 二 その他のもの ゼラチン(正方形又は長方形のものを含むものとし、着色してあるか、又は表面加工をしてあるかどうかを問わない。)、ゼラチン誘導体並びにかわ、魚膠及びアイシンググラス 一 ゼラチン及びにかわのうち ゼラチン(写真用のものに限り。)	一七・二% 一五・六% 七・四% 三・九% 四・二%
二九・一六	二九・一三 ケトン及びキノン並びにケトンアルコール、ケトンフェニール、ケトンアルデヒド、キノンアルコール、キノンフェニール、キノン並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 一 ケトン官能化合物 (六) その他のものうち しょう腦(融点が温度一七五度以上のものに限り。) アルコール官能、フェニール官能、アルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸、フェニール官能、アルデヒド官能のカルボン酸並びにこれらのハロゲン化物、スルホン化物、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 一 アルコール官能のカルボン酸及びその誘導体 (二) ぐえん酸 (三) ぐえん酸カルシウム アルブミン、アルブミナート及びその他のアルブミン誘導体 一 卵白 二 その他のもの ゼラチン(正方形又は長方形のものを含むものとし、着色してあるか、又は表面加工をしてあるかどうかを問わない。)、ゼラチン誘導体並びにかわ、魚膠及びアイシンググラス 一 ゼラチン及びにかわのうち ゼラチン(写真用のものに限り。)	二二・六%
二九・〇二	二六・三% 一三・一% 一三・八% 五・九%	
三五・〇三	五・九%	
三九・〇七	第三九・〇一から第三九・〇六号までに掲げる物品の製品 四 その他のもの (一) 第三九・〇一又は第三九・〇二号に掲げる物品の製品 (二) その他のものうち 第三九・〇三号の二の四に該当するハムケーシングその他のこれに類するもの(管状のものに限る。) 革、コンボジションレザー又はパーチメント仕上げをした革のくず(革製品の製造に適するものを除く)及び革の粉 くら、ばん具、首輪、ひき革、ひき当て、靴その他の装着具(材料を問わないものとし、動物用のものに限り。) フェニール樹脂製のもの及び合成樹脂製のものの以外のもの 機械用又はその他の工業用の革製品及びコンボジションレザー製品 二 その他のもの 毛皮(なめしてないものに限る。) 二 ミンク又はうさぎの毛皮のうち ミンクの毛皮 三 その他のもの りす又はむさび若しくはもんがの毛皮 その他のもの 木材(長さの方向にひいたもの又は平削りし若しくは丸はぎしたもの、更に加工してないものうち、厚さが五ミリメートルを超えるものに限る。) 三 松属、もみ属(カリホルニアレッドファーク、ゲランドフアーク、ノールフアーク及びバシフィックシルバファークを除く。)、とうひ属(シトカスプルスを除く。) まつ属のもの(厚さが一六〇ミリメートル以下のものに限る。) 松属、もみ属又はとうひ属のもの 木製のく(割り又は端をとがらせたものに限るものとし、縦にひいたものを除く)及びたが材並びにチップウッド、引抜材、チップ状又は小片状のバルブウッド及び食酢製造用又は液体清澄用に適するウッドシエービング並びに木製の棒(つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので、粗削りしたものに限るものとし、ろくろがけ、曲げその他の加工をしたものを除く。) 一 経木その他これに類する物品及び食酢製造用又は液体清澄用に適するウッドシエービング並びに木製の棒のうち 木製の棒 合板、ブロックボード、ラミンボード、パッテンボードその他これらに類する積層木材(ベニヤドパネル及びベニヤドシートを含む。) 合板 ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの	一〇・一% 七・四% 四・二% 八・八% 五・九% 一六・九% 七・四% 四・一% 九% 五・九% 一八・八%

四四・一七	改良木材(板状、ブロック状その他これらに類する形状のものに限る。)	一九・三%	六五・〇七	三 その他のもののうち 帽子用のすべり革、裏、カバト、ハットファンデーション、ハットブレイム(オペラハット用のスプリングブレイムを含む。)、ひさし及びあごひも	八・八%
四四・一八	再生木材(かんなくす、ウッドチップ、のこくず、木粉その他の木質のくずを天然又は人造の樹脂その他の有機結合剤で凝結した物品で、板状、ブロック状その他これらに類する形状のものに限る。)	一〇%	六六・〇三	第六六・〇一又は第六六・〇二号に該当する物品の部分品、トリミング及び付属品	七・四%
四四・一九	木製の玉縁及び縁形(縁加工をした腰羽目板その他の板を含む。)	一一・九%	七〇・〇九	一 貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、そうげ又はべつこうを用いたもの(自動車のもの以外のものを除く。)	一二・六%
四四・二八	その他の木製品	一〇・一%	七〇・一四	ガラス製の照明器具、信号用品及び光学用品(光学的に研磨したもの及び光学ガラス製のものを除く。)	六・八%
四八・〇一	紙及び板紙(セルロースウォッディングを含むものとし、ロール状又はシート状のものに限る。)	七・四%	七〇・一九	電気照明器具(フイラメント電球用のものを除く。)	六・二%
	二 その他のもの			ガラス製のビーズ、模造真珠、模造寶石、模造半寶石その他これらに類する装飾用細工品及びこれらを用いたガラス製品、ガラス製のキューブ及び小板(モザイク用その他これに類する装飾用のものとし、裏張りしてあるかどうかを問わない。)	
	(一) 包装用紙(一平方メートルの重量が三〇グラムを超え、三〇〇グラム以下のものに限る。)	一一・八%		ガラス製の眼鏡(がんに具用したものとし、人体用のものを除く。)	
	(二) クラフト紙及びクラフトライナー			ガラス製の眼鏡(がんに具用したものとし、人体用のものを除く。)	
	(三) 板紙(一平方メートルの重量が三〇〇グラムを超えるものに限る。)	七・七%		ガラス製の眼鏡(がんに具用したものとし、人体用のものを除く。)	
	(四) 白板紙、クラフトライナー及びクラフト板紙			ガラス製の眼鏡(がんに具用したものとし、人体用のものを除く。)	
六四・〇二	履物(本底が革製、コンボジションレザー製、ゴム製又は人造プラスチック製のものに限り、第六四・〇一に該当するものを除く。)		七一・一二	身辺用細工品及びその部分品(貴金属製又は貴金属を張った金属製のものを除く。)	五・四%
	二 その他のもの			銀製又は白金族の金属製のもの及び銀又は白金族の金属を用いたもの	一一・四%
	(一) 本底が革製のもののうち			その他のもののうち	
	キャンパスシューズ	一一・三・六%		金を用いたもの(金の部分の価格が全価格の八〇%に満たないものに限る。)	一二・六%
六四・〇三	履物(本底が木製又はコルク製のものに限り。)	六・八%		装飾用の鎖を除く。)	
六四・〇四	履物(本底がその他の材料製のものに限り。)	六・四%	七一・一三	細工品及びその部分品(貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限り、第七一・一二号に該当する物品を除く。)	
六四・〇五	履物の部分品(甲、中敷き及びねじ止め式かかとを含むものとし、金属製のものを除く。)	五・四%		金を用いたもので金の部分の価格が全価格の八〇%に満たないもの、銀製又は白金族の金属製のもの及び銀又は白金族の金属スプーン、はし及びブラシを除く。)	一二・六%
六四・〇六	二 その他のもの	七・四%		その他の製品(貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限り。)	
	一 革製のもの及び毛皮を用いたもの	五・四%	七一・一四	二 その他のもののうち	
	その他の帽子(裏張りしてあるか、又はトリミングしてあるかどうかを問わない。)	一二・六%		金を用いたもので金の部分の価格が全価格の八〇%に満たないもの、銀製又は白金族の金属製のもの及び銀又は白金族の金属を用いたもの以外のもの	一二・六%
六五・〇六	一 外側が毛皮製のもの	一〇・一%		白金族の金属を用いたもの以外のもの	
	二 革製のもの及び毛皮付きのもの(一に掲げるものを除く。)				

八五・一三	有線電話用又は有線電信用の機器（搬送通信機器を含む。）のうち搬送通信機器	四・五%
九〇・〇三	眼鏡の柄及び枠並びにこれらの部分品	一六・三%
九二・〇五	一 貴金属、これを張り若しくはめつきた金属又はべつこうを用いたもの	五・三%
九四・〇三	その他の吹奏楽器	五・七%
	その他の家具及びその部分品	
	三 その他のもののうち	
九八・〇一	木製のものの及び卑金属製のものの以外のもの	
	ボタン、ボタンモールド、飾りボタン、カフスボタン及びプレスファスナー（スナップファスナー及びプレススタッドを含む。）並びにこれらのブランク及び部分品	
	一 貴金属をめつきた金属、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの	二・六%
	二 その他のもの	
	（一）貝殻製のもの	
	B その他のものの	五・九%
九八・〇三	（二）その他のもの	八・八%
	万年筆、ボールペンその他のペン及びペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー、シャープペンシル並びにこれらの部分品及び附属品（第九八・〇四号又は第九八・〇五号に該当するものを除く。）	
	一 万年筆、ボールペン及びシャープペンシル	
	（一）軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの	二・二%
九八・一〇	メカニカルライタイターその他これに類するライタイター（ケミカルライタイター及び電気式ライタイターを含む。）及びこれらの部分品（発火性合金及びしんを除く。）	
	二 その他のもののうち	
	携帯用ガスライタイター	七%
	その他のライタイター	六・二%
九八・一二	喫煙用パイプ及びパイプボール、柄その他の喫煙用パイプの部分品（粗く成形した木製ブロックを含む。）並びにシガーホルダー、シガレットホルダー及びこれらの部分品	
	一 貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの	
	金、これを張り若しくはめつきた金属、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの（金を用いたものにあつては、金の部分の価格が全価格の八〇％に満たないものを除く。）	二・六%

別表第二第二〇八・〇一号中「三五％」を「二五％」に、「四五％」を「四〇％」に改める。
別表第二第二一六・〇二号中「二〇％」を「一五・六％」に改める。

一
二
三
四
五

別表第二第二〇・二〇二号中

グリーンピース

一五%

を

グリーンピース
ライプオリブ(気密容器入りのもの)
容器ともの一個の重量が一〇
キログラム以下のものに限り

一五%

に改める。

別表第二二〇・七号中

(一) その他のもののうち
トマトジュース以外のもの

一二%

を

(二) その他のもののうち
混合野菜ジュース(気密容器入りのもの)
を除く。

一〇・七%

に改める。

その他のもの(トマトジュースを除く。)

一二%

別表第二二二・七号中

おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの

二〇%

を

瓶詰に改める。

おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの

一九・七%

に、「かん詰、びん詰」を「缶詰」

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に改正前の国税暫定措置法第八条第一項の規定により関税の軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔河本嘉久蔵君登壇、拍手〕

○河本嘉久蔵君 ただいま議題となりました四法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案は、最近における国税の還付件数の増加傾向にかんがみ、事務の円滑化を図るため、国税の還付加算金の支払いについて、還付金等の支払いと同様の取り扱いができることにしようとするものであります。

法人税法の一部を改正する法律案は、最近における社会経済情勢と現下の厳しい財政事情に順応し、今後の税制改正の一環として、法人税の延納制度の縮減を図る等の改正を行おうとするものであります。

租税特別措置法の一部を改正する法律案は、法人税法と同じく、今後の税制改正の一環として、特定設備等の特別償却率の引き下げ、価格変動準備金の対象範囲の縮小等、既存の特別措置の整理合理化及び交際費課税の強化を行うほか、土地等の短期譲渡所得と長期譲渡所得の区分の基準を改め、長期譲渡所得に対する課税を軽減する等土地税制についての改善を図るとともに、同居の特別障害者に係る扶養控除等の特例を設け、あわせて中小企業者の貸し倒れ引当金の特例制度等期限の到来する特別措置について適用期限を延長する等、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、以上三案を一括して質疑を行い、法人税法、租税特別措置法改正二案については参考人の意見聴取を行いました。その間の詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、三案を一括して討論に入りましたところ、日本社会党を代表して穂山篤委員より法人税法、租税特別措置法改正二案に反対、自由民主党・自由国民会議を代表して衛藤征士郎委員より三案に賛成、公明党・国民会議を代表して塩出啓典委員より法人税法、租税特別措置法改正二案に反対、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より同じく二案に反対、民社党・国民連合を代表して三治重信委員より同じく二案に反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、国税収納金整理資金法改正案につきましては全会一致をもって、法人税法改正案及び租税特別措置法改正案は多数をもって、三案はいずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、法人税法、租税特別措置法改正二案に対する附帯決議を付しております。

次に、国税暫定措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、わが国の貿易の円滑な発展に資する見地から、東京ラウンド交渉に基づくわが国の関税譲許品目に係る実行関税率の段階的引き下げの一律二年分の繰り上げ及びウイスキー、半導体等の関税率の引き下げを行うとともに、アルミニウムの境に係る関税の免税制度を新設するほか、適用期限の到来する石油に係る関税の減税還付制度及びトウモロコシ等の暫定関税率に係る適用期限を延長する等、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○副議長(秋山長彦君) 法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案

律案に対し、討論の通告がございます。発言を許します。鈴木和美君。

〔鈴木和美君登壇、拍手〕

○鈴木和美君 私、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案に対して、反対の意を表明して討論を行うものであります。

五十年度に始まった赤字公債の発行は来年度で八回目を数え、累積発行高も三十二兆八千億円の巨額に達しているであります。加えて、最近の財政事情からいって、財政の赤字公債依存からの早期脱却を意図する政府の目標はますます困難の度を深めているのであります。

すなわち、五十六年度には酒税、物品税など国民大衆を中心に一兆四千億円という空前の大増税を行い、国債二兆円減額を目指したのであります。ところが、所得税減税の見送り及び賃上げ率の低下などによる個人消費の停滞、貿易摩擦の激化による輸出の鈍化など、わが国経済は政府の掲げた経済運営方針とは全くかけ離れたものであり、景気低迷の長期化を招いたのであります。このため、補正で赤字公債を含む六千三百億円の国債増発を余儀なくされ、さらにその上、一兆円をはるかに上回る歳入欠陥が不可避となっているのであります。これでは、財政再建の名のもとに、二回の晩酌を一回に切り詰めるなど大増税を強要された国民は何で納得できるでありません。

また、総理府の家計調査報告によると、勤労者世帯の実質可処分所得及び実質消費支出はいずれも二年連続の減少になっているなど、家計部門が悪化していることを示しております。しかるに、今次税制改正においても何らこれに代えていません。五十三年以降、五年の長きにわたって所得税減税を見送ろうとしているのであります。このことは、名目所得に対する課税が行われるため、隠された実質増税として家計を圧迫し、ひいては消費意欲を減退させる要因となるのであります。いまこそ長引く景気低迷から脱却するため、内需喚起の一環として、国民的要請となっている所得税減税を英断をもって行うべきであります。

わが党は、五党結束のもとに、一兆円減税を強く政府に要請いたしました。これが衆議院議長裁定のもとで、衆議院大蔵委員会です算成立後、五十七年度を含めた所得税減税実施に向けて具体案を協議する段取りとなっており、私も、参議院予算委員会の審議の経過も踏まえ、その成り行きに深く注目し、国民の要請する方向への実現に政府の積極的な努力を要請してまいる所存でございます。

そこで、両改正案の中身について見ますと、法人税法改正は、資金繰りの苦しい中小企業に対し、大法人と同じく一律に延納制度の縮減を強要することは、中小企業の活力をそぎ、企業倒産をも生じかねないと思われまします。また、貸し倒れ引当金の法定繰入率については、今回改正してもな

お実際の貸し倒れ発生率の三倍の水準にあり、引き下げ幅が不十分であります。さらに、当初予定されていた退職給付引当金制度の見直しは、財界の強い反発にあつて見送られたということであり、また、鈴木内閣の財界弱腰姿勢についても強い不満を表明せざるを得ません。

租税特別措置は、税制面の優遇を通じて所要の政策目標を達成させようとするものであります。しかし、政策目標が達成されれば当然廃止されるべきでありましよう。ところが、廃止されるべき特別措置も既得権化し、相も変わらず存続し、税負担の公平を阻害しています。また、政府は、租税特別措置による減収額のうち所得税が八千三百五十億円、法人税が二千二百億円で、企業関係税制を整理しても、それほど増収効果は期待できないと

の見解を述べております。しかし、私もが見直しを求めている法人の支払ひ配当課税制度や受取配当益金不算入制度による法人税の減収は、巨額に達しているものであります。これに対し政府は、法人税制の基本的な仕組みにかかわるものであり、企業優遇税制には当たらないとのあいまいな答弁を繰り返しているのではありません。また、所得税関係の租税特別措置による減収額は全体に比べかなりのウェイトを占めておりますが、勤労性所得と資産性所得の税負担のあり方について、果たして公平が保たれているかどうか疑問であります。改めて政府がこの問題について、税負担の公平を確保するという見地に

立って検討されることを要請しておきます。最後に、今回の土地税制の緩和は、高資産家たる地主階級に税優遇を与え、民間デベロッパの土地買いあさりを助長させ、地価上昇を招くことが懸念され、土地供給効果はきわめて乏しいものと言わざるを得ません。

住宅取得を願う勤労世帯では、地価や建設費の値上がり、賃金上昇率のスローダウンなどで住宅取得能力が年々低下しており、もはや持ち家取得は高ねの花とあきらめざるを得ないのであります。しかも、過去において狂乱的に地価をつり上げた大法人の土地取得も、所有期間十年を超えれば法人土地重課税制度も免れるという企業優遇的な措置も、国民感情を逆なでするものと言わざるを得ません。

以上によりまして、私もこの両案に対し反対するものであります。重ねて、補助貨幣回収準備金や外為特別会計の積立金など減税財源は調達できるのでありますから、景気対策上からも、さらには五十三年以降見送られてきた所得税の五十七年度を含む減税実現のため政府の積極的な努力を要請するとともに、五十七年度財政運営に当たっては、過去の失敗を検証しつつ、国民の信頼にこたえるよう対応されることを強く要請して、討論を終わります。(拍手)

○副議長(秋山長造君) これにて討論は終局いたしました。

昭和五十七年三月三十一日 参議院会議録第十号 議事日程追加の件 豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案

二三八

○副議長(秋山長造君) これより採決をいたします。

まず、国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

【賛成者起立】

○副議長(秋山長造君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

次に、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○副議長(秋山長造君) 過半数と認めます。

よって、両案は可決されました。

次に、関税暫定措置法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○副議長(秋山長造君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

委員会の審査状況に対応するため、これにて休憩いたします。

午前十時五十九分休憩

午後六時一分開議

○議長(徳永正利君) 休憩前に引き続き、会議を

開きます。

この際、日程に追加して、

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○議長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。災害対策特別委員長村沢牧君。

【審査報告書は都合により第十二号末尾に掲載】

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和五十七年三月十二日

衆議院議長 福田 一

参議院議長 徳永 正利殿

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案

法律

豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和六十七年三月三十一日」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十五条第一項中「行なう」を「行う」に、「昭和

五十六年度」を「昭和六十六年度」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に、「昭和五十六年度」を「昭和六十六年度」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律の一部改正)

2 行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律(昭和五十六年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

奥地等産業開発道路整備臨時措置法(昭和三十九年法律第百十五号)第五条第

二項を
豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十

七年法律第七十三号)第十四条第五項及び第

置法(昭和三十九年法律第百十五号)第五条第二

項
に改める。

【村沢牧君登壇、拍手】

○村沢牧君 ただいま議題となりました豪雪地帯

対策特別措置法の一部を改正する法律案につきま

して、災害対策特別委員会における審査の経過と

結果を御報告申し上げます。

本法律案は、特別豪雪地帯がいまなお後進性を

余儀なくされている現状にかんがみ、特別豪雪地

帯における基幹道路の整備の特例措置を引き続

き講じようとするものであり、その主な内容は、第

一に、特別豪雪地帯における基幹道路の改築も道

府県が代行できる期限を昭和六十七年三月三十一

日まで延長することとしております。第二に、特

別豪雪地帯における公立の小学校及び中学校の施

設等に対する国の負担割合を三分の二とする特例

措置の適用期限を昭和六十六年度まで延長するこ

ととしております。第三に、特別豪雪地帯におけ

る基幹道路の整備に要する経費に係る国の負担ま

たは補助について、いわゆる行革特例法を適用す

ることとしております。

委員会におきましては、地域特例の縮減措置に

ついての財政金融上の措置、積雪地方に対する総

合的対策の確立等について質疑が行われました

が、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、本法

律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきも

のと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(徳永正利君) これより採決をいたしま

す。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(徳永正利君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(徳永正利君) この際、日程に追加して、砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長坂元親男君。

〔審査報告書は都合により第十二号末尾に掲載〕

掲載

砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和五十七年三月二十六日

衆議院議長 福田 一

参議院議長 徳永 正利殿

砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律

砂糖の価格安定等に関する法律(昭和四十年法律第九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 国内産糖及び国内産ぶどう糖の価格支持に関する措置(第十九条―第二十九条)」を「第二章の二 異性化糖の砂糖との価格調整に関する措置(第十八条の二―第十八条の八)」に、「補則(第三十条・第三十一条)」を「雑則(第三十条―第三十四条)」に、「第三十二条・第三十三条」を「第三十五条―第三十七条」に改める。

第一条中「防止するための措置」の下に、「異性化糖の砂糖との価格調整に関する措置」を加える。

第二条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 この法律において「異性化糖」とは、でん粉を酵素又は酸により加水分解して得られた主としてぶどう糖からなる糖液を酵素又はアルカリにより異性化した果糖又はぶどう糖を主成分とする糖をいう。

第十条第一項第一号イ中「乗じて得た額」の下に「から当該輸入申告の時に適用される農林水産大臣の定める額(粗糖以外の指定糖にあつては、その種類に応じて、当該額に農林水産省令で

定めるところにより算出される額を加減して得た額。以下この号において同じ。)(当該農林水産大臣の定める額がその乗じて得た額を超えるときは、その乗じて得た額を控除して得た額)を加え、同号ロ中「乗じて得た額」の下に「から当該輸入申告の時に適用されるイの農林水産大臣の定める額(当該額がその乗じて得た額を超えるときは、その乗じて得た額)を控除して得た額」を加える。

第十条第三項を次のように改める。

3 第一項第一号イの農林水産大臣の定める額は、第十八条の三第一項の期間ごとにその各期間を適用期間とし、その適用期間における第十八条の二第一項の異性化糖調整基準価格と第十八条の三第一項の異性化糖の平均移出価格(当該異性化糖の平均移出価格が当該異性化糖調整基準価格以上の額である場合には、当該異性化糖調整基準価格)との差額にその適用期間の属する砂糖年度に係る第十八条の六第一項の農林水産大臣の定める率を乗じて得た額に、当該年度の前年度における異性化糖の製造数量を基準とし当該年度におけるその製造数量の見込数量を参酌して定めた異性化糖の推定製造数量を政令で定めるところにより標準異性化糖(農林水産省令で定める規格の異性化糖に含まれる固形分としての糖をいう。以下同じ。)の数量に換算した数量(同条第二項において「標準異性化糖推定製造数量」という。)を当該年度における前項

に規定する砂糖及び国内産ぶどう糖の推定供給数量で除して得た数に乘じて得た額を政令で定めるところにより輸入に係る粗糖についての事業団の売戻しの価格に換算した額を限度として、定めるものとする。

第十条に次の一項を加える。

4 第三条第六項の規定は第一項第一号イの農林水産大臣の定める率について、第七条第二項から第四項までの規定は同号イの農林水産大臣の定める額について、それぞれ、準用する。この場合において、同条第三項中「海外における粗糖の市価が著しく騰貴した場合」とあるのは「第十八条の二第一項の異性化糖調整基準価格又は第十八条の三第一項の異性化糖の平均移出価格が改定された場合」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第十条第三項」と、「政令で定める期間」とあるのは「第十八条の三第一項の期間」と読み替えるものとする。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 異性化糖の砂糖との価格調整に関する措置

(異性化糖の事業団への売渡し)

第十八条の二 農林水産省令で定める施設により異性化糖を製造する者(以下「異性化糖製造者」という。)は、製造した異性化糖をその製造場から移出する場合においてその移出の時に適用される次条第一項の異性化糖の平均移出価

昭和五十七年三月三十一日 参議院会議録第十号

議事日程追加の件 砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

二二二九

昭和五十七年三月三十一日 参議院会議録第十号

砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

二四〇

格が異性化糖調整基準価格(国内産糖合理化目標価格を政令で定めるところにより標準異性化糖の価格に換算して農林水産大臣が定める価格をいう。以下同じ。)に満たない額であるときは、その移出に係る異性化糖を事業団に売り渡さなければならない。ただし、輸入に係る粗糖につき当該移出の時に適用される平均輸入価格が国内産糖合理化目標価格に満たない額である場合であり、かつ、当該移出の時に適用される同項の異性化糖の平均移出価格が当該移出の時に適用される異性化糖標準価格(第七条第一項の政令で定める期間(当該期間をその適用期間とする平均輸入価格が国内産糖合理化目標価格以上の額である場合における当該期間を除く。)ごとにその各期間を適用期間とし、その期間における輸入に係る粗糖についての第十条第一項第一号に規定する事業団の売戻しの価格を政令で定めるところにより標準異性化糖の価格に換算して農林水産大臣が定める価格をいう。以下同じ。)を超える場合は、この限りでない。

2 異性化糖調整基準価格は、毎砂糖年度、当該年度の開始前十五日までに定めなければならない。

3 異性化糖調整基準価格は、第四条第一項の規定により国内産糖合理化目標価格が改定される場合には、併せて改定しなければならない。

4 農林水産大臣は、異性化糖調整基準価格を定め、又はこれを改定したときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

5 第七条第二項から第四項までの規定は、異性化糖標準価格について準用する。この場合において、同条第三項中「海外における粗糖の市価が著しく騰貴した場合」とあるのは「平均輸入価格の改定により輸入に係る粗糖についての第十条第一項第一号に規定する事業団の売戻しの価格が変動する場合」と、「改定することができ」とあるのは「併せて改定しなければならない」と、「同条第四項中「第一項の」とあるのは「第十八条の二第一項ただし書の異性化糖標準価格の決定に関する」と、「政令で定める期間」とあるのは「第七条第一項の政令で定める期間(当該期間をその適用期間とする平均輸入価格が国内産糖合理化目標価格以上の額である場合における当該期間を除く。)」と読み替えるものとする。

6 第一項の規定による異性化糖の売渡しは、当該異性化糖をその製造場から移出する前に、売渡申込書を事業団に提出しなければならない。

7 前項の規定による売渡申込書の提出があつた場合における当該申込みに対する事業団の承諾に関し必要な事項は、政令で定める。

8 異性化糖製造者が異性化糖の製造場において行う次の行為は、製造した異性化糖のその製造

場からの移出とみなす。

一 製造した異性化糖と当該異性化糖以外の物とを混合すること。

二 製造した異性化糖を消費すること。

9 異性化糖製造者が異性化糖の製造を廃止する場合において、製造した異性化糖がその製造場に現存するときは、当該異性化糖製造者がその製造を廃止する日に当該異性化糖を当該製造場から移出するものとみなす。

(異性化糖平均移出価格)

第十八条の三 異性化糖の平均移出価格(以下「異性化糖平均移出価格」という。)は、標準異性化糖につき、政令で定めるところにより砂糖年度を区分した期間ごとにその各期間を適用期間とし、政令で定めるところにより、異性化糖の原料でん粉の価格並びに異性化糖の製造及び販売に要する標準的な費用の額を基準として、農林水産大臣が定める。

2 第七条第二項から第四項までの規定は、異性化糖平均移出価格について準用する。この場合において、同条第三項中「海外における粗糖の市価が著しく騰貴した場合」とあるのは「異性化糖の原料でん粉の価格が著しく変動した場合」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第十八条の三第一項」と、「政令で定める期間」とあるのは「政令で定めるところにより砂糖年度を区分した期間」と読み替えるものとする。

(異性化糖の買入れの価格)

第十八条の四 第十八条の二第二項の規定による売渡しに係る異性化糖についての事業団の買入れの価格は、当該異性化糖の移出の時に適用される異性化糖平均移出価格(標準異性化糖以外の異性化糖にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該異性化糖平均移出価格に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額)とする。

(異性化糖の売戻し)

第十八条の五 事業団は、第十八条の二第一項の規定による異性化糖の売渡しをした者に対し、その異性化糖を売り戻さなければならない。

2 第九条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による異性化糖の売戻しについて準用する。

この場合において、同条第二項中「第五条第一項又は第六条第一項の規定による指定糖の売渡し」とあるのは「第十八条の二第一項の規定による異性化糖の売渡し」と、「その売渡しに係る指定糖」とあるのは「その売渡しに係る異性化糖」と、同条第三項中「第五条第一項の規定による指定糖の売渡し」とあるのは「第十八条の二第一項の規定による異性化糖の売渡し」と読み替えるものとする。

(異性化糖の売戻しの価格)

第十八条の六 前条第一項の規定による事業団の異性化糖の売戻しの価格は、異性化糖調整基準価格(標準異性化糖以外の異性化糖にあつて

は、農林水産省令で定める規格の区分に応じ、当該異性化糖調整基準価格に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額」と当該異性化糖の移出の時に適用される異性化糖平均移出価格(標準異性化糖以外の異性化糖にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該異性化糖平均移出価格に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額。以下この項において同じ。)との差額に当該移出の日の属する砂糖年度に係る農林水産大臣の定める率を乗じて得た額を当該異性化糖平均移出価格に加えて得た額とする。ただし、輸入に係る粗糖につき当該移出の時に適用される平均輸入価格が国内産糖合理化目標価格に満たない額である場合

であり、かつ、当該加えて得た額が当該移出の時に適用される異性化糖標準価格(標準異性化糖以外の異性化糖にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該異性化糖標準価格に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額。以下この項において同じ。)を超える場合は、当該異性化糖の売戻しの価格は、当該異性化糖標準価格とする。

2 前項の農林水産大臣の定める率は、毎砂糖年度、当該年度の開始前十五日までに、当該年度における第十条第二項に規定する国内産糖及び国内産ぶどう糖の推定総製造数量を当該年度に

おける同項に規定する砂糖及び国内産ぶどう糖の推定供給数量と標準異性化糖推定製造数量に砂糖の価格形成に及ぼす異性化糖の影響の程度を示すものとして政令で定めるところにより算出される数を乗じて得た数量との合計数量で除して得た数に当該算出される数を乗じて得た数を限度として、定めるものとする。

3 第三条第六項の規定は、第一項の農林水産大臣の定める率について準用する。

(異性化糖の移出の制限)

第十八条の七 異性化糖製造者は、第十八条の二第一項の規定による売渡しをすべき異性化糖を、事業団に売り渡し、かつ、事業団から買い戻した後でなければ、移出してはならない。

(製造開始等の届出)

第十八条の八 第十八条の二第一項の施設により異性化糖を製造しようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならぬ。異性化糖製造者がその製造を廃止し、又は休止しようとする場合も、同様とする。

2 異性化糖製造者は、前項の規定による届出に係る事項に変更があつたときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に届け出なければならない。

「第四章 補則」を「第四章 雑則」に改める。

第三十三条中「前条を」「前二条」に、「同条の罰金刑」を「各本条の刑」に改め、同条を第三十七条

とする。

第三十二条中「三万円」を「十万円」に改め、同条第一号中「第十六条」の下に「又は第十八条の八第一項若しくは第二項を加え、同条第二号中「第三十条」を「第三十三条」に、「前条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同条を第三十六条とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。

第三十五条 第十八条の七の規定に違反した者は、三百万円以下の罰金に処する。

第三十一条第一項中「ぶどう糖製造事業者」の下に、「異性化糖製造者」を、「精製糖」の下に「若しくはでん粉」を加え、「甘じよでん粉若しくは馬鈴しよでん粉」を「異性化糖若しくはでん粉」に改め、第四章中同条を第三十四条とし、第三十条を第三十三条とし、同条の前に次の見出し及び三条を加える。

(輸入に係る指定糖及び異性化糖の売戻しの価格の特例)

第三十条 農林水産大臣は、砂糖の市価が平均輸入価格又は輸入に係る粗糖につき第十条第一項の規定により定められる事業団の売戻しの価格を政令で定めるところにより精製糖の価格に換算した額を下回つて推移し、又は推移するおそれがある場合において、第二十四条第一項又は前条第一項の規定により国内産糖又は国内産ぶどう糖の売戻しの価格が砂糖の市価を参酌して定めるところとされていることからみて、事業団の行う国内産糖及び国内産ぶどう糖の買入れ及

び売戻しの業務の適正円滑な運営に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、その事態に対処するため、事業団に対し、次条第一項及び第三十二条第一項に規定する売戻しの価格により売戻しをすべきことを指示するとともに、その旨を告示するものとする。

2 農林水産大臣は、前項に規定する事態が消滅したと認めるときは、遅滞なく、同項の指示を取り消すとともに、その旨を告示するものとする。

第三十一条 第五条第一項の規定による指定糖の売渡し申込みがあつた場合において、その申込みをした指定糖輸入申告者等の当該申込みの日の属する農林水産省令で定めるところにより砂糖年度を区分した期間における指定糖の売渡申込数量を政令で定めるところにより粗糖の数量に換算した数量を合計した数量が通常年のその者に対する当該期間における指定糖の第九条第一項の規定による売戻しの数量を政令で定めるところにより粗糖の数量に換算した数量を合計した数量として農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣が定めてその者及び事業団に通知した数量(その数量によることが著しく不適当であると認められる場合において、通常年のその者の当該期間における指定糖の輸入数量等を基礎として農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣が定める数量をその者及び事業団に通知したときは、当該数量)を超える

昭和五十七年三月三十一日 参議院會議録第十号

砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

二四二

ときは、その超える数量に係る指定糖の前条第一項の規定による告示が行われた日から同条第二項の規定による告示が行われる日までの間における事業団の売戻しの価格は、第十条第一項第一号の規定にかかわらず、同号に規定する売戻しの価格に、政令で定めるところにより砂糖の供給数量の増加が砂糖の市価並びに国内産糖及び国内産ぶどう糖の事業団の売戻しの価格に及ぼす影響の程度を参酌して粗糖につき当該超える数量に係る指定糖の輸入申告の日の属する砂糖年度について農林水産大臣が定める額（粗糖以外の指定糖にあつては、その種類に応じ、当該額に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額）を加えて得た額とする。

2 前項に規定する農林水産大臣の通知は、前条第一項の規定による告示が行われた日（当該告示が行われた日後四日から同条第二項の規定による告示が行われる日までを開始する前項の期間にあつては、当該期間の初日前三日まで）に（農林水産省令で定める過去一定年間に事業団への売渡しの申込みをしていない者で、その日以後当該申込みをしたものについては、当該申込みの後遅滞なく）しなければならない。

3 第一項の農林水産大臣が定める額は、毎砂糖年度、当該年度の開始前十五日までに定めて告示するものとする。

第三十二条 第十八条の二第一項の規定による異

性化糖の売渡しの申込みがあつた場合において、その申込みをした異性化糖製造者の当該申込みの日の属する前条第一項の期間における異性化糖の売渡申込数量を政令で定めるところにより標準異性化糖の数量に換算した数量を合計した数量が通常年のその者に対する当該期間における異性化糖の第十八条の五第一項の規定による売戻しの数量を政令で定めるところにより標準異性化糖の数量に換算した数量を合計した数量として農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣が定めてその者及び事業団に通知した数量（その数量によることが著しく不適当であると認められる場合において、通常年のその者の当該期間における異性化糖の製造数量等を基礎として農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣が定める数量をその者及び事業団に通知したときは、当該数量）を超えるときは、その超える数量に係る異性化糖の第三十条第一項の規定による告示が行われた日から同条第二項の規定による告示が行われる日までの間における事業団の売戻しの価格は、第十八条の六第一項の規定にかかわらず、同項に規定する売戻しの価格に、前条第一項の農林水産大臣が定める額を基準とし砂糖と異性化糖との性状、用途、市価等の差異を勘案して標準異性化糖につき当該超える数量に係る異性化糖の移出の日の属する砂糖年度について農林水産大臣が定める額（標準異性化糖以外の異性化糖にあつて

は、農林水産省令で定める規格の区分に応じ、当該額に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額）を加えて得た額とする。

2 前条第二項の規定は前項に規定する農林水産大臣の通知について、同条第三項の規定は前項の農林水産大臣が定める額について、それぞれ、準用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の砂糖の価格安定等に関する法律（以下「新法」という。）第十条の規定は、昭和五十七年十月一日以後に輸入申告をする指定糖について適用するものとし、同日前に輸入申告をする指定糖については、なお従前の例による。

第三条 新法第二章の二（第十八条の八を除く。）

第三十二条、第三十五条及び第三十七条（第三十五条に係る部分に限る。）の規定は、昭和五十七年十月一日以後にその製造場から移出する異性化糖について適用する。

第四条 昭和五十七年十月一日以後三年を経過する日までの間における新法第三十二条第一項の規定の適用については、同項中「通常年のその者に対する当該期間における異性化糖の第十八

条の五第一項の規定による売戻しの数量を政令で定めるところにより標準異性化糖の数量に換算した数量を合計した数量として農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣が定めてその者及び事業団に通知した数量（その数量によることが著しく不適当であると認められる場合において、通常年のその者の当該期間における異性化糖の製造数量等を基礎として農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣が定める数量をその者及び事業団に通知したときは、当該数量）とあるのは、「通常年のその者の当該期間における異性化糖の製造数量を政令で定めるところにより標準異性化糖の数量に換算した数量等を基礎として農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣が定めてその者及び事業団に通知した数量」とする。

第五条 この法律の施行の際現に新法第十八条の二第一項の施設により異性化糖を製造している者は、この法律の施行の日から一月以内に、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、新法第十八条の八第二項の規定の適用については、同条第一項前段の規定による届出とみなす。

第六条 前条第一項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、

使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第七条 この法律の施行の日の属する砂糖年度に

ついての新法第三十一条第一項の農林水産大臣が定める額は、同条第三項の規定にかかわらず、同日に定めて告示するものとする。

(蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部改正)

第八条 蚕糸砂糖類価格安定事業団法(昭和五十六年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「価格調整」の下に「異性化糖の砂糖との価格調整」を加える。

第二十八条第一項第二号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 異性化糖の買入れ及び売戻しを行うこと。

第三十七条第三項中「売戻しの価格」の下に

「(同法第三十条第一項の規定による告示が行われた場合において、同法第三十一条第一項に規定する売戻しの価格により売戻しがされるときは、当該売戻しの価格)」を加える。

(農林水産省設置法の一部改正)

第九条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項第十三号及び第十二條第十六号

中「及びぶどう糖」を「ぶどう糖及び異性化糖」に改める。

〔坂元親男君登壇 拍手〕

○坂元親男君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、異性化糖の砂糖との価格調整に関する措置並びに指定糖及び異性化糖の蚕糸砂糖類価格安定事業団の売り戻しの価格の特例措置等を定めようとするものであります。

委員会におきましては、甘味の需給動向、異性化糖を事業団売買の対象とする理由、市価参酌の意義等について質疑が行われました。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、各会派共同提案による附帯決議を全会一致をもって行いました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(徳永正利君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(徳永正利君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(徳永正利君) この際、日程に追加して、

沖縄振興開発特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。沖縄及び北方問題に関する特別委員長大鷹淑子君。

〔審査報告書は都合により第十二号末尾に掲載〕

掲載

沖縄振興開発特別措置法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和五十七年三月十二日

衆議院議長 福田

参議院議長 徳永 正利殿

沖縄振興開発特別措置法等の一部を改正する法律案

沖縄振興開発特別措置法等の一部を改正する法律

(沖縄振興開発特別措置法の一部改正)

第一条 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「昭和四十七年度」を「昭和五十七年度」に改める。

第四十八条を次のように改める。

第四十八条 削除

第五十一条中「及びその他の地域のうち旧過疎地域対策緊急措置法第二条及び第二十三条の規定の例に準じ政令で定める基準に従い沖縄開発庁長官が自治大臣に協議して指定した地域」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

第五十五条第一項中「、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)」を削る。

附則第三条第一項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和六十七年三月三十一日」に改め、

昭和五十七年三月三十一日 参議院会議録第十号

沖繩振興開発特別措置法等の一部を改正する法律案

二四四

同条第二項の表中「昭和五十七年度」を「昭和六十七年度」に改め、「第四十八条」を削り、「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和六十七年三月三十一日」に、「行なわれる」を「行われる」に改める。

別表家畜保健衛生所の項、結核療養所の項及び婦人相談所等の項を削る。

(沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第二条 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第八十条第一項(第四号及び第六号を除く。)
及び第三項、第八十二条、第八十三条第一項及び第二項、第八十四条第一項並びに第八十五条第一項の規定中「十年」を「十五年」に改める。

(沖繩振興開発金融公庫法の一部改正)

第三条 沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第三号ニ中「土地を取得し、造成し、及び譲渡する事業又は土地を造成し、及び譲渡する事業」を「土地若しくは借地権を取得し、土地を造成し、及び土地若しくは借地権を譲渡する事業又は土地を造成し、及び土地若しくは借地権を譲渡する事業に改め、「地方公共団体」の下に、並びに土地区画整理事業を行う者」を加え、同条第二項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 土地区画整理事業 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二条第一項に規定する土地区画整理事業をいう。

第二十七条第二項中「貸付金」の下に「(政令で定める貸付金に限る。)」を加え、「土地」を「住宅、土地又は借地権」に、「沖繩振興開発金融公庫宅地債券(以下「宅地債券」という。)」を「沖繩振興開発金融公庫住宅宅地債券(以下「住宅宅地債券」という。)」に改め、同条第三項、第五項及び第七項中「宅地債券」を「住宅宅地債券」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。ただし、第一条中沖繩振興開発特別措置法附則第三条第一項及び第二項の改正規定並びに第二条の規定は公布の日から、第三条並びに附則第三条及び第四条の規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(沖繩振興開発特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正前の沖繩振興開発特別措置法(以下「旧沖繩振興開発特別措置法」という。)
第三条の沖繩振興開発計画に基づき事業で、昭和五十七年度以後に繰り越される国の負担金又は補助金に係るものは、第一条の規定による改正後の沖繩振興開発特別措置法

(以下「新沖繩振興開発特別措置法」という。)
第三条の沖繩振興開発計画(以下「新計画」という。))に基づく事業とみなして、新沖繩振興開発特別措置法第五条から第八条まで及び第四十九条の規定を適用する。

2 この法律の施行の際、旧沖繩振興開発特別措置法第四十八条第一項の規定により関係行政機関の長が指定している同項に規定する市町村道等(過疎地域振興特別措置法(昭和五十五年法律第十九号)第二条第一項に規定する過疎地域に該当する地域以外の地域内のものに限る。))の新設又は改築で当該新設又は改築が完了していないものについては、旧沖繩振興開発特別措置法第四十八条の規定は、昭和六十一年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「振興開発計画」とあるのは、「振興開発計画(沖繩振興開発特別措置法等の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第 号)第一条の規定による改正前の沖繩振興開発特別措置法第三条の沖繩振興開発計画を含む。)」とする。

3

昭和五十七年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で、新計画が決定されるまでの間に、沖繩の振興開発のため緊急に実施する必要があるものとして沖繩開発庁長官が関係行政機関の長に協議して決定したものについては、当該事業を新計画に基づく事業とみなして、新沖繩振興開発特別措置法の規定(前項の

規定によりなおその効力を有することとされる旧沖繩振興開発特別措置法第四十八条の規定を含む。))を適用する。

(公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正)
第三条 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第二号及び第三項中「沖繩振興開発金融公庫宅地債券」を「沖繩振興開発金融公庫住宅宅地債券」に改める。

(勤労者財産形成促進法の一部改正)

第四条 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第六条第三号中「第二十七条第二項に規定する宅地債券」を「第二十七条第二項に規定する住宅宅地債券」に改める。

(沖繩開発庁設置法の一部改正)

第五条 沖繩開発庁設置法(昭和四十七年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「及び第四十八条」を削る。

附則第三条第二項中「第九条第一項の」を「第九条第一項各号に掲げる」に、「前項の」を「第一項に規定する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 振興局は、第五条第三項に規定する事務のほか、昭和六十一年三月三十一日までの間、沖繩振興開発特別措置法等の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第 号)附則第二

条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の沖縄振興開発特別措置法第四十八条の規定に係る事務をつかさどる。

〔大鷹淑子君登壇、拍手〕

○大鷹淑子君 ただいま議題となりました沖縄振興開発特別措置法等の一部を改正する法律案につきまして、沖縄及び北方問題に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、本土復帰後、満十年を迎える沖縄の社会経済情勢にかんがみ、引き続き沖縄の振興開発を図るため次の三法を改正しようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、沖縄振興開発特別措置法を改正し、同法の有効期限を十年延長して、新たに十九年にわたる振興開発計画を策定するとともに、これに基づき事業を推進すること。第二に、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律を改正し、内国消費税及び関税に関する特例措置の適用期限をそれぞれ五年延長すること。第三に、沖縄振興開発金融公庫法を改正し、宅地造成事業に係る貸付対象の拡大等を図ることなどあります。

委員会におきましては、第一次振興開発計画の実績と第二次振興開発計画の構想、水資源及び電力・エネルギー問題、雇用対策と産業振興、米軍基地の整理縮小と跡地利用等について質疑が行われ

れましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し、今後の沖縄振興開発の推進に関する八項目にわたる附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(徳永正利君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(徳永正利君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(徳永正利君) この際、日程を追加して、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

の一部分を改正する法律案
国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

〔いずれも衆議院提出〕

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。議院運営委員長松岡徳太郎君。

〔審査報告書は都合により第十二号末尾に掲載〕

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

昭和五十七年三月二十六日

衆議院議長 福田 一
参議院議長 徳永 正利殿

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
法律の一部を改正する法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

議員の歳費月額額は、第一条及び国会法第三十五条の規定にかかわらず、昭和五十八年三月三十一日までの間は、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第九十七号)による改正前の特別職の職員の給与に関する法律別表第一に掲げる政務次官の俸給月額に相当する金額とする。

附 則

1 この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

2 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

附則第一項ただし書中「改正規定」の下に「並びに附則第四項の規定」を加える。

附則に次の一項を加える。

4 政務次官、内閣官房副長官及び総理府総務副長官のうち国会議員から任命されたものの俸給月額額は、改正後の法第三条及び別表第一の規定にかかわらず、昭和五十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

〔審査報告書は都合により第十二号末尾に掲載〕

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

昭和五十七年三月二十六日

衆議院議長 福田 一
参議院議長 徳永 正利殿

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律
国会議員の秘書の給料等に関する法律(昭和三十

昭和五十七年三月三十一日 参議院會議録第十号 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案外一件

十二年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の第三第一項第四号中「二十年以上」を「二十年以上二十五年未満」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五 在職期間が二十五年以上の場合 百分の二
十五

附則

この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

〔松垣徳太郎君登壇、拍手〕

○松垣徳太郎君 ただいま議題となりました二法律案につきまして御報告申し上げます。

まず、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案は、昨年の特別職の職員の給与に関する法律の一部改正により、本年四月から政務次官の俸給月額が改定されることに伴い、同様に改定される予定の議員の歳費月額を昭和五十八年三月三十一日までの間は従前の額に据え置くとともに、政務次官等のうち国会議員から任命されたものの俸給月額についても同様に据え置くこととあります。

議員

次に、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案は、在職期間が二十五年以上の国会議員の秘書に、本俸の二五%の勤続特別手当を支給しようとするものであります。				以上二件は、いずれも委員会におきまして審査の結果、可決すべきものと全会一致をもって決定いたしました。			
以上御報告申し上げます。(拍手)				○議長(徳永正利君) これより両案を一括して採決いたします。			
両案に賛成の諸君の起立を求めます。				○議長(徳永正利君) 総員起立と認めます。			
〔賛成者起立〕				よって、両案は全会一致をもって可決されました。			
本日はいこれにて散会いたします。				午後六時十三分散会			
出席者は左のとおり。							
議長	徳永正利君	副議長	秋山長造君	鶴岡洋君	中野鉄造君	安井謙君	大石武一君
				大川清幸君	渡部通子君	青島幸男君	江田五月君
				和泉昭雄君	馬場富君	森田重郎君	前島英三郎君
				高木健太郎君	小西博行君	喜屋武貞榮君	秦豊君
				桑名義治君	中野明君	田英夫君	野末陳平君
				三木忠雄君	中村鋭一君	宇都宮徳馬君	三浦八水君
				伊藤郁男君	大坪健一郎君	松尾官平君	井上孝君
				塩出啓典君	太田淳夫君	板垣正君	岩本政光君
				原田立君	宮崎正義君	山本富雄君	谷川寛三君
				柳澤鍊造君	井上計君	円山雅也君	堀江正夫君
				前田勲男君	岩上二郎君	降矢敬雄君	降矢敬義君
				藤原房雄君	峯山昭範君	福島茂夫君	下条進一郎君
				黒柳明君	田代富士男君	戸塚進也君	平井卓志君
				三治重信君	柄谷道一君	林直君	安孫子藤吉君
				坂元親男君	矢追秀彦君	井上吉夫君	大鷹淑子君
				鈴木一弘君	渋谷邦彦君	遠藤要君	細川護熙君
				柏原ヤス君	栗林卓司君	河本嘉久蔵君	金井元彦君
				木島則夫君	中村禎二君	片山正英君	嶋崎均君
				志村愛子君	二宮文造君	稲嶺一郎君	中村太郎君
				多田省吾君	小平芳平君	中西一郎君	松垣徳太郎君
				中尾辰義君	藤井恒男君	八木一郎君	郡祐一君
				田瀬哲也君	新谷寅三郎君	田中正巳君	白井莊一君
						熊谷太三郎君	源田実君

安田 隆明君	藤田 正明君	加藤 武徳君	藏内 修治君	対馬 孝且君	小谷 守君	阿具根 登君	藤田 進君
北 修二君	田原 武雄君	木村 睦男君	小澤 太郎君	本岡 昭次君	鈴木 和美君	八百板 正君	上田耕一郎君
竹内 潔君	成相 善十君	増岡 康治君	真鍋 賢二君	山田 謙君	坂倉 藤吉君	宮本 顕治君	
林 寛子君	宮澤 弘君	美濃部亮吉君	山田耕三郎君	下田 京子君	佐藤 三吾君	國務大臣	
杉山 令肇君	藤井 孝男君	中山 千夏君	福田 宏一君	大森 昭君	松前 達郎君	法務大臣	坂田 道太君
村上 正邦君	松浦 功君	仲川 幸男君	名尾 良孝君	龜山 篤君	高杉 勉忠君	外務大臣	櫻内 義雄君
森山 眞弓君	田代由紀男君	内藤 健君	梶原 清君	近藤 忠孝君	勝又 武一君	大蔵大臣	渡辺美智雄君
井上 裕君	江島 淳君	川原新次郎君	関口 恵造君	安恒 良一君	吉田 正雄君	文部大臣	小川 平二君
大河原太一郎君	大木 浩君	田沢 智治君	高木 正明君	大木 正吾君	安武 洋子君	農林水産大臣	田澤 吉郎君
岡部 三郎君	堀内 俊夫君	村沢 牧君	熊谷 弘君	佐藤 昭夫君	広田 幸一君	通商産業大臣	安倍晋太郎君
遠藤 政夫君	藤井 裕久君	亀長 友義君	金丸 三郎君	矢田部 理君	志苦 裕君	郵政大臣	箕輪 登君
野呂田芳成君	中村 啓一君	衛藤征士郎君	岩崎 純三君	福岡 知之君	粕谷 照美君	労働大臣	初村滝一郎君
高平 公友君	高橋 圭三君	伊江 朝雄君	後藤 正夫君	片山 莚市君	沓脱タケ子君	建設大臣	始関 伊平君
鈴木 正一君	大島 友治君	丸谷 金保君	秦野 章君	山中 郁子君	片岡 勝治君	自治大臣	世耕 政隆君
亀井 久興君	岡田 広君	鳩山威一郎君	宮田 輝君	宮之原貞光君	和田 静夫君	國務大臣 (総理府総務長官)	田邊 國男君
上條 勝久君	斎藤栄三郎君	森下 泰君	佐々木 漢君	松本 英一君	竹田 四郎君	國務大臣 (北海道開発庁長官)	松野 幸泰君
坂野 重信君	夏目 忠雄君	目黒今朝次郎君	寺田 熊雄君	山崎 昇君	立木 洋君	國務大臣 (国土庁長官)	
山東 昭子君	梶木 又三君	石本 茂君	鈴木 省吾君	小山 一平君	小野 明君		
斎藤 十朗君	古賀雷四郎君	長田 裕二君	内藤善三郎君	川村 清一君	田中寿美子君		
小林 国司君	上田 稔君	土屋 義彦君	村田 秀三君	西ヶ久保重光君	戸叶 武君		
山崎 竜男君	増田 盛君	野田 哲君	初村滝一郎君	小笠原貞子君	市川 正一君		
中山 太郎君	西村 尚治君	世耕 政隆君	原文兵衛君	瀬谷 英行君	青木 新次君		
楠 正俊君	山内 一郎君	岩動 道行君	玉置 和郎君	赤桐 操君	小柳 勇君		

議長の報告事項
去る十九日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

れた。

行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律案(閣法第七二号)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を通信委員会に付託した。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第一号)

同日議長から次の質問主意書が提出された。

いわゆるシロレーン防衛政策に関する質問主意書(秦豊君提出)

国家備蓄政策に関する質問主意書(秦豊君提出)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

運輸政策審議会の答申に関する質問主意書(秦豊君提出)

去る二十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

補欠

山中 郁子君

宮本 顯治君

外務委員

辞任

補欠

宮澤 弘君

鈴木 省吾君

大蔵委員

辞任

補欠

鈴木 省吾君

宮澤 弘君

大河原太一郎君

関口 恵造君

社会労働委員

辞任

補欠

関口 恵造君

大河原太一郎君

運輸委員

辞任

補欠

原 文兵衛君
国会法第四十二
条第二項但書の
規定によるもの
伊江 朝雄君
国会法第四十二
条第三項の規定
によるもの

通信委員

辞任

補欠

宮本 顯治君

山中 郁子君

予算委員

辞任

補欠

藤井 裕久君

熊谷太三郎君

宮澤 弘君

下条進一郎君

伊江 朝雄君

田中 正巳君

大島 友治君

岩動 道行君

田代由紀男君

源田 実君

渡部 通子君

中野 鉄造君

市川 正一君

立木 洋君

田沢 哲也君
中村 鋭一君
議院運営委員

辞任

補欠

下条進一郎君

宮澤 弘君

田中 正巳君

中西 一郎君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

科学技術振興対策特別委員

辞任

補欠

佐藤 昭夫君

山中 郁子君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

内閣委員会

理事 片岡 勝治君 (矢田部理君の補欠)

地方行政委員会

理事 亀長 友義君 (亀長友義君の補欠)

理事 山田 謙君 (志苦裕君の補欠)

社会労働委員会

理事 渡部 通子君 (小平芳平君の補欠)

商工委員会

理事 岩本 政光君 (福岡日出磨君の補欠)

通信委員会

理事 大森 昭君 (大森昭君の補欠)

同日内閣から、参議院議員秦豊君提出新東京国際

空港公団法第二十四条の規定による業務方法書の認可等に関する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、五月二十六日まで

に答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣から、参議院議員秦豊君提出新東京国際

空港公団法第二十一条の規定による基本計画の指示に関する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、五月二十六日まで

に答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣から、参議院議員秦豊君提出航空法第五

十五条の三第一項に規定する工事実施計画認可及び同変更認可等に関する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、五月二十六日まで

に答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣から、参議院議員鈴木一弘君提出鉱山の

保安に関する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、四月七日までに答

弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣から、参議院議員鈴木一弘君提出鉱山の

保安に関する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、四月七日までに答

弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣から、参議院議員鈴木一弘君提出鉱山の

保安に関する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、四月七日までに答

弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

昭和五十七年三月三十一日 参議院會議録第十号 議長の報告事項

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 異動年月日
官職名 官職名

人事官 加藤 六美君 任期満了 昭五七・三

同日議長は内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第九十六回国会政府委員に任命することを承認した。

人事官 加藤 六美君

同日内閣総理大臣から議長宛、人事官加藤六美君(同日議長承認)を第九十六回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る二十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

補欠

村上 正邦君

田代由紀男君

目黒今朝次郎君

鈴木 和美君

太田 淳夫君

藤原 房雄君

三木 忠雄君

馬場 富君

立木 洋君

市川 正一君

中村 鋭一君

田淵 哲也君

議院運営委員

辞任

補欠

藤原 房雄君

太田 淳夫君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

科学技術振興対策特別委員

辞任

補欠

山中 郁子君

佐藤 昭夫君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

道路運送車両法の一部を改正する法律案(閣法第七三号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

いづゆるシーレーン防衛政策に関する質問主意書(秦豊君提出)

国家備蓄政策に関する質問主意書(秦豊君提出)

去る二十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任

補欠

鈴木 省吾君

宮澤 弘君

大蔵委員

辞任

補欠

関口 恵造君

大河原太一郎君

宮澤 弘君 鈴木 省吾君

辞任

補欠

大河原太一郎君

関口 恵造君

予算委員

辞任

補欠

熊谷太三郎君

村上 正邦君

安恒 良一君

目黒今朝次郎君

鈴木 和美君

対馬 孝且君

藤原 房雄君

宮崎 正義君

馬場 富君

三木 忠雄君

市川 正一君

近藤 忠孝君

田淵 哲也君

木島 則夫君

議院運営委員

辞任

補欠

対馬 孝且君

鈴木 和美君

太田 淳夫君

藤原 房雄君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを建設委員会に付託した。

特殊土じ、より地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(建設委員長提出)(衆第八号)

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(建設委員長提出)(衆第九号)

同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による昭和五十六年度第二・四半期における国庫の状況の報告を受領した。

去る二十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

補欠

目黒今朝次郎君

安恒 良一君

対馬 孝且君

鈴木 和美君

近藤 忠孝君

立木 洋君

木島 則夫君

小西 博行君

野末 陳平君

秦 豊君

決算委員

辞任

補欠

志苦 裕君

目黒今朝次郎君

議院運営委員

辞任

補欠

鈴木 和美君

対馬 孝且君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

物価等政策特別委員会

理事 広田 幸一君(山田謙君の補欠)

同日衆議院から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

特殊土じ、よう、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(衆第八号)

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(衆第九号)

建設委員会に付託

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第二十一号)

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第二十二号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

労働省設置法の一部を改正する法律案(閣法第一四号)

郵政省設置法の一部を改正する法律案(閣法第一二二号)

内閣委員会に付託

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び

納付金に関する法律の一部を改正する法律案

(閣法第一九号) 地方行政委員会に付託

商業登記法の一部を改正する法律案(閣法第四九号) 法務委員会に付託

国立学校設置法の一部を改正する法律案(閣法第一八号) 文教委員会に付託

砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第六九号) 農林水産委員会に付託

機械類信用保険法の一部を改正する法律案(閣法第二四号) 商工委員会に付託

旅行業法の一部を改正する法律案(閣法第五一号) 運輸委員会に付託

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第一号)

通信委員会に付託

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第三三三三号)

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第三四四号)

琵琶湖総合開発特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第二二二号)

建設委員会に付託

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

電波法の一部を改正する法律案(閣法第七四号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

武器等の輸出の禁止等に関する法律案(清水勇君外七名提出)(衆第一〇号)

商工委員会に付託

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)(衆第二十一号)

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)(衆第二十二号)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を委員会に付託した。

郵政省設置法の一部を改正する法律案(閣法第一二二号)

内閣委員会に付託

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第三三三三号)

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第三四四号)

建設委員会に付託

同日内閣から、参議院議員秦豊君提出運輸政策審議会の答申に関する質問については、検討する必要があり、これに日時を要するため、四月二十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣から、地方財政法第三十条の二の規定に基づく地方財政の状況報告を受領した。

去る二十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任 補欠

田代由紀男君 大島 友治君

谷川 寛三君 井上 裕君

宮崎 正義君 太田 淳夫君

立木 洋君 下田 京子君

柳澤 鍊造君 田淵 哲也君

小西 博行君 柄谷 道一君

秦 豊君 野末 陳平君

喜屋武眞榮君 青島 幸男君

昭和五十七年三月三十一日 参議院会議録第十号 議長の報告事項

決算委員

辞任 補欠

柄谷 道一君 小西 博行君

議院運営委員

辞任 補欠

井上 裕君 谷川 寛三君

一昨二十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任 補欠

世耕 政隆君 金丸 三郎君

宮本 顯治君 小笠原貞子君

大蔵委員

辞任 補欠

矢追 秀彦君 白木義一郎君

文教委員

辞任 補欠

宮之原貞光君 大木 正吾君

商工委員

辞任 補欠

福岡日出麿君 江島 淳君

上田 稔君 内藤 健君

金丸 三郎君 世耕 政隆君

運輸委員

辞任 補欠

江島 淳君 福岡日出麿君

内藤 健君 上田 稔君

小笠原貞子君 宮本 顯治君

通信委員

辞任 補欠

白木義一郎君 矢追 秀彦君

建設委員

辞任 補欠

大木 正吾君 宮之原貞光君

予算委員

辞任 補欠

大島 友治君 田代由紀男君

井上 裕君 谷川 寛三君

寺田 熊雄君 志苦 裕君

田淵 哲也君 柳澤 鍊造君

野末 陳平君 森田 重郎君

決算委員

辞任 補欠

森田 重郎君 野末 陳平君

議院運営委員

辞任 補欠

谷川 寛三君 井上 裕君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

予算委員会

理事 柳澤 鍊造君 (柳澤鍊造君の補欠)

昨三十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任 補欠

江藤 智君 村上 正邦君

福田 宏一君 藤田 正明君

法務委員

辞任 補欠

金丸 三郎君 世耕 政隆君

小笠原貞子君 宮本 顯治君

大蔵委員

辞任 補欠

塚田十一郎君 岡部 三郎君

藤田 正明君 福田 宏一君

白木義一郎君 矢追 秀彦君

文教委員

辞任 補欠

大木 正吾君 宮之原貞光君

社会労働委員

辞任 補欠

関口 恵造君 園田 清充君

村上 正邦君 江藤 智君

高杉 勉忠君 対馬 孝且君

農林水産委員

辞任 補欠

岡部 三郎君 塚田十一郎君

商工委員

辞任 補欠

江島 淳君 福岡日出麿君

内藤 健君 上田 稔君

世耕 政隆君 金丸 三郎君

対馬 孝且君 高杉 勉忠君

運輸委員

辞任 補欠

福岡日出麿君 江島 淳君

上田 稔君 内藤 健君

宮本 顯治君 小笠原貞子君

通信委員

辞任 補欠

矢追 秀彦君 白木義一郎君

建設委員

辞任

補欠

園田 清充君
宮之原貞光君関口 恵造君
大木 正吾君

予算委員

辞任

補欠

木村 睦男君
志苦 裕君大河原太一郎君
寺田 熊雄君

下田 京子君

市川 正一君

柄谷 道一君

田淵 哲也君

森田 重郎君

野末 陳平君

決算委員

辞任

補欠

大河原太一郎君

木村 睦男君

小西 博行君

柄谷 道一君

野末 陳平君

森田 重郎君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

関税暫定措置法の一部を改正する法律案(関法第四六号)

同日内閣から、参議院議員案豊君提出いわゆるシーレーン防衛政策に関する質問については、検討する必要があり、これに日時を要するため、四

月二十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条

第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣から、参議院議員案豊君提出国家備蓄政策に関する質問については、検討する必要があり、これに日時を要するため、四月十四日までに

答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定

による通知書を受領した。

同日委員長から次の報告書が提出された。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(関

法第一一〇号)審査報告書

石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する

法律案(関法第二二〇号)審査報告書

炭鉱職者臨時措置法の一部を改正する法律案

(関法第二五五号)審査報告書

労働省設置法の一部を改正する法律案(関法第

一四〇号)審査報告書

地域改善対策特別措置法案(関法第四三三号)審査報告書

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(関法第一〇〇号)審査報告書

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件(関承

認第二号)審査報告書

松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律

案(関法第三一〇号)審査報告書

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措

置法の一部を改正する法律案(関法第三三三号)審

査報告書

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正

化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正す

る法律案(関法第三四四号)審査報告書

国立学校設置法の一部を改正する法律案(関法

第一八八号)審査報告書

琵琶湖総合開発特別措置法の一部を改正する法

律案(関法第二二〇号)審査報告書

特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法

の一部を改正する法律案(衆第八八号)審査報告書

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島復

興特別措置法の一部を改正する法律の一部を改

正する法律案(衆第九九号)審査報告書

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び

納付金に関する法律の一部を改正する法律案

(関法第一九〇号)審査報告書

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(関承認第一〇一)審査報告書

国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正

する法律案(関法第一五五号)審査報告書

法人税法の一部を改正する法律案(関法第一六

号)審査報告書

租税特別措置法の一部を改正する法律案(関法

第一七〇号)審査報告書

関税暫定措置法の一部を改正する法律案(関法

第四六号)審査報告書

同日人事院総裁から、国家公務員法第百三条第九

項の規定に基づく昭和五十六年の営利企業への就

職の承認に関する年次報告書を受領した。

本日委員長から次の報告書が提出された。

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律

案(衆第七七号)審査報告書

砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正す

る法律案(関法第六九号)審査報告書

沖縄振興開発特別措置法等の一部を改正する法

律案(関法第二〇〇号)審査報告書

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律

の一部を改正する法律案(衆第一一〇号)審査報告

書

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第二二二号)審査報告書

昭和五十七年三月三十一日 参議院會議録第十号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五二四二(大代) 平 105

定価 一
三三〇
円部